



おとな
大人へのステップ





Step
0

はじめに

これから「大人へのステップ」が始まります。

このワークブックは、18歳以上の人たちを想定したのですが、17歳以下の人も参加できます。その場合は、18歳になったつもりで、将来を見据えながら、一緒に勉強していきましょう。

皆さんは、社会で非行をした結果、ここ「少年院」にいます。

「少年」院にいる一方で、社会では成年、つまり「大人」として扱われる年齢ですから、社会では「大人」としての行動が求められることとなります。

でも、「あなたはもう、大人ですから」なんて言われて、「大人だったら、わかりますよね」とか「大人なんだから、もう少し考えてください」と言われても、困っていませんか。

「誰が勝手に大人なんて決めたんだ」、「いくつになっても私は私」そんな声が聞こえてきそうです。

でも、誰でもいずれは「大人」になります。いつまでも「子ども」ではられません。

それでは、「大人」って、何なのでしょう。

「子ども」と「大人」の違いって？

このワークブックには、皆さんが「大人」として生きていくためのヒントがたくさん詰め込まれています。

ここで最初にひとつだけ。

「大人」だからって、皆同じ、というわけではありません。

人は十人十色。「子ども」か「大人」かで、ひとくくりにはできないようなものはありません。



ひとり ひとりの個性があって、ひとりひとりの人生があります。

「大人」になるからといって、あなたがあなたでなくなるというわけでは、もちろんありません。

あなたはあなたらしく、社会の中で生き生きと輝いて、あなたらしい「大人」になって欲しいです。

このワークブックを終えた時、あなたがそんな「大人」に一步近づいていられるように。

このワークブックが「大人へのステップ」になるように。

このワークブックには、そんな思いが込められています。

それでは、始めていきましょう。

§ 「大人へのステップ」を進めるに当たって

Work あなたは、社会では「大人」として見られる年齢です。

これから「大人」として生きていく上で、楽しみなことや期待していることはありますか。また、不安なことや心配なことはありますか。

楽しみなことや期待していること

不安なことや心配していること



ワークブックの使い方

- このワークブックは、何人かで集まり授業形式で進めていくことも、個人で学習を進めていくことも、どちらもできるように作られています。ただし、どちらの場合であっても、必ず先生と相談しながら進めるようにしてください。
- ワークブックの中には、そのテーマごとに、必ず学んで欲しいところと、余裕がある時に読むことで、さらに理解が深まったり、参考になったりするところ（「コラム」といいます。）があります。それぞれの進め方については、先生と相談して決めてください。
- ワークブックでは、法律に関する専門的な内容も出てきますが、皆さんが理解しやすいように、なるべくわかりやすい表現で説明をしています。そのような箇所には、**深掘り**のマークがついているので、もう少し詳しく学びたいという人は、巻末の参考資料を見てください。
- ワークブックの中には「宿題」のある単元があります。主に次の単元の準備に必要なものですので、忘れずに取り組むようにしてください。
- ワークブックの内容は、全部で12のテーマに分かれています。それぞれのテーマは以下のとおりです。

I 法教育	II 社会人教育	III まとめ
1 大人になる①	7 家族について	11 非行・犯罪について②
2 非行・犯罪について①	8 結婚について	12 大人になる②
3 ルールについて	9 仕事について	
4 契約について	10 友人について	
5 契約トラブルについて		
6 訴訟について		



もくじ

ほうきょういく	
I	法教育
1	おとな 大人になる① 5
2	ひこう はんざい 非行・犯罪について① 15
3	ルールについて 25
4	けいやく 契約について 35
5	けいやく 契約トラブルについて 49
6	そしょう 訴訟について 61
しゃかいじんきょういく	
II	社会人教育
7	かぞく 家族について 71
8	けっこん 結婚について 83
9	しごと 仕事について 99
10	ゆうじん 友人について 111
III	まとめ
11	ひこう はんざい 非行・犯罪について② 125
12	おとな 大人になる② 131
かんまつふるく	さんこうしりょう
巻末付録	参考資料 139



Step 1

おとな 大人になる①

今回は、「子ども」から「大人」になるとは、社会から見てどのような変化があるということなのか。「大人」になると、何ができるようになって、何が期待されるのか、何ができなくなるのか、具体的に考えていきます。

「大人」への第一歩として、いったい何がどう変わるのか、しっかりとポイントを考えていきましょう。

たんげん
この単元のポイント

- 18歳以上が民法上の成年であることを理解する。
- 成年になったらできるようになることを理解する。
- 成年になったらできなくなることを理解する。

おとな なに
1 「大人」って何？



Work 普段、「大人」と「子ども」という言葉を何気なく使っていますが、「大人になる」と聞いて、あなたはどのようなイメージを抱きますか。

おとな
「大人になる」とは



2 大人になったらできること

Work おとな 大人になったら何ができるようになると思いますか。まずは自分で考
おも えてみましょう。

おとな
大人になったらできること
れい じどうしゃうんてんめんきょ と
【例】自動車運転免許が取れる



まず、民法上の「みんぽうじょう 大人」と「ちがみ 子ども」の違いについて見ていきましょう。

民法という法律では、まん 満18歳でせいねん 成年となることが定められています。

つまり、日本では、民法上、18歳の誕生日を迎えると、成年（「大人」）になると決まっています。

18歳になると、例えば、次のようなことができるようになります。

§ 携帯電話を購入することができる

18歳になると、自分の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票等）があれば、自分の名義で携帯電話の利用契約をすることができます。

未成年者（子ども）の場合は、保護者の同意が必要です。そのため、未成年者が一人で契約をする時には、本人確認書類のほか、保護者の同意書と保護者自身の本人確認書類も必要になります。

§ アパート等を借りられる

18歳になると、アパート等の賃貸借契約（家を借りるためにお金を払うことと、契約が終わった時に家を返すことを約束することで成立する契約）をすることができます。ただし、契約をする時には、入居審査（ルールを守れる人か、家賃の支払能力はあるか等についての審査）に通る必要があるほか、連帯保証人が必要となる場合もあります。

未成年者の場合は保護者の同意が必要となり、携帯電話の場合と同様、保護者の同意書等が必要となります。

§ クレジットカードを作ることができる

18歳になると、クレジットカードを作ることができます。ただし、本人の勤務状況（勤務先や勤続年数等）や支払能力（借金やローンの状況）について審査を受ける必要があります（審査を通らなければカードを作ることにはできま



せん。)

§ ローンを組んで自動車等を購入することができる

18歳になると、アパート等の賃貸借契約と同様、保護者の同意なくローン契約をすることができます（ただし、クレジットカードの場合と同様に、ローンの会社の審査を通らなければローンを組むことはできません。）。

§ 結婚することができる

18歳になると、男女ともに自分たちの意思があれば結婚できます。

§ 選挙に行って、投票することができる

18歳になると、国にとって重要なこと（憲法改正）を決める国民投票権と、衆議院議員・参議院議員の選挙、知事・都道府県議会議員の選挙、市区町村の長・市区町村議会議員の選挙の選挙権が得られます（ただし、拘禁刑以上の刑に処されその執行を終わるまでの者や公職選挙法等に反する罪により選挙権が停止されている者等、18歳以上であっても選挙権を失う場合があります。）。

なお、皆さんは少年院にいますが、刑に処せられているわけではないので、在院期間中も投票することができます。



さい
18歳になったらできること

- 保護者の同意がなくても契約することができる。
ほごしゃ どうい けいやく
- (例：携帯電話を持つ、クレジットカードを作る、ローンを組む等)
れい けいたいでんわ も つく く どう
- 結婚することができる。
けっこん
- 選挙に行き、投票することができる (選挙権を持つ)。
せんきょ い どうひょう せんきょけん も
- 公認会計士や司法書士等の国家資格に基づく職業に就くことができる。
こうにんかいけいし しほうしょしとう こっかしかく もと しょくぎょう つ
- 10年間有効のパスポートを取得できる。
ねんかんゆうこう しゅとく
- 普通自動車運転免許を取得できる。
ふつうじどうしゃうんてんめんきょ しゅとく
- 深夜の時間帯 (午後10時~翌日の午前5時) も働くことができる。
しんや じかんたい ごご じ よくじつ ごぜん じ はたら
- × 飲酒・喫煙はできない。(お酒とたばこは20歳から)
いんしゅ きつえん さけ さい
- × 公営ギャンブル (競馬・競輪・ボートレース等) はできない。
こうえい けいば けいりん とう



おとな
3 大人になったらできなくなること



Work それでは、^{ぎやく}逆に、^{おとな}大人になったら、できなくなることはありますか。

^{じぶん}まずは自分で ^{かんが}考えてみましょう。

おとな

大人になったらできなくなること

^{れい}【例】 ^{しごと}仕事を ^{たの}せずに楽しいことだけする。

それではまた、民法について見てみましょう。18歳になったら、自分にとって不利な内容や不本意な内容の契約を不注意でしてしまったとしても、取り消すことはできなくなります。



未成年者の契約

未成年者の場合、保護者の同意を得ずに契約を結んだ時、例えば、その契約内容が本人にとって不利なものであった時には、保護者・本人のそれぞれが、その契約を取り消すことができます。取り消された契約は初めから無効だった（契約自体がなかった）ものとして扱われます。

深堀り → p 139

未成年者は、社会経験が少ないため、軽い気持ちで自分では支払いのできないような高額な契約や、自分にとって損になるような契約をしてしまう危険が大きいと考えられます。また、逆に、契約の相手方としても、未成年者を信用して契約したところで、実際には支払能力がなかったり、約束どおりにしても



おも そんしつ う かんが
 らえなかったりして、思わぬ損失を受けてしまうことも考えられます。

ふせ 、みせいねんしゃ けいやく とき ほごしゃ どうい ひつよう
 こうしたことを防ぐため、未成年者が契約をする時には保護者の同意が必要と

いうルールになっているのです。

おとな ほうりつじょう ほご う
 大人になると、こうした法律上の保護を受けることがなくなります。



Work おとな こんご き つ ひつよう おも
 あなたは大人として、今後どのようなことに気を付ける必要があると思

いますか。

おとな き つ
 大人として気を付けること

れい けいやく とき しんちょう
 【例】契約をする時は慎重になる。



4 まとめ

にほん 民法上、満18歳で成年になります。

成年になると、契約をする時に保護者の同意が必要なくなり、また、自分たち

の意思で自由に結婚をすることもできるようになります。そのほか、国民投票（

憲法を改正するか否かという重要なことについて、自分の考えに基づいて投票

すること）や選挙での投票ができる（選挙権を持つ）ようになったり、普通自動

車運転免許を取得することができるようになったりもします。

一方、成年になると、契約における法律上の保護（損害を受けないように守ら

れること）を受けることができなくなります。

自分の考えで自由に契約ができるということは、その反面、自分で責任をとら

なければいけないということでもあります。

今回のまとめとして、「大人になる」ということは、「子どもではなくな

る」、つまり、自由にできることが増える一方で、自分のしたことに対する責任

も大きくなるということをおぼえておきましょう。

この単元で学んだこと



しづさわえいいち のこ ことば
渋沢栄一さんが遺した言葉

しづさわえいいち ばくまつ じだい わた おお きんだいぶんか しそう
 渋沢栄一さんは、幕末の時代、ヨーロッパに渡って多くの近代文化や思想
 ぶ きこくご めいじ しょうわしよぎ いた おお かいしゃ しゃかいじぎょう たずさ
 に触れ、帰国後、明治から昭和初期に至るまで、多くの会社や社会事業に携
 にほんしほんしゅぎ ちち い じんぶつ れいわ ねん ほうえい
 わった、日本資本主義の父と言われる人物です。令和3年に放映されたNHK
 たいが せいてん つ しゅじんこう れいわ ねん がつ はっこう
 大河ドラマ「青天を衝け」の主人公として、あるいは、令和6年7月に発行さ
 まんえんざつ かお し ひと おお しづさわ
 れた1万円札の顔として知った人も多いかもしれません。渋沢さんは、この
 ゆうめい ことば のこ
 ような有名な言葉を遺しています。

しづさわ のこ ことば
 渋沢さんのこの言葉は…

だれ せきにん お っ だれ たよ
 誰かに責任を押し付けたり、誰かに頼りきってしまったりするのではなく、きちんと自分の考えを持って、自分自身で決断していくということが大切です。そういう姿勢がないと本当の意味での優しさ、人への思いやりというものは持つことができないでしょう。

そして、この精神と、他者への思いやりこそが、人の人生の基礎になっているのです。

ひと すべ じしゅどくりつ
 人は全て自主独立すべきものである

じりつ せいしん ひと おも
 自立の精神は人への思いやりとともに

じんせい こんほん な
 人生の根本を成すものである

しづさわえいいち
 渋沢栄一



Step 2

ひこう はんざい
非行・犯罪について①

たんげん おとな かんが おとな じぶん たい
 單元1では、「大人になる」ことについて考え、大人は、自分のしたことに対
 する責任が、子どもに比べて大きくなることを学びました。

ひこう はんざい とき ちが ひがいしゃ たい せき
 それでは、非行・犯罪をした時の違いはどうなるのでしょうか。今回は、
 非行・犯罪をした場合の大人と子どもの取扱いの違いや、被害者に対する責任に
 ついて学習していきましょう。

この単元のポイント

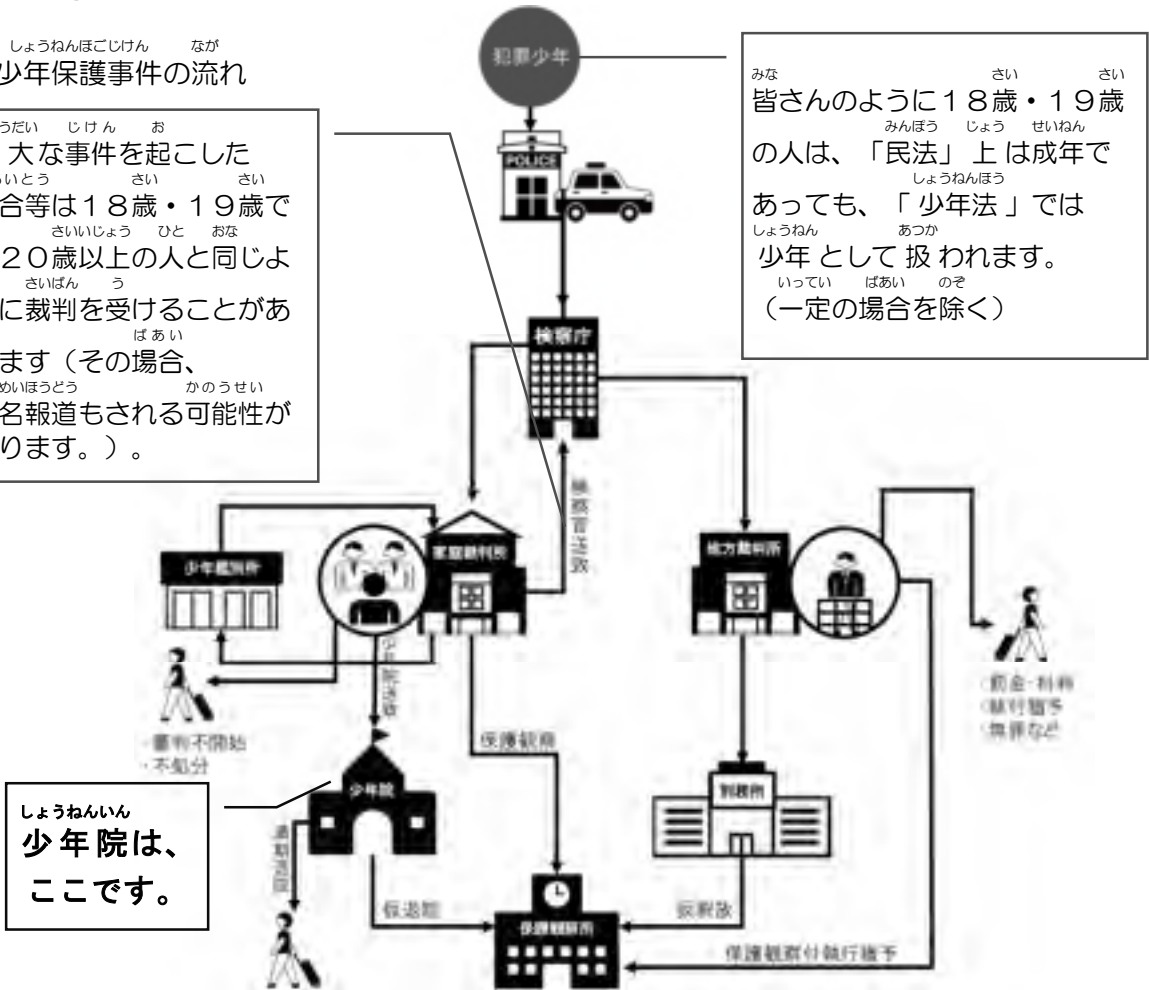
- 少年保護事件と刑事事件の流れや違いについて理解する。
- 損害賠償責任について理解する。

1 事件の流れ

少年保護事件の流れ

重大な事件を起こした
 場合等は18歳・19歳で
 も20歳以上の人と同じよ
 うに裁判を受けることがあ
 ります（その場合、
 実名報道もされる可能性が
 あります。）。

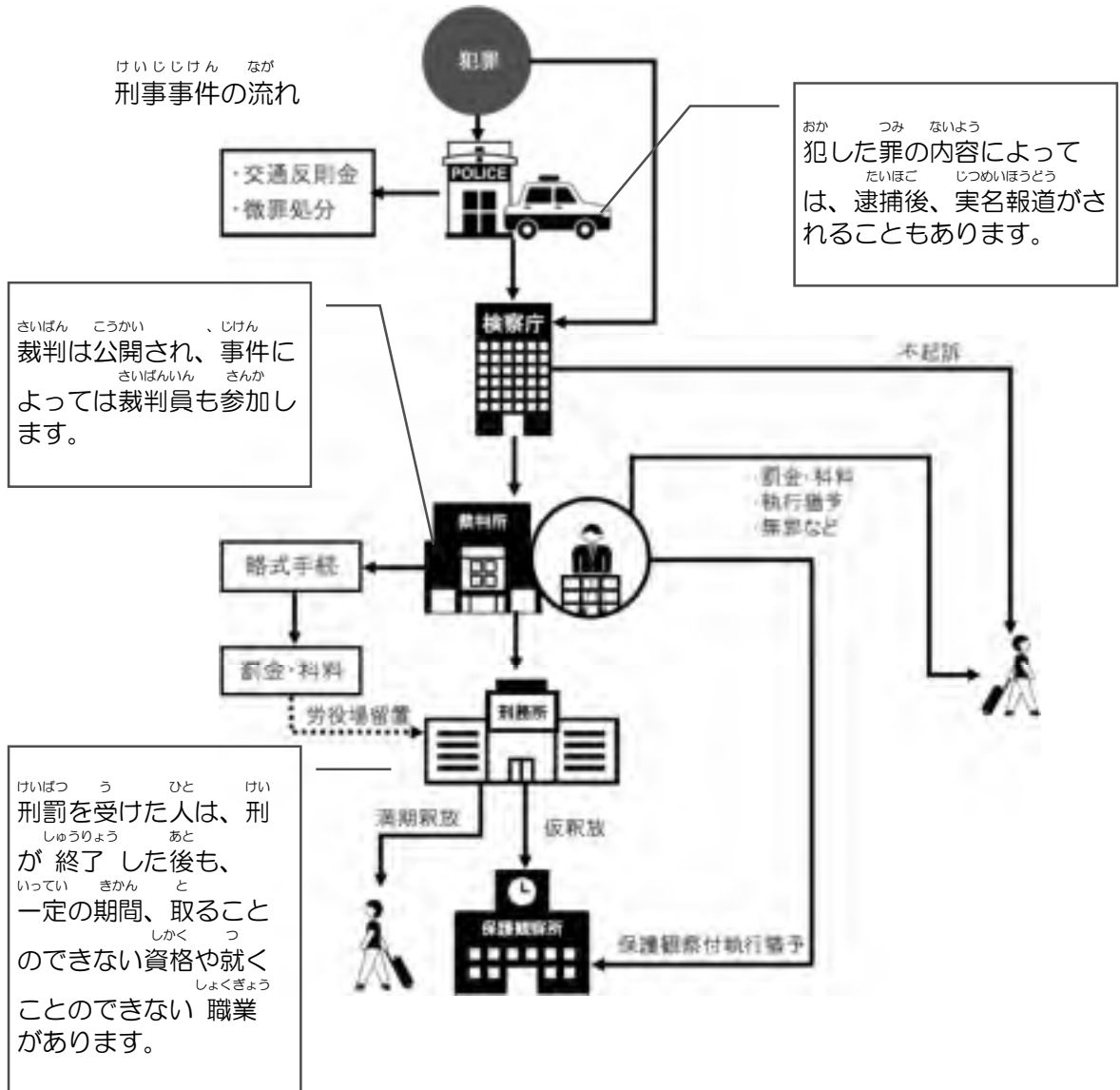
皆さんのように18歳・19歳
 の人は、「民法」上は成年で
 あっても、「少年法」では
 少年として扱われます。
 （一定の場合を除く）



少年院は、
 ここです。



少年（20歳未満）の場合、家庭裁判所による審判が行われ、非行事実が認定された時の処分を保護処分といいます。保護処分には、保護観察、少年院送致等があります。



20歳以上の場合、地方裁判所等による公開の審判が行われ、犯罪の事実が認定された時は刑罰が科せられます。刑罰には、罰金、拘禁刑、死刑等があります。

※ 令和7年6月より前の犯罪は、拘禁刑ではなく懲役又は禁錮に処せられることがあります。



さいばんいん なに
裁判員って何？

さいばんいんせいど こくみん さいばんいん けいじさいばん さんか ひこくにん ゆうざい
 裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か
 むざい ゆうざい ばあい けい さいばんかん いっしょ き せいで
 無罪か、有罪の場合はどのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度
 さいばんいんさいばん たいしょうじけん いてい じゅうだい ほんざい たと さつじん
 です。裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば殺人、
 ごうとうちしょう しょうがいちしとう つみ あ まいとし かんないしちょうせん せんきょ
 強盗致傷、傷害致死等の罪が挙げられます。毎年、管内市町村の選挙
 かんりいいんかい せんきょけん さいいじょう じゅうみん えら さくせい めいほ
 管理委員会が選挙権のある18歳以上の住民からくじで選んで作成した名簿
 もと かくちほうさいばんしよ さいばんいんこうほしゃめいほ さくせい じっさい
 に基づき、各地方裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作成されます。実際の
 さいばんいんさいばん さい さいばんいんこうほしゃめいほ さら せんてい
 裁判員裁判に際しては、裁判員候補者名簿から更にくじで選定され、その
 あと こうほしゃ たい よびだ しつもんどう へ にん せんてい
 後、候補者に対する呼出し、質問等を経て、6人が選定されます。

しょうねんほごじけん けいじじけん
2 少年保護事件と刑事事件

深掘り → p 140

しょうねんしんばん けいじさいばん
(1) 少年審判と刑事裁判



しょうねんしんばん けいじさいばん ちが ひょう
 Work 少年審判と刑事裁判とでは、どのような違いがあるでしょうか。表の
 ひだりがわ こうもく かんが
 左側の項目について、それぞれ考えてみましょう。

	しょうねんしんばん 少年審判	けいじさいばん 刑事裁判
こうかい ひこうかい 公開か非公開か		
もくてき 目的		
さいばんしよ 裁判所		
かんけいしゃ 関係者		
すす かた 進め方		
しよぶん 処分		



しょうねんほう けいじそしょうほう (2) 少年法と刑事訴訟法

ひこう はんざい とき しょうねん さいみまん しょうねんほう さいいじょう
非行・犯罪をした時は、少年（20歳未満）であれば少年法、20歳以上で
けいほう けいじそしょうほう ほうりつ もと しょぶん き
あれば刑法と刑事訴訟法という法律に基づいて処分が決められます。



しょうねんほう けいじそしょうほう おお ちが ほうりつ もくてき あらわ
少年法と刑事訴訟法の大きな違いは、それぞれの法律の目的に表されて
ほうりつ もくてき さだ
います。それぞれの法律は、どのような目的で定められているでしょうか。

しょうねんほう もくてき
少年法の目的

けいじそしょうほう もくてき
刑事訴訟法の目的

そんがいばいしょうせきにん 3 損害賠償責任

深掘り → p 142

ひこう はんざい ばあい ほんごしょぶん けいばつ う おか つみ
非行・犯罪をした場合、保護処分や刑罰を受けることだけでは、犯した罪を
つぐな ほんごしょぶん ほんにん かいぜんこうせい おこな しょぶん
償うことはできません。保護処分は本人の改善更生のために行われる処分です
けいばつ かいぜんこうせい くわ さだ しゃかい やぶ
し、刑罰についても、改善更生に加えて、定められた社会のルールを破ったこと
たい ほんにん りょうほう ひがいしゃ たい せきにん は
に対する本人へのペナルティですから、両方とも被害者に対する責任を果たし
たことにはなりません。

じっさい ひがいしゃ たい せきにん は よ
それでは、実際に被害者に対する責任を果たすには、どうすれば良いのでしょ
ひがいしゃ たい そんがいばいしょうせきにん み
うか。ここからは被害者に対する損害賠償責任について見ていきます。



事例 1

こうつうじこ
交通事故

あなたは、昨日、交通事故にあってしまいました。青信号の横断歩道を渡っていたところ、赤信号を無視して直進してきた自動車にはねられてしまったのです。すぐに救急車で病院に運ばれましたが、足の骨が折れてしまい、2か月間の入院と、さらに2か月間のリハビリが必要とのことでした。せっかく仕事が決まって、働き始めたばかりだというのに、足が治るまでは仕事にも行けません。それに、買ったばかりのジャケットやお気に入りのジーンズも破れてしまいましたし、スマホの画面も割れてしまいました。



①あなたの被害について、まとめてみましょう。

あなたの被害



②あなたは相手の運転手さんに、どのようなことを求めますか。

相手に求めること



犯罪による被害に対する損害賠償には、主に以下のようなものがあります。

主な損害賠償

- **直接損害を与えた金品**
治療費、破損した物品の金額等
- **被害者にとって本来得られるはずだった利益**
仕事を休んだことによる収入の減少（休業損害）や後遺障害によって将来の収入が制限される可能性がある場合の収入見込等
- **被害者の精神的苦痛に対する慰謝料**
入院やリハビリ生活によって苦しめられたことに対する賠償
- **遅延損害金**
損害の発生から損害賠償金の支払いまでに長期間の遅れがある場合に発生する利子（事件後、何年も逃げていた場合等）

また、損害賠償を行うための方法としては、以下のようなものがあります。

損害賠償の方法

- **示談交渉**
被害者との間で、話し合いで損害賠償の金額、内容、支払方法等を決める方法です。
- **損害賠償命令制度**
被害者等の申立てに基づいて、刑事事件を担当した裁判所が、有罪判決を言い渡した後、引き続いて加害者側に損害賠償を命じる制度です。
- **民事裁判**
示談が不成立に終わったり、損害賠償命令制度が利用されなかった場合、民事裁判によって損害賠償が請求される場合があります。



4 まとめ

今回は、こんかい ひこう はんざい ばあい おとな こ とりあつか ちが ほうりつ 非行・犯罪をした場合の大人と子どもの取扱いの違いについて、法律
しよぶんけつてい なが かくにん ちが じぶん こうどう や処分決定の流れを確認してきました。こうした違いがあるのは、「自分の行動
ていど じぶん せきにん てん かんが にどの程度自分で責任がとれるかどうか」という点によるものだと考えられま
こ ぜんあく はんたん さき みとお も しゃかいぜんたい まも す。子どもは、まだ善悪の判断や先の見通しが持ちにくく、また、社会全体で守
そだ そんざい ひこう きょういくてき り育てていかなければならない存在でもあるので、非行についても、教育的な
たいおう ゆうせん おとな 対応が優先されます。しかし、大人になれば、そういうわけにはいきません。
はんざい たい げんそく けいばつ か 犯罪に対して原則として刑罰が科せられるということになります。

みな じんぼうじょう せいねん 皆さんはすでに民法上の成年となっています。

ひこう たい じよぶん しょうねんほごじけん てつづ おこな 非行に対する処分が少年保護事件の手続きによって行われたとしても、
じんぼうじょう せきにん せんがいばいしょうせきにん じぶんじしん お ひつよう 民法上の責任である損害賠償責任については、自分自身で負う必要がありま
 す。

しゃざい ほうほう じりつ せいかつ おく せんがいばいしょう おこな 謝罪の方法や、自立した生活を送りながらどのようにして損害賠償を行って
とう みな じしん かんが ひつよう いくのか等は、皆さん自身で考えていく必要があるのです。

たんげん まな
この単元で学んだこと



自動車保険に加入しよう！

交通事故を起こし、万一、相手に重い後遺障害が残ってしまったり、死亡させてしまったりした場合には、非常に高額な賠償金を支払う必要が出てきます。とても支払いきれないような賠償責任を負うと、自分自身や家族にとって人生の大きな負担になりますし、何より賠償金を受け取れない被害者に対して甚大な迷惑を掛けてしまいます。そのようなもの場合に対応するため、運転者は、誰であっても自動車保険に加入しておく必要があります。

自動車保険には大きく分けて2種類あります。

1 自賠責保険

自賠責保険は、交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的としており、原動機付自転車を含む全ての自動車に加入が義務付けられています（無保険運転は違法です。）。自賠責保険では、被害者に対する対人賠償のみが対象となり、傷害による損害（治療費、休業損害、慰謝料等）、後遺障害による損害、死亡による損害に対してそれぞれ一人当たりの限度額まで支払われます。

ただし、交通事故による被害の程度によっては、被害者に対する賠償が自賠責保険による補償額だけでは足りない場合も考えられます。また、事故によって自分がけがをしたり、車が壊れたりした分などは補償の範囲外となるため、全て自己負担となります。

2 任意保険

自賠責保険では賠償されない部分を補うため、任意保険があります。

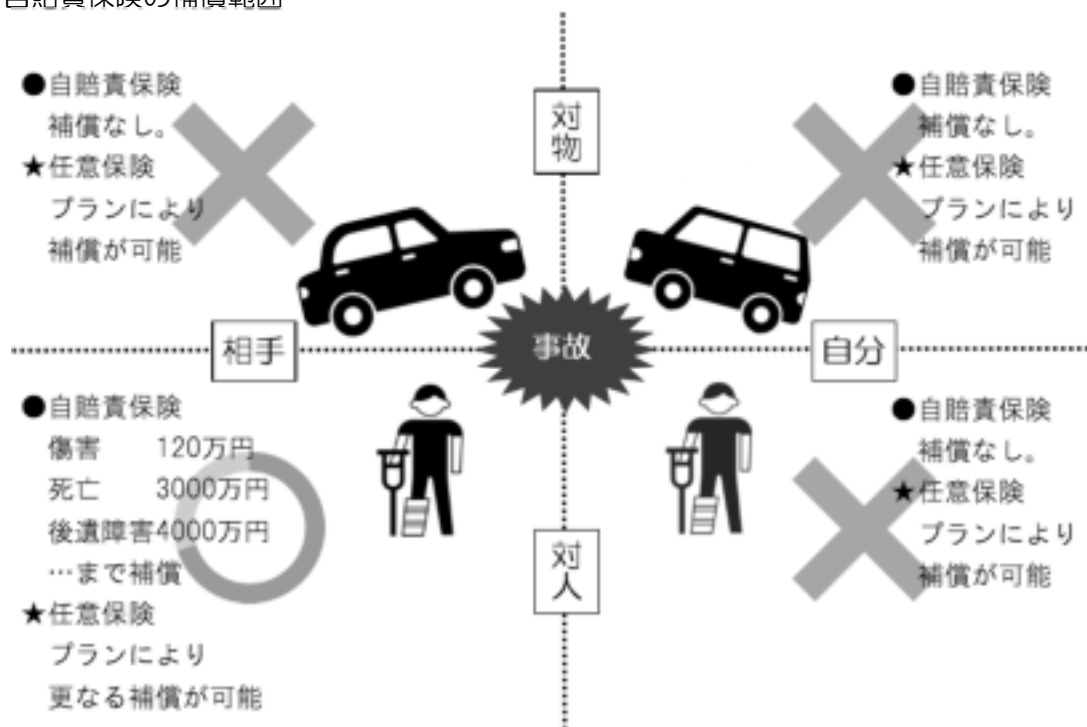
任意保険には様々な種類がありますが、加入する保険の種類に応じて、自賠責保険による補償の範囲外となる部分、例えば、自分のけがの治療費

くま しゅうりひ ほしょう う
 や、車の修理費などについて補償が受けられるようになります。なお、
 ほけんりょう ほけん しゅるい ほしょう はんい こと
 保険料は、保険の種類や補償の範囲によって異なります。

にんいほけん はい こうつうじこ お ばあい はっせい
 任意保険に入っておけば、交通事故を起こしてしまった場合に発生す
 きんせんてき ふたん おおはば へ じこ あいてがた たい
 る金銭的な負担を大幅に減らすことができ、事故の相手方に対しても、
 てきせつ ばいしょう かのう
 適切に賠償をすることが可能になります。

にんいほけん ほりつじょう かにゆう きむづ
 任意保険は、法律上、加入が義務付けられているわけではありません
 じじょう すべ うんてんしゃ かにゆう
 が、このような事情から、ほぼ全ての運転者が加入しています。

じばいせきほけん ほしょうはんい
 自賠責保険の補償範囲



※ 補足

ほそく
 保険とは、万が一何かがあったとき（病気・事故等）にお金などを支
 ほけん まん いちなに びょうき じことう かね し
 給してもらうものです。そのために、毎月少しずつお金を払っておきま
 きゅう まいつきすこ かね はら
 す。



Step
3

ルールについて

人間が一人だけで、誰もいないような場所で生きていくとしたら、そこにルールは必要ありません。でも、現代の社会には必ず法律やルールがあります。それはいったい、なぜでしょうか。今回はルールについて考えていきましょう。

この単元のポイント

- ルールの必要性について理解する。
- 民主主義や選挙について理解する。

1 なぜルールは必要なのか

事例 1

ゴミ捨て場の悲劇

あなたは新築の賃貸マンションに引っ越してきました。6階建てで、1フロアあたり5室ずつあるので、全部で30部屋あります。エレベーター、バルコニーもあり、オートロック付きです。

このマンションのゴミ捨て場は、玄関を出てすぐ横に設置されていて、生ゴミや生活ゴミは火曜日と金曜日の週2回、市の指定のゴミ袋に入れて出すように決められています。しかし、最近、これを守らない人がいるようで、いつも回収されずに残っています。そのため、玄関を通るたびにひどい臭いがしていて、住民だけではなく通行人まで鼻をつまんで通り過ぎなければなりません。



①このマンションのゴミ捨^すてのル^かール^だを書き出^かして^だみて^さください。

す
ゴミ捨^すてのル^かール



②ゴミ捨^すてのル^かールは、なぜある^のので^しょう^か。

いけん
あなた^の意^い見^{けん}



③ゴミ捨^すて場^ばの問^{もん}題^{だい}を^かい^けつ^つするには、どう^よす^おれば^お良^いと思^おいます^か。

いけん
あなた^の意^い見^{けん}

2 ルールの決め方

あるマンションのゴミ捨て場の事例について、問題の解決方法を考えました。しかし、ゴミ捨て場は、あなただけの場所ではありません。皆が共有している場所で何か始めようとする時は、そこを使っている他の住民にも賛成してもらわなければなりません。また、他の住民には、解決方法について違った意見があることも考えられます。

Work ゴミ捨て場の問題の解決方法について、他の人たちの意見も聞いて、それぞれの意見を書き出してみてください。

ほか ひと いけん
他の人たちの意見

なお、個別指導で取り組んでいる人は、他の意見がないか考えてみたり、先生に説明して意見をもらう等して記載してみてください。



みんしゅしゅぎ

3 民主主義

ゴミ捨て場の問題の解決方法について、さまざまな人がそれぞれに意見を持っていることがわかりました。しかし、実際にゴミ捨て場の問題を解決するためには、どのような解決方法を取るのか決める必要があります。

では、このようにさまざまな意見がある中で、ものごとを決めようとした場合、どのようなやり方があるのでしょうか。

Work ① ゴミ捨て場の問題の解決方法について、他の人の意見も踏まえて、皆が納得できるようなアイデアはありますか。

かいけつさく
解決策

Work ② ゴミ捨て場の問題の解決方法について、どのような方法で決めれば良いのでしょうか。

き かた
決め方



民主主義のルール

社会の決まりや何か重要なことについて、その社会で暮らしている人たちが自身が決定権を持っていることを「民主主義」といいます。民主主義の社会では、どのようにして大事なことを決めていくか、その公正さがとても重要になります。

民主主義での物事の決め方には、以下の3つのルールがあります。

- ① 全員が納得できるまで話し合いをすること
② 話し合いで答えが出ない時には多数決で決めること
③ 多数決で決めるとしても、少数派の意見も大切に扱うこと

4 選挙

事例2

自治会

マンションでは、ゴミ捨て場の問題等の話し合いをきっかけとして、自治会が作られることになりました。

自治会（町内会のようなもの）に参加するかどうかは住民それぞれの自由とされています。自治会の活動内容としては、例えば住民のレクリエーションを企画したり、全員で使える防犯・防災グッズをそろえたり、子どもたちの安全を守るための活動をしたりすることが考えられます。また、自治会ではこうした活動を行うために、月会費を集めることもあります。



あなたは、自治会に参加しようと思いますか。参加する時としない時のそれぞれのメリットとデメリットについて考えてみましょう。

	メリット	デメリット
さんか 参加する		
さんか 参加しない		

事例3 自治会の代表を決める

自治会では、近隣の町内会と合同で行事に参加したり、地域に関する取り組みをしたりするために、代表者として会長を決めることになりました。会長の候補者としては、一番年上でいつも穏やかな302号室のスズキさんと、小学校のPTA会長をやったことがある105号室のナカムラさんの名前が挙がっています。また、202号室のヤマモトさんは自分が会長になりたいと思っている様子です。



①自治会長は、どのような方法で決めるのが良いでしょうか。

き かた
決め方



I 法教育

ある組織そしきに所属しよぞくしている人ひとたちが、自分じぶんたちの代表だいひょうを選び出すことを「選挙せんきよ」
 といいます。民主主義みんしゆしゆぎの社会しゃかいでは、投票とうひょうによる選挙せんきよ（一人ひとりひとりが誰だれを選ぶか）と
 いう意見いけんを出して、多いおお順じゆんに選ばれるえら仕組みしく）が行おこなわれます。



Work ②身近な選挙みぢか せんきよを挙あげてみましょう。

身近な選挙みぢか せんきよ



Work ③選挙せんきよで投票とうひょうする人ひとを決きめる時とき、候補者こうほしやのどのようなことしを知しりたいです
 か。

知りたいことし

5 まとめ

ルールや法律ほうりつは、いろいろな人々ひとびとが一緒いっしょに暮くらしている社会しゃかいの中で、それぞれ
 が気持ちよく、安心あんしんして暮くらせるように、お互いたがの利害関係りがいかんけい（損得そんとく）を調整ちようせいする
 ためのものです。一つひとつのルールを見みていくと、中には、自分なかにとって都合じぶん
 の悪いものもあるかもしれませなん。ですが、自分じぶんの都合つごうを優先ゆうせんすることが、他の
 誰かだれにとっては不都合ふつごうなことになる可能性かのうせいもあります。それぞれが自分じぶんの都合つごう



かりを優先していくと、社会は成り立っていきません。そこで、最初に皆でよく話し合っ、どうすればお互いに満足できるか、あるいは、満足とまではいかにしろ受け入れることができるか、最終的にはそれを多数決等、皆が決めた方法で結論を出すことが民主主義のルールです。

法律等による決まりも、自分たちが直接話合いに参加しているわけではないので、何か押し付けられているような気分になるかもしれませんが、実は、私たちが選挙で選んだ代表者（国会議員等）による多数決で決められているのです。

単元1で学んだとおり、既に18歳以上である皆さんには、選挙権が与えられています。皆さんも選挙で一票を投じることによって、ルールを（間接的に）決めていく立場にあります。

自分たちが安心して暮らせる社会を作るためにも、皆さん一人ひとりが社会人として選挙に参加してルールを（間接的に）決めていくこと、そして、お互いに、決められたルールを守っていくことが重要です。

この単元で学んだこと



SDGs (Sustainable Development Goals) について考えよう

SDGs (持続可能な開発目標) という言葉を聞いたことがありますか？

今、世界にはたくさんの課題が山積みとなっています。それらを解決するため、2030年までに達成を目指す国際目標(17のゴール・169のターゲットで構成)で、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

○ 地球環境

・ 地球温暖化問題

人間の活動によって温室効果ガス(二酸化炭素、フロン等)が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている問題

・ 増え続けるゴミの問題

人間の活動によって日々大量のゴミが排出され、埋立地が不足していき、フロンガスの排出によって地球温暖化に悪影響を及ぼしている問題

・ 生物多様性が失われている問題

自然破壊によって、地球上の様々な生物が死滅している問題。地球上の生物は全て直接的・間接的につながりをもって生きています。そのバランスが失われつつある問題

○ 経済

・ 所得格差の問題

地域間、産業間、世代間、男女間等で生じている所得(収入)の格差の問題。地球規模で見ると大きな格差が存在している。

・ 貧困問題

現在、世界中で7億6700万人、つまり10人に1人が極度の貧困



じょうたい い こ たち み にん ひとり
 状態にあると言われており、子ども達で見ると5人に1人がそのよう
 な状態にあると言われている問題

もんだい
 ・ エネルギー問題

せかい み でんき きょうきゅう う ひとびと おくにんじょう
 世界で見ると、電気の供給を受けていない人々がまだ9億人以上い
 ると言われており、今後、これらの人々に電気を供給するためには、
 かいはつ ひつよう もんだい
 クリーンエネルギーの開発が必要になっているという問題

しゃかい
 ○ 社会

じんこうもんだい
 ・ 人口問題

ちきゅうきぼ じんこう ばくはつてき そうか かんきょうはかい しょくりょうふそくとう
 地球規模で人口が爆発的に増加しており、環境破壊や食糧不足等を
 まね もんだい
 招くのではないかという問題

しょくりょうもんだい
 ・ 食糧問題

せかいじんこう じゅうにん ひとり まんせいてき えいようふそく う い
 世界人口の10人に1人が慢性的な栄養不足であり、飢えていると言
 われている問題

わたしたち ちきゅう く つづ みらい ひとたち あんしん く しゃかい つく
 私達がこの地球に暮らし続け、未来の人達が安心して暮らせる社会を作
 るためには、わたしたちひとり かんが こうどう
 私達一人ひとりができることを考え、行動していくことが
 ひつよう
 必要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典参考 外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_navi.pdf より





Step
4

けいやく
契約について

こんかい　　しゃかい　　ほうりつかんけい　　けいやく　　かん　　きほんてき　　べんきょう
今回は、社会における法律関係（契約）に関する基本的なことを勉強してい
きます。たんげん　　べんきょう　　みんぼうじょう　　せいねん　　みな　　みせいねんしゃ
単元1で勉強したように、民法上の成年である皆さんが、未成年者で
あることによるほうりつじょう　　ほごう　　おとな　　じぶん
法律上の保護を受けることはできません。大人として、自分で
おこな　　けいやく　　さいご　　せきにな　　も　　たいおう
行った契約については、きちんと最後まで責任を持って対応しなければなりませ
ん。と　　かえ　　しっぱい　　ほうりつじょう　　けいやく　　かん
取り返しのつかない失敗をしまわれないように、法律上の契約に関する
かんが　　かた　　う　　ひと　　か　　ひと　　あいだ　　まな
考え方、売る人と買う人との間のルールを学びましょう。

たんげん
この単元のポイント

- けいやく　　けんり　　ぎむ　　りかい
• 契約における権利と義務について理解する。
- せいど　　りかい
• クーリング・オフ制度について理解する。



けんりぎむかんけい
1 権利義務関係

事例1

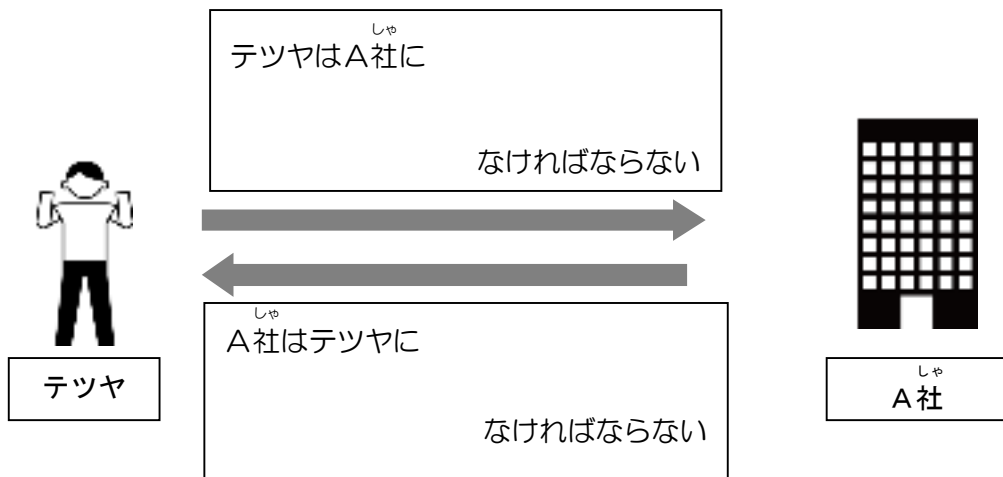
ばいばいけいやく か もの きほん かくにん
売買契約（買い物の基本ルールを確認しよう）

す
アニメ好きのテツヤは、最近「魔界戦線」という作品にハマっていて、そ
とうじょう
の登場キャラクターのフィギュアを集めるのが大の趣味となっていました。
あつ だい しゅみ
ある日、おもちゃメーカーであるA社のネット通販で、以前から探していた
ひ しゃ つうはん いぜん さが
「魔界戦線」の「レイア」というキャラクターのフィギュアが2万円で売ら
まかいせんせん まんえん う
れているのを見つけ、購入することにしました。
み こうにゅう

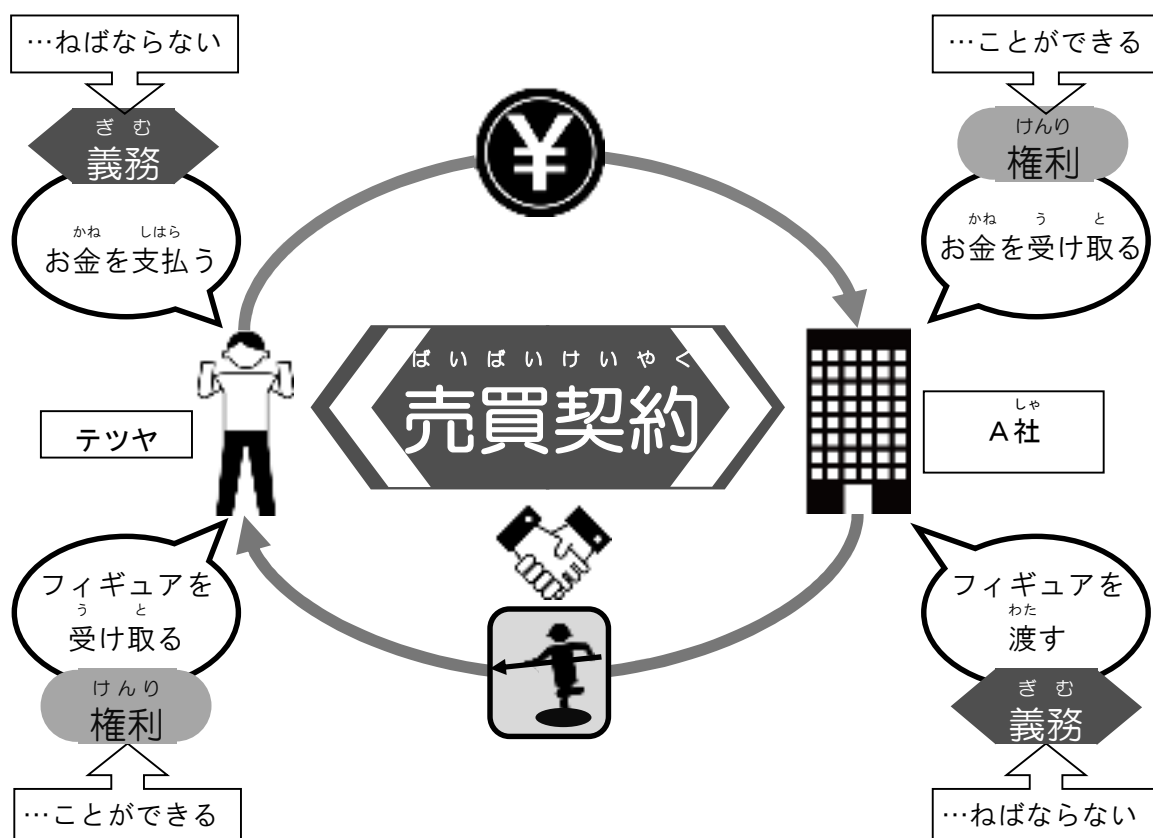
す
アニメ好きのテツヤは、A社のネット通販で、以前から探していたアニメキャ
しゃ つうはん いぜん さが
ラクターのフィギュアが2万円で売られているのを見つけ、早速ボタンをクリッ
まんえん う み さっそく
クして注文手続きをしました。
ちゅうもんてつづ



ちゅうもん かんりよう しゃ たい なに
注文が完了したら、テツヤはA社に対して何をしなければならないで
はんたい しゃ なに
しょうか。また、反対にA社はテツヤに何をしなければならないでしょうか。



ほうりつき せつめい と
 法律的に説明すると、このやり取りは…



しや
 テツヤとA社がそれぞれやらなければならないこととしては…

しや たい だいきん まんえん しはら ぎむ
 テツヤは、A社に対して代金の2万円を支払う**義務**がある。

しや たい わた ぎむ
 A社は、テツヤに対してフィギュアを渡す**義務**がある。

いっぽう しや みかえ
 一方、テツヤとA社はそれぞれその見返りとして…

しや う と けんり
 テツヤは、A社からフィギュアを受け取る**権利**がある。

しや だいきん まんえん う と けんり
 A社は、テツヤから代金の2万円を受け取る**権利**がある。

このようなテツヤとA社のやり取りを、「**売買契約**」と言います。売買契約で
 しょうひん う ひと か ひと あいだ き
 は、商品^{しょうひん}を売る人と買う人との間^{う ひと か ひと あいだ}にルールを決めています。

せいりつ ばいばいけいやく げんそく ばいばいけいやく かんたん せいりつ
 成立した**売買契約**は原則^{せいりつ}やめられません。ですが、**売買契約**は簡単^{かんたん}に成立しま
 す。



ばいばいけいやく せいりつ ほろほろ ぐたいれい
売買契約が成立する方法の具体例

- けいやくしょ
契約書にサインする。
- ネットショップの注文ボタンを押す。
- お店で買った物をレジに持ってゆく。
- 口で「買います」と伝える。

か いし つた う がわ う つ けいやくせいりつ
 買いたいという意味を伝え、売る側が受け付ければ契約成立です。

けいやく かんたん せいりつ せいりつ あと げんそく
 契約は簡単に成立し、成立した後にはやめられないのが原則です。そのた
 め、契約するときには事前に内容をしっかり確認することが重要です。



ゆうこう ばいばいけいやく ちゅうもん べつ しょうひん とど しょうひんじたい とど
 なお、有効な売買契約では、注文と別の商品が届いたり、商品自体が届かなか
 ったりすれば、テツヤは、代金の2万円を返してもらえるとというルールになっ
 ています。



しゃ いっぽうてき にせもの しょうひん とど ばあい
 また、A社が一方的にテツヤをだまして、偽物の商品が届けた場合には、テ
 ツヤは、詐欺による取消しを主張して、代金の2万円を返してもらえるととい
 うルールになっています。

2 私的自治の原則

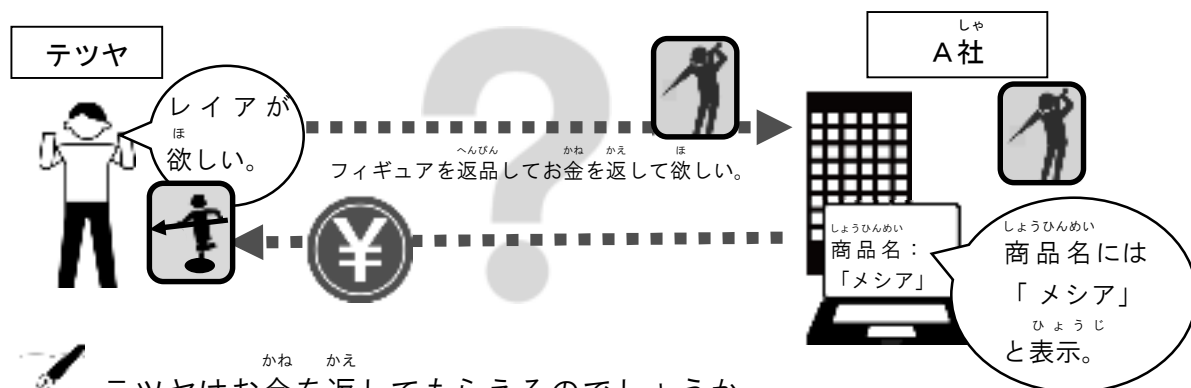
ふかほ 深掘り → p 143

事例 2

かんちが こうにゆう せいりつ けいやく きほん
勘違いによる購入（成立した契約はやめられないのが基本だけれど…）

しゃ
A社のサイトから「レイア」のフィギュアを購入了したテツヤは、2万円をクレ
ジットカードで決済し、フィギュアが届くのを楽しみに待っていました。フィ
ギュアが届いたので開けてみると、それは欲しかった「レイア」のフィギュアで
はなく、「メシア」というキャラクターのものでした。あわててサイトを確認し
てみると、確かに「メシア」のフィギュアと書かれていて、テツヤの勘違いだっ
たことが分かりました。テツヤはA社に「注文したフィギュアが届きましたが、
品物を間違えて注文をしてしまったようで、返品してお金を返してもらうことは
可能ですか？」と電話しました。


つうはん おも こうにゆう
テツヤが通販サイトでレイアのフィギュアだと思って購入したフィギュア
は、実はレイアではなくメシアという別のキャラクターでした。



Work ① テツヤはお金を返してもらえるのでしょうか。

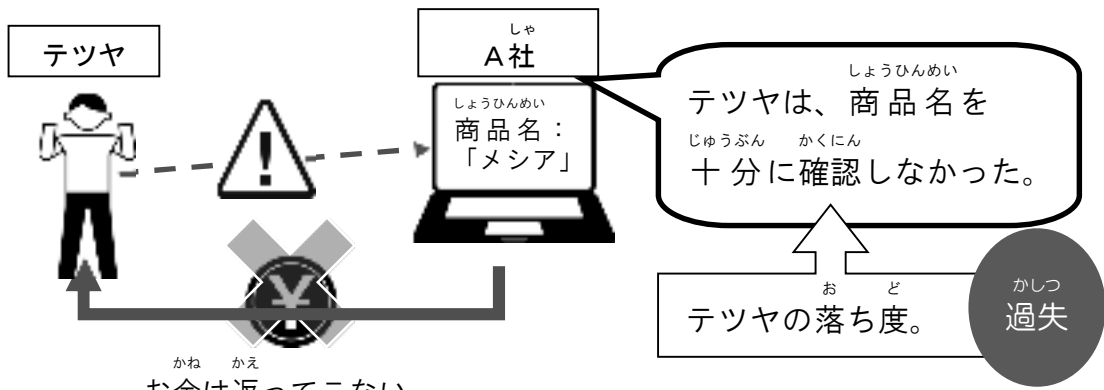
かね お金を返してもらえる ・ 返してもらえない
りゆう 理由：



ほうりつ かんちが けいやく ばあい と け
 法律では、勘違いしたまま契約をした場合、取り消すことができるとされてい
 ます。ただし、取り消すことができるのは、その勘違いに**重大な過失**がないと
 きだけです。  → p145

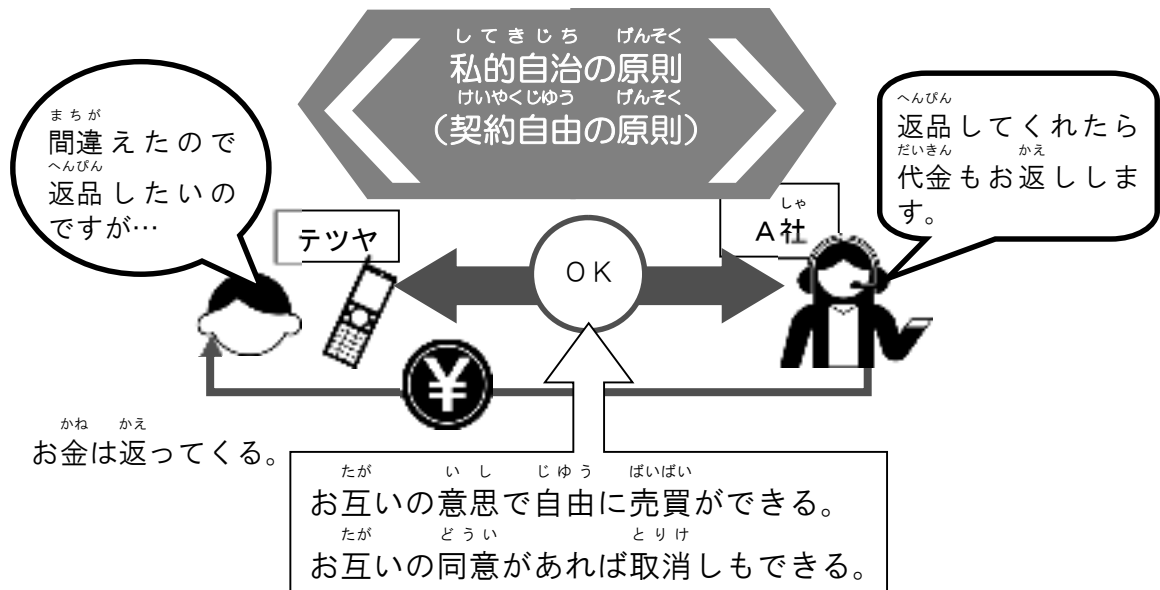
これが、民法上の原則です。

テツヤは、きちんと商品名を確認せず（重大な過失）に、「レイア」だと
 おも 思って「メシア」のフィギュアを買いました。この場合、テツヤに重大な過失
 があったといえるので、お金は返ってきません。



お金は返ってこない。

もしテツヤから電話を受けたA社が返品と返金に応じてくれたとしたら、お金
 を返してもらうことができます。テツヤがA社に、「今回、『メシア』のフィ
 ギュアを『レイア』と勘違いして購入してしまいました。返品するので、お金を
 返してもらえますか。」と連絡し、A社が「分かりました。返品してくれたら
 代金もお返しします。」と答えた時には、お金を返してもらうことができます。



人は誰でもお互いの意思で自由に物を買ったり売ったりすることができ、また、お互いの同意があれば、これを取り消すこともできます。
これを「私的自治の原則」（又は「契約自由の原則」）と言います。

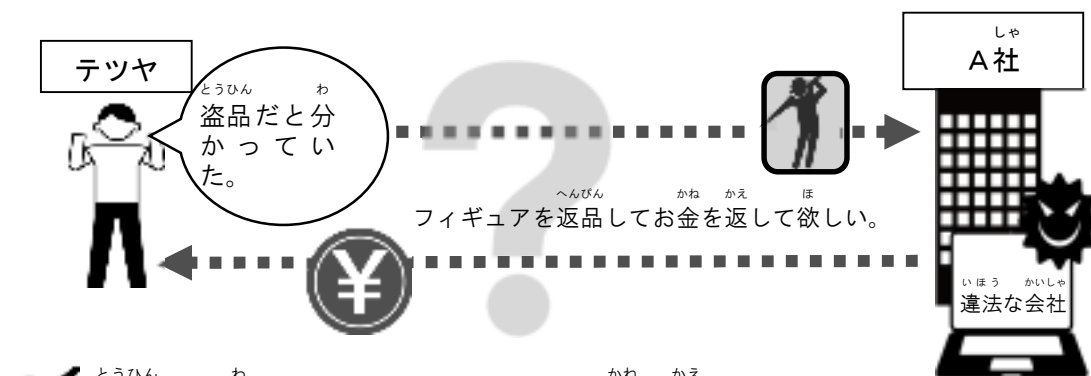
事例3

違法な会社との契約（このような契約はどうなるの？）

テツヤがフィギュアを購入したA社のサイトは、実は違法な商品を買うサイトで、届いた商品も、もともとは人から盗まれたものでした。一方、テツヤも、実はA社が盗品を扱っているという会社だと知っていました。

そして、テツヤは、レイアのフィギュアだと勘違いしてメシアのフィギュアを購入しました。

テツヤはA社に「レイア」と勘違いして「メシア」のフィギュアを購入したことを説明して、「フィギュアを返すからお金を返して欲しい。」と言いました。

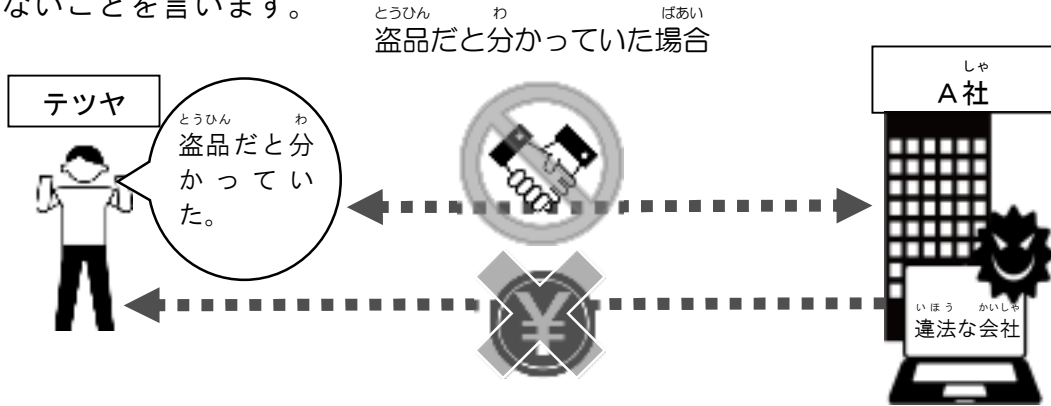


盗品だと分かっていたテツヤは、お金を返してもらえるのでしょうか。

お金を返してもらえる ・ 返してもらえない
理由：

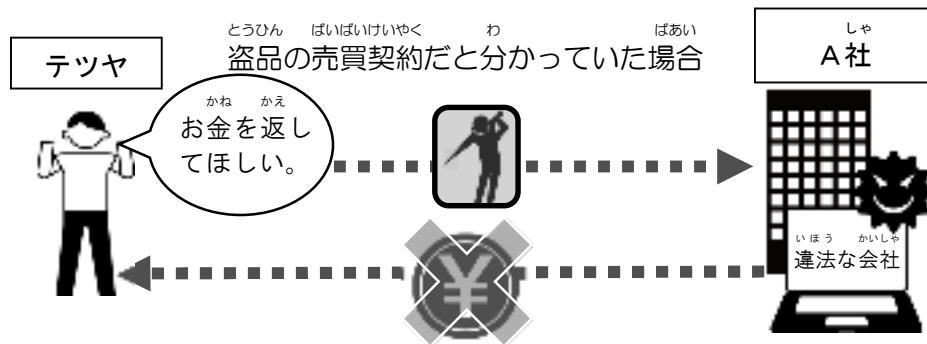


民法では、「公序良俗」に反する売買契約は無効、ということになっていま
す。公序良俗に反するとは、世の中からみて、秩序を乱すもとなるようなよ
くないことを言います。



フィギュアが届いても届かなくてもお金は返ってこない。

つまり、今回のように、お互いに盗品の売買ということを知りながら
行った売買契約は、初めからなかったものとみなされる、ということです。



お金を返してほしいと請求できない。

加えて民法では、盗品の売買のような不法な原因で代金を支払った場合には返
してほしいと請求することができずと定められています。よって、盗品だと分
かっていたテツヤは、フィギュアを返したとしても、お金を返してもらうことは
できません。

3 クーリング・オフ制度 せいど

事例 4

とつぜん かんゆう けいやく
突然の勧誘 (契約させられてしまったら…)

まかいせんせん
テツヤはSNSで「魔界戦線」のファンだというナツキと知り合い、やり取り
を
するうちに、実際に会うことになりました。テツヤはナツキに対して親近感を
も
っていたため、会うことをとても楽しみにしていました。

じっさい あ はな ま きんむさき
ところが、実際に会ってナツキと話さうちに、いつの間にかナツキの勤務先の
と
時計店に案内され、店長から高級腕時計を購入するよう勧められました。ナツ
キからは「テツヤだからこんなに安くしているんだよ。」、「仲間の証として
いっしょ い ことわ ふんいき
一緒につけよう。」と言われたりして、断りにくい雰囲気になってしまい、テ
ツヤは腕時計を購入しました。

いえ かえ れいせい かんが たか うでどけい しはら
でも家に帰ってから冷静になって考えると、高すぎる腕時計の支払いがとて
も不安になりました。



Work ば なが ことわ こうにゆう き
テツヤはその場の流れで断りにくくなってしまい、購入を決めてしまっ
たのですが、このような場合、後から購入を取り消し、お金を取り戻すことは
できるのでしょうか。

かね かせ
お金を 返してもらえる ・ 返してもらえない
りゆう
理由：



クーリング・オフは、いったん契約の申込みをしたり、契約が成立した場合でも、もう一度契約を考え直すことができるように、一定の期間内（有効な書面を受け取った日を含めて8日間）であれば、無条件で申込みを撤回したり、契約を解除したりできるという制度です。

ただし、特にトラブルになりやすい訪問販売など特定の取引に限って認められている特別な制度で、店舗や通信販売で購入した商品は対象外です。

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス含む）	8日間
訪問購入（業者が自宅を訪問して貴金属等を買取ること）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供（エステ、学習塾、結婚相手紹介サービスなど）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）	20日間

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社 株式会社×××

担当者△△△△

支払った代金○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

氏名 △△△△

クーリング・オフは、このような「通知書」をハガキなどの書面で送付します。

念のためコピーを保管しましょう。

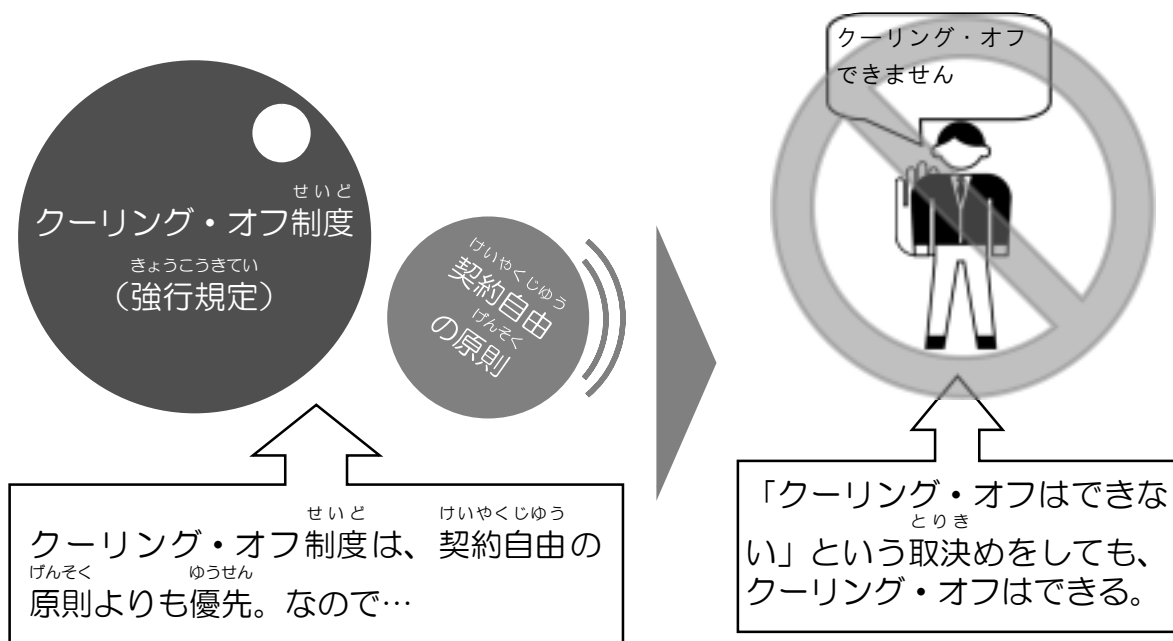
困ったら、消費者ホットライン「188番」へ電話を！

（詳細はp56）

今回のナツキと店長のように、腕時計を売りたい、という目的を告げずにお店に案内し、そこで腕時計のセールスをするという方法は、アポイントメントセールスと言い、クーリング・オフの対象となります。

アポイントメントセールスや訪問販売、電話勧誘のような販売方法は、購入する側の心の準備が整わないうちに、急に取引を持ち掛けられるので、冷静な判断ができず、思わぬ不利益を受けてしまうおそれがあるため、クーリング・オフのような制度があるのです。

腕時計を購入した時に、ナツキから「当社はクーリング・オフができません。」と言われていたとしても、「私はクーリング・オフをいたしません。」という念書を書かされたとしても、期間内であれば、テツヤはクーリング・オフをすることができます。



クーリング・オフは、当事者間の取決めにかかわらず強行的に適用される規定です（強制規定）。

クーリング・オフは一定の期間内のみ契約を解除することができますが、有効な契約書面を受け取っていない場合も多いため、時間が経ってしまった場合でも諦めずに相談しましょう。

クーリング・オフは、対象となる販売方法が限定されており、全ての契約を解除できるわけではないため、一度成立した契約はやめられないと思って、購入する際は、一歩立ち止まって、慎重に判断しましょう。



4 まとめ

こんかい　しゃかいせいかつ　おく　うえ　ひつよう　きそてき　ほうりつ　ちしき　べんきょう
 今回は、社会生活を送る上で必要となる基礎的な法律の知識について勉強して
 きました。こうした法律関係を学ぶ上で、大切にして欲しいことは、「法律は、
 ほうりつかんけい　まな　うえ　たいせつ　ほ　ほうりつ
 みな　りえき　まも　つく　ほうりつ　こくみんぜんたい
 皆の利益を守るために作られたものである」ということです。法律は、国民全体
 の利益を調整して、誰もが公平に扱われるために定められているものです。で
 りえき　ちようせい　だれ　こうへい　あつか　さだ
 すから、それを悪用して、自分だけが得をし、他人に損をさせようとするような
 あくよう　じぶん　とく　たにん　そん
 こうい　みと　けいやく　むす　とき　じぶん　あいて　なっとく
 行為は、認められるものではありません。契約を結ぶ時には、自分も相手も納得
 たが　りえき　かんが　おこな
 できるように、お互いの利益になるように、しっかりと考えてから行うように
 しましょう。

たんげん　まな
 この単元で学んだこと

③④ エステ等、サービスに関する契約もクーリング・オフできます！

エステの無料体験に行ったら、断り切れずに契約してしまった、毎月の支払金額が高すぎて、払っていきけるか心配…そんな時、契約してから8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。

エステに関するクーリング・オフの条件としては、

- ① 契約・購入から8日間以内であること
- ② 契約の金額が5万円を超え、期間が1か月を超えること

の2点です。また、クーリング・オフは書面で行います。内容としては、

- ① タイトル（「契約解除通知書」等）
- ② 契約年月日
- ③ 商品名（「〇〇エステ〇〇コース」等）
- ④ 契約金額
- ⑤ 販売会社
- ⑥ 契約を解除し、返金を希望する、ということ
- ⑦ 書面作成日時
- ⑧ 自分の住所氏名

となります。これらを紙に書いて、サロンの会社とクレジットカード会社に、簡易書留か内容証明郵便で郵送します。また、その際、書面のコピーをとって、手元に控えておくようにしましょう。

エステの無料体験は、その後、契約を迫られるということも十分に予想して、慎重に受けるようにしましょう。

また、エステ以外のサービスでも、美容医療、語学教室、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス等について、クーリング・オフが可能です。



Step
5けいやく
契約トラブルについて

たんげん ほうりつ とく けいやく かん きそちしき べんきょう
 単元4では、法律、特に契約に関する基礎知識について勉強しました。

いっぽう しゃかい わかもの けいやく ま こ じれい たはつ
 一方、社会では、若者がさまざまな契約トラブルに巻き込まれる事例が多発し
 おお もんだい こんかい けいやく じつれい
 ており、大きな問題になっています。今回は、そうした契約トラブルの実例をも
 けいかい じれい し かんが
 とに、警戒すべき事例を知って考えましょう。

たんげん
この単元のポイント

- けいやく ま こ ひつよう りかい
 ・契約トラブルに巻き込まれないために必要なことを理解する。
- けいやく ま こ とき しょうひせいかつ とう そうだん
 ・契約トラブルに巻き込まれた時は、消費生活センター等に相談できることを
 りかい
 理解する。

けいやく げんじょう
1 契約トラブルの現状

事例1 ネットビジネスのわな

アカネ（19歳）は、スマホを使って何かビジネスができないかと思い、
 けんさく うんえい しゅうにゆう え きじ
 ネット検索をしてみたところ、ブログの運営で収入が得られるという記事
 み れんらく
 を見つけたので連絡することにした。

すうじつご ぎょうしゃ つく ひよう まんえん
 数日後、業者から「まずはホームページを作る費用として50万円が
 ひつよう い けいやく すうじつご
 必要」と言われて契約した。その数日後、「あなたのホームページへのアク
 セスがすごい。もっと拡大しないといけないが、400万円かかる。200
 まんえん かいしゃ ぶたん のこ まんえん ぶたん ほ かなら
 万円は会社で負担するので、残り200万円を負担して欲しい。必ずもうか
 しゃっぎん だいじょうぶ れんらく おし
 るから借金しても大丈夫」という連絡があった。しかし、教えられたホーム
 はい おも ぎょうしゃ
 ページに入ろうとしても、エラーになってしまう。おかしいと思って、業者
 じょうほう しら さぎてき かいしゃ か こ み
 の情報をネットで調べたら、詐欺的な会社だという書き込みがたくさん見つ
 かった。



①この事例では、どのような点に問題があったと思いますか。

もんだいてん
問題点



②このような事例に巻き込まれないために、あなたならどのような対策をとりますか。

たいさく
あなたの対策

2 相談事例からみる問題点

国民生活センターによると、成年になったばかりの若者の相談事例からは、次のような問題点があると言われています。

(1) 知識が少ないために、簡単に契約をしてしまう

一度契約をすると、契約当事者には**契約責任**が発生します。後から思っていた契約と違うからといって、**勝手に解約**することはできません。

(2) 「絶対にもうかる」などのうまい話に弱い

ネットでの情報や友人からのもうけ話をうのみにして、**高額な契約**をしてしまう傾向があります。最初に**高額な商品**を買わされる、**誰かを紹介**して初めて**お金**が入ってくる**マルチ取引**の可能性もあります。

(3) 業者からの勧誘を断り切れない場合がある

業者からの**強い働きかけ**に**断り切れず**、結果的に**不必要な契約**を交わしてしまうことがあります。中には「**お得なキャンペーンは本日限り**」などと**契約をせかしたり**、**断りにくい状況**を意図的に用意していたりする場合があります。

(4) 高額な契約をさせられる

お金がないと**断っても**、**消費者金融**などでの**ローン**を**勧められて**契約を迫ってくる場合があります。支払えるお金がないのに、**契約を交わす**ことはとても危険なことです。

深掘り → p 147



3 事例について考えてみましょう

事例2 「おいしい話」の正体は…

ヒロシ（18歳）は「おいしい話」があると友人のヤスヒロから言われ、18歳になった2日後に、喫茶店でハシモト氏を紹介された。

ハシモト氏からは、1時間投資の説明をされ、「仮想通貨で、もうけることができる。そのためには100万円が必要」と言われた。「お金がない」といったんは断ったが、「消費者金融で100万円を借りれば良い」「お金を借りるために、学生ではなく居酒屋で働いていることにするように」と言われた。その後、消費者金融の無人契約機の使い方も教わり、消費者金融から100万円を借りた後、ハシモト氏に手渡し契約書面に署名した。

1か月後、預金通帳をながめながら、名刺も書面もハシモト氏が持って行ってしまっているので、手元には何の書類も残っていないことに気付く。

「1人勧誘すれば40万円が入る。3人誘えば元が取れる」と説明されたが、もうからないと思ったので、誰も勧誘していない。実際に仮想通貨で何をするのかわからないし、消費者金融にもお金を返さないといけない。ハシモト氏との契約を解約し返金してほしい。



①この事例で問題となったのはどのような点でしょうか。

もんだいてん
問題点



I 法教育



Work ② ^{ことわ}断ろうと思つた時に、^{おも}断ることができなかつた理由として、^{とき}どのようなことが^{ことわ}考えられますか。

^{ことわ}断れなかつた理由^{りゆう}



Work ③ ^{じれい}このような事例に巻き込まれないために、^まあなたならどのような^こ対策を^{たいさく}とりますか。


^{たいさく}あなたの対策

事例3


^{かなら}必ず^や痩せるって^{ほんとう}本当？

アカリ（20歳）は、インターネットで必ず痩せるというエステのモニター募集の広告を見つけた。500円と安かつたので試してみようと思ひ、インターネットで予約を入れた。店に出向くと、店員から3か月15回のコースを勧められた。約20万円と高額であつたため、母親に相談すると言つて母に電話を入れたが連絡がつかず、3時間も経つてしまった。後日、出直そうと思つたが、「後日では料金プランが変わるから契約するならば今日中が安い。もう大人だから自分のクレジットカードを使って分割払いができる」等と担当者と言われ、3時間待たせた申し訳なさもあり、エステとクレジットカード両方の契約をした。その後、3回施術を受けても体重は減らず、ウェストも太ももも変わらないので中途解約を申し出た。しかし、これまでの施術代、クリームやドリンク代として約13万円請求された。納得できない。




 **Work** ①この事例で問題となったのはどのような点でしょうか。

もんだいてん
問題点

 **Work** ②後日出直そうかと思ったのに、そうできなかった理由として、どのようなことが考えられますか。

でなお りゆう
出直せなかった理由

 **Work** ③このような事例に巻き込まれないために、あなたならどのような対策を取りますか。

たいさく
あなたの対策

ここで見た2つの事例については、どちらも単元4で学習したクーリング・オフの対象となります。契約の日から8日以内に、書面で契約の解除を申し込めば、相手方は返金に応じなければなりません。

4 契約トラブルに巻き込まれないために

(1) 契約責任を自覚し、安易な気持ちで契約しない

満18歳を迎えると、未成年者であることを理由に契約の取消しを行うことができなくなり、代金支払の義務等を負うこととなります。後々、後悔しないためにも、契約する際には契約責任を負う立場であることを自覚しましょう。

(2) 簡単に大金を稼げることはあり得ない

副業に関する相談事例では「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じて契約した後、業者と連絡が取れなくなったり、お金を手にできなかつたりしたという事例があります。家族や友人に相談するなど、いったん冷静になって考えましょう。

(3) 「今日なら安くなる」などと言われてもその場で契約しない

「今日なら安くなる」、「他に欲しい人がいるかもしれないから、サインだけして」などと、十分な時間を与えられずにその場で高額な契約を求められる事例があります。支払ったお金は後から取り返せないと考え、不必要な契約はきっぱりと断ってください。

(4) 安易にクレジット契約をしない

クレジット契約は高額な商品を購入する際に便利な一方で、手数料を含めた金額を長期間にわたって支払っていくこととなります。「月々の負担は少ない」などと言われても、十分な預金がないのに高額な契約は安易に行わないようにしましょう。

(5) 借金をしてまで契約をしない

また、業者から契約代金を支払うために消費者金融での借金を勧められるケースが少なくありません。自分の支払能力を超えた借金は、生活を脅かす



じかく あんい けいやく
 ことを自覚して安易に契約しないようにしましょう。

もよ しょうひせいかつ そうだん
 (6) トラブルがあれば、すぐに最寄りの『消費生活センター』に相談を

ぜんこく かくとどうふけん しょうひせいかつ しょうひしゃもんだい と
 全国の各都道府県には、『消費生活センター』があり、消費者問題などに取
 く くに きかん こくみんせいかつ れんけい そうだん たいおう おこな
 り組む国の機関『国民生活センター』と連携して、相談の対応を行っていま
 す。

けいやく かんゆう ご かいやくとう ぎょうしゃ ばあい もよ
 契約の勧誘やその後の解約等について業者とトラブルになった場合、最寄り
 しょうひせいかつ そうだん ぜんこくきょうつう あんない いややばん
 の『消費生活センター』に相談しましょう。全国共通の案内ダイヤル188番
 おほ
 を覚えておきましょう。

しょうひしゃ
消費者ホットライン

いややばん
188番

いやや!

にほんぜんこく しょうひせいかつそうだんまどぐち あんない
 日本全国の消費生活相談窓口を案内

ぜんこくとういつばんごう
 (全国统一番号)



5 まとめ

たんげん まな みせいねんしゃ つうじょう しゃかいけいけん すく じゅうぶん とりひき
 単元1で学んだように、未成年者は、通常、社会経験が少なく、十分な取引
 けいけん ふか かんが むす けいやく ほご ひつよう
 経験をもたないため、深く考えずに結んだ契約から保護する必要があるというこ
 みせいねんしゃ けいやく とし ほごしゃ どうい ひつよう どうい けいやく
 とで、未成年者が契約をする時は保護者の同意が必要とされ、この同意のない契約
 と け みな せいねん
 は取り消すことができることになっています。しかし、皆さんはすでに成年とな
 とりけしけん うしな こんご けいやく うえ しんちょう
 り、こうした取消権を失っていますから、今後は、契約をする上で、より慎重に
 かんが ひつよう あくしつ じぎょうしゃ せいねん ひと
 考えていく必要があります。悪質な事業者にとって、成年になったばかりの人は
 ひじょう こうつこう あいて じぶん はんだん しはらいのうりよく しん かるがる
 非常に好都合な相手ともいえます。自分の判断や支払能力を信じすぎず、軽々し
 けいやく ころが しゅうい ひと そうだん しゅうかん たいせつ
 く契約をしないよう心掛けるとともに、周囲の人に相談するという習慣も大切に
 してください。

しゅってん どくりつぎょうせいほうじんこくみんせいかつ

出典 独立行政法人国民生活センターホームページ

せいじん ま こ しょうひしゃ
 『成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル』

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161027_1.html

たんげん まな
 この単元で学んだこと



しゅついでんご 出院後のトラブル

みな おな しょうねんいん せいかつ せんぱいたち しゅついでんご
皆さんと同じように少年院で生活していた先輩達が、出院後にどんなトラブルを経験したか聞いてみました。

めいぎか

○ 名義貸しにまつわるトラブル

- いえで こ びょういん い い ほけんしょう か
家出をしている子が病院に行きたいと言うので保険証を貸したら、それをつか しゃっきん
を使って借金をされてしまった。
- けいたいでんわ けいやく めいぎ か しはら
携帯電話の契約をするときに名義を貸したら、支払いをせずにそのままに逃げられてしまった。
- いぜん つと さき か めいぎ あと
以前の勤め先で借りていたアパートの名義がそのままになっており、後はい ひと いぜん つと さき かいしゃ やちん はら じぶん せいきゆう
に入った人も以前の勤め先の会社も家賃を払ってくれず、自分に請求がきている。

きんせんかんり

○ 金銭管理にまつわるトラブル

- けいたいでんわ つか しはら
携帯電話を使いすぎて支払いができなくなった。
- ゆうりょう とうろく なんじゅうまんえん こうかく せいきゆう
有料サイトに登録したところ、何十万円という高額な請求がきた。
- か もの こうかく しはら た
フリマアプリで買い物をしたが、高額すぎて支払いのめどが立たない。

ひこう はんざい

○ 非行・犯罪にまつわるトラブル

- めさき かね つ じぶんめいぎ つうちょう う
目先のお金に釣られて自分名義の通帳を売ってしまった。
- ひこうなかま きんせん せいきゆう ようい しょうひしゃきんゆう か
非行仲間から金銭を請求され、用意できなくて消費者金融で借りさせられた。

しゅついでんしゃ ま こ おお きんせん
出院者の巻き込まれたトラブルは、その多くが金銭にまつわるものでした。
はなし と あま かんが けいかくせい ろうひ
うまい話に飛びついたり、甘い考えで計画性のない浪費をしたりすることのないように気を付けましょう。



また、トラブルに巻き込まれた後の^{ま こ} 出院者^{あと しゅついんしゃ} の対応^{たいおう}は、

• 自分が代わりに^{じぶん か} 支払い^{しはら}をした

• 親^{おや}に支払^{しはら}ってもらった

等^{とう}です。困^{こま}ったときは、自分^{じぶん}だけで問題^{もんだい}を抱^{かか}え込^こまず、周囲^{しゅうい}の信頼^{しんらい}できる
大人^{おとな}や消費生活センター^{しょうひせいかつ}等^{とう}にすぐ^{そうだん}に相談^{そうだん}しましょう。



やみ ちゅうい
闇バイトに注意!

「高額^{こうがく}バイト」^{そくじつにゆうきん} 「即日入金^{しよるい}」^{う と} 「書類^{いっけんこうじょうけん}を受け取るだけ」^み、一見^{きゅうじんじょうほう}好条件^{ちゅうい}に見^{ぼしゅうじょうほう}える求人^{う こ}情報^{だ こ}には注意^{ちゅうい}してください。また、募集^{きゅうじんじょうほう}情報^{ちゅうい}に「受け子^{ぼしゅうじょうほう}」^{う こ} 「出し子^{う こ}」^{だ こ}
「闇^{やみ}バイト」^{とう いんご} 等の隠語^{しよう}が使用^{とくめいせい}されていたり、匿名^{たか}性の高い^{たか}アプリケーション^{たか}で
の連絡^{れんらく}が求め^{もと}られたりする^{ばあい}場合は犯罪^{はんざい}に関^{かか}わる危険^{きけんせい}性が^{だい}大^{だい}です。

世^よの中にはそんな^{なか}上手^{うま}い話^{はなし}はありませ^{あや}ん。怪^{まよ}しいかもしれな^{まよ}い、と迷^{まよ}った
ら、「必要^{ひつよう}なお金^{かね}が貯^たまるまで」^{いっかい} 「一回^{だいいじょうぶ}だけなら大丈夫^{ひとり}」^{はんだん} などと一人^{ひとり}で判断^{はんだん}せ
ず^{かそくとうしゅうい}に家族^{ひと}等^{けいさつ}周囲^{そうだん}の人^{そうだん}や警察^{そうだん}に相談^{そうだん}しましょう。

しゅってん けいさつちょう やみ はんざいじっこうしゃ ぼしゅう ぼっすい
出典 警察庁ホームページ 『「闇バイト」は犯罪実行者の募集です』 より抜粋

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>

そうだんまどぐち
相談窓口

けいさつそうだん また ちか けいさつしよ
警察相談ダイヤル# 9 1 1 0 又はお近くの警察署



Step
6

そしょう
訴訟について

今回は、社会で実際に 行われている民事裁判について、想定事例をもとに学んでいきます。これまで学習してきたように、当事者間の法律問題は、当事者同士で話し合っ て決めていくことが原則ですが、当事者同士では解決が難しい時には、裁判所に判断してもらうことができます。 **深掘り** → p 150

今回の想定事例に、どうすることが正解というものはありません。当事者それぞれの立場に立ってみると、それぞれの言い分があります。それらの言い分をどう判断して、しかも、当事者同士が納得できるような解決策があるかどうかを考え、民事裁判の考え方を理解していきましょう。

この単元のポイント

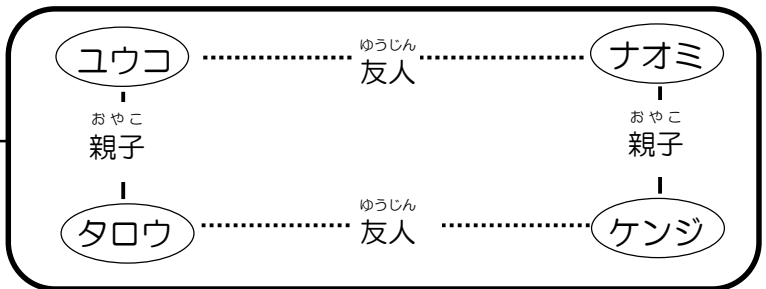
- 民事裁判の考え方について理解する。

1 想定民事裁判

(1) 事案の概要

事例 1

ユウコとナオミの裁判



ユウコとナオミは、同じマンションに住む仲の良い母親同士で、ユウコの息子のタロウ（4歳）とナオミの息子のケンジ（5歳）も仲が良かった。

ある日、ユウコはタロウを連れて、さくら公園に向かう途中、ナオミとケンジに出会った。

ユウコがナオミに、「買い物に行きたいから、タロウを見てくれていると助かるんだけど」と言うと、ナオミが「いいよ」と言ってくれたので、ユウ



コは、ナオミにタロウを預け、買い物に出かけた。

ナオミとケンジとタロウの3人は、さくら公園に到着し、タロウとケンジはいつものように遊具で遊び始めた。ナオミは、タロウとケンジが遊んでいる場所のすぐ近くにあるベンチに座り、スマートフォンを取り出して、ユウコに対し、今さくら公園に着いてタロウ君とケンジは遊んでいるというメールを打ち始めた。

ナオミがメールを打っている最中に、タロウは、6歳以上の子ども向け遊具（ターザンロープ）で遊び始めたが、手を滑らせてしまい、約0.5メートル下の地面に落下した。

タロウがひどく足を痛がったので、ナオミは救急車を呼び、タロウは近くの病院に救急搬送された。



連絡を受けたユウコは、すぐに病院に駆け付けた。取り乱したユウコは、ナオミに対して、「どうしてちゃんと見てくれていなかったの！」等と罵声を浴びせて謝罪を求めたが、罵声を浴びせられて感情的になったナオミはこれに應じることはなかった。

タロウは、全治2か月間の右足首の骨折と診断され、手術と1か月の入院およびリハビリが必要になった。

その後、ユウコは、ナオミに対し、民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づき、治療費500万円と慰謝料100万円、合計600万円の損害賠償金の支払いを求めて裁判を起こした。



さいばん そくてんせいり
(2) 裁判の争点整理

民法では、わざと、又は不注意によって、他人に損害を与えた人は、その損害を賠償しなければならないと定められています。(民法第709条)。

このようなトラブルは当事者同士の話し合いまたは交渉で解決することが望ましいですが、それが難しい場合、第三者に入ってもらい、適正な手続でトラブルを解決する方法があります。その一つが「裁判」です。

裁判所は、訴えた側と訴えられた側の両方の主張を聞いて争点を整理し、証拠などを調べた上で、どちらの主張が理にかなっているかを法にのっとり判断し、「判決」によって解決します。

こんかい じれい そくてん げんいん
今回の事例の争点：タロウのケガの原因が
かしつ ふちゅうい いな
ナオミの過失（不注意）によるものか？否か？

深堀り → p 145

げんいん ふちゅうい いな そくてん
タロウのケガの原因がナオミの不注意によるものなのか否かが争点になります。

げんいん ふちゅうい ばあい
① タロウのケガの原因がナオミの不注意にある場合

たい そんがいはいししょうせきにん お
⇒ナオミはユウコに対して損害賠償責任を負う。

げんいん ふちゅうい ばあい
② タロウのケガの原因がナオミの不注意ではない場合

たい そんがいはいししょうせきにん お
⇒ナオミはユウコに対して損害賠償責任を負わない。



(3) ユウコとナオミの言い分

それでは、ユウコとナオミのそれぞれの言い分を聞いてみましょう。



ユウコの言い分

公園には、タロウやケンジ君にはまだ危険な遊具があり、遊んだらケガを
 することは予想できたはずですが、子どもたちから目を離すべきではないの
 に、ナオミはスマホを見て注意を怠っていました。ですので、タロウのケガ
 はナオミの不注意が原因です。



ナオミの言い分

ケンジとタロウ君はこれまでも何度も公園で一緒に遊んでいて、今回の
 遊具も使ったことがあります。ですので、タロウ君がこのようなケガをする
 とはまったく予想できませんでした。スマホを見ていたのは、ユウコに
 居場所を伝えるためです。また、長時間、目を離していたわけではありませ
 ん。

この裁判では、子どもたちから目を離してスマホを見ていたナオミの行為が
 不注意によるものかどうか、言いかえると、タロウがけがをしてしまったのは、
 ナオミの不注意が原因といえるかどうか、という点が問題になります。



I 法教育

ユウコ、ナオミの言い分をもとに、起こった出来事、周囲の状況、これまでの経緯等さまざまな事情を踏まえて考えてみましょう。

Work ① ナオミは、自身が必要な行動をとらなければタロウがけがをすると予想できたといえるでしょうか。

いえる いえない

りゆう
(理由)

Work ② (予想できたとして) ナオミは、自身が必要な行動をとってればタロウのけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかったといえるでしょうか。

いえる いえない

りゆう
(理由)

よって、ナオミの行為は不注意で ある ない

それでは続いて、裁判の様子を見ていきましょう。



2 和解手続 (裁判以外の解決方法)

ユウコとナオミの裁判を担当していた裁判長は、裁判の途中でユウコとナオミに話を聞きました。すると、二人が裁判について、今、どのように考えているのかが分かりました。

裁判長は「お二人の話を伺うと、和解を進めるのが一番良いのではないかと考えます」と話し、和解手続を進めることにしました。

和解手続とは？

和解は、争っている当事者同士がお互いに譲り合い、争いをやめることを約束する法律上の手続です。

和解が成立すると、その内容は裁判の判決と同じ効力を持ちます。例えば相手が和解で合意した義務を果たさない時には、裁判所に申し立て、強制的に相手に義務を果たさせることができます。

和解手続のメリットは、

- ① 裁判と比べて時間がかからないこと
 - ② 当事者間のその後の関係改善を期待できること
 - ③ 当事者同士で解決の内容を決められること
 - ④ 判決よりも柔軟な解決ができること
- が挙げられます。


 はなし
 ユウコの話

わたし かね ほ さいばん お なかよ
 私は、お金が欲しくて裁判を起こしたのではありません。ナオミとは仲良
 かんけい こんかい しんせつしん あず おも
 しの関係でしたし、今回も親切心でタロウを預かってくれたと思っています。
 さいしよ じぶん せきにん みと あやま ちりょうひ いちぶ ぶたん
 だから最初は、ナオミが自分の責任を認めて謝って、治療費の一部を負担し
 ゆる おも あやま き
 てくれれば、それで許そうと思っていました。でも、ナオミは謝る気がなく、
 むせきにん い わけ い さいばん お いま はや
 無責任な言い訳ばかりを言うので、裁判を起こしました。今は早く、この
 けん かいけつ おも
 件を解決したいと思っています。


 はなし
 ナオミの話

こんかい しかた じ こ わたし ほうてき せきにん と なっとく
 今回は、仕方のない事故でした。私が法的に責任を問われるのは納得でき
 じぶん ば くん
 ません。ただ、自分がその場にいながら、タロウ君がケガをしてしまったこと
 もう わけ おも さいしよ あやま ちりょうひ ぶたん
 は申し訳なくと思っています。最初はユウコに謝り、治療費も負担しよう
 おも いきお せ ご わたし
 と思っていました。でも、ユウコからすごい勢いで責められて、その後も私の
 はなし き いっぽうてき せきにん みと い わたし はら た
 話を聞こうとせず、一方的に責任を認めろと言ってくるので、私も腹が立っ
 ど な あやま わたし あやま
 ているんです。ユウコが怒鳴ってきたことを謝るまでは、私から謝るつも
 じょうたい こま おも
 りはありません。でも、いつまでもこのような状態では困るなと思っています。



Work それではここで、ユウコとナオミの和解案を^{わかいあん かんが}考えてみましょう。双方の^{そうほう}
^{はなし}話を^{せいり}整理し、^{たが}お互いが^{あいて}相手に^{のぞ}望んでいること、^{こんご}今後の^{ふたり}二人の^{かんけい}関係などを^ふ踏まえ、
^{わかいあん}あなたなりの^{りゆう}和解案と^{きさい}その理由を記載してみましょう。

^{わかいあん}
ユウコとナオミの和解案



3 まとめ

これまで学んできたように、当事者同士では解決困難な争いを解決するため、ルールとしての法律があり、裁判所による解決方法（民事裁判や和解手続等）が用意されています。どんなに自分の方が正しいと思っても、力づくで要求を通そうとしたり、相手を黙らせようとしたりすることは許されません（自力救済の禁止）。

裁判所は、中立公正な第三者の立場から、当事者それぞれの言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争解決を行います。司法の意義・役割は、正しく法を適用して具体的な争いごとを解決すること、すなわち、侵害された権利を救ったり、ルール違反に対処したりすることによって、社会の秩序を維持し、人々の権利や自由を守ることにあります。

出典参考 高校生向け法教育教材「未来を切り拓く法教育」
法教育推進協議会(法務省)

この単元で学んだこと





Step
7

かぞく
家族について

これまでの単元で勉強してきたように、皆さんは民法上の成年として、法律上、すでに親の監督を受けることがない身分となりました。だからといって、すぐに親との関係が変わるというものでもありません。一方、皆さん自身は、これからは大人として生活していきます。

この単元では、大人として、家族を始めとした人間関係の中で、「他の人とのように関わっていくのか」、「他の人との心の距離や物理的な距離をどのように保っていくのか」、「家族など、育てきたところからどのように自立していくのか」について、事例を通じて考えていきます。

そして、皆さんが、これから、家族関係や人間関係をどのように作っていくかを考えるヒントを見つけていきましょう。

この単元のポイント

- 家族を始め、人間関係の中ですれ違いが起きた場合の対処法を理解する。
- 家族など、育てきたところからの自立を考える。




はな あ
1 話し合いたいのに…

事例 1 こ い ぶん
子どもの言い分


おや むかし わたし あに あに
親は、昔から、私よりも兄のことをかわいがってきました。兄は、やり
たいと言ったことは何でもやらせてもらえるし、欲しい物も何でも買って
もらっていました。でも、私^{わたし}が何かやりたいと言うと、「あなたにはまだ早い
から、大きくなるまでがまんしなさい」といつも言われてきました。私のお
ねが ^{おお} ^い ^{わたし}
願いを、親が聞いてくれたことは、ありません。

ちゅうがくせい ころ おや ひてい ぶ おや うち
そして、中学生の頃には、親から否定されることが増え、ほとんど親と口
を聞かなくなってしまうようになりました。家にいたくなくなり、夜遅くまで友達と遊
んでいました。学校では、何となくむしゃくしゃして、先生に八つ当たりす
ることが多くなりました。

かん こうこう そつぎょう ねんかん
そんな感じで高校を卒業してから1年間、アルバイトをしながらブラブラ
していました。今は、親友の姉の影響もあって、真剣に美容師になりたいと
おも ^た ^{かね} ^{びようしせんもんがっこう}
思っています。ただ、アルバイトで貯めたお金だけでは、美容師専門学校の
かね はら ^{あに} ^{だいがく} ^{かね} ^{おや} ^{はら}
お金を払うことができません。兄は大学のお金を親に払ってもらっているの
で、私^{わたし}も同じように専門学校のお金を払ってもらいたいです。でも、親にお
かね そうだん むかし はんたい こま
金のことを相談しても、昔のように反対されそうで困っています。

 **Work** ①事例1の「私」が、親に伝えたいことはどのようなことだと思いますか。

つた
伝えたいこと

 **Work** ②伝えたいことを伝えるためには、どのような方法があると思いますか。

つた ほうほう
伝える方法

事例1 おや い ぶん
親の言い分

わたし ふたり こ うえ こ すなお せいかく て
私 たちには、二人の子どもがいます。上の子は素直な性格で、あまり手の
かからない子どもでした。

いっぽう した こ ちい ころ お がっこう
一方、下の子は、小さい頃からすぐにかんしゃくを起こし、学校でも
しょっちゅうもめごとを起こしていました。中学生になると、家に帰る時間
も遅くなり、そのことを注意しても、「うるせえ。他人のことにいちいち
口出すなよ。」とどなるだけで、家族との会話はほとんどなくなりました。

こうこう で だいがく い うえ こ ちが
高校を出ても、大学に行った上の子とは違って、あいかわらずフリーター
をしながら、夜遅くまで、遊び中心の生活をしているようです。上の子と同
じように、下の子の学費は用意してあるのですが…。将来のことも、何も
かんが して こ がくひ ようい しょうらい なに
考えてなさそうで心配です。口を出してもきっと反抗されるだけなので、な
かなはなし しょうきょう
かなか話もできない状況です。

じれい そうほう たが い い なや
事例1では、双方がお互いに言いたいことを言えず、悩んでいるようです。
にんげんかんけい ちが お ぼあい たが あいて き
人間関係ですれ違いが起きた場合、お互いに、相手のことを決めつけて、それぞ
れが正しいと思っている事実が入りがちです。すれ違いを切り抜けるために、ま
あいて じじつ なに かくにん
ず、相手にとっての事実は何かを確認していきましょう。

Work ③事例1では、お互いが相手のことを決めつけている部分があります。ど
ぶぶん じれい こ い ぶん おや い ぶん あ ぶぶん
の部分でしょうか。事例1（子どもの言い分、親の言い分）の当てはまる部分に
せん ひ
線を引いてください。

Work ④事例1で、子どもが知らない親の事実、親が知らない子どもの事実は、
なん おも
何だと思えますか。

こ 子ども	おや 親
----------	---------




あいて じじつ し ほうほう はなし あ たが
 相手にとっての事実を知る方法として、話し合があります。しかし、お互いが
 ただ かんが じじつ ただ じじつ ほんとう お
 「正しい」と考えている事実があります。「正しい」事実は、本当に起こった
 できごと たが かんが なか き じじつ
 出来事ではなく、お互いの考えの中で決めつけている事実になります。
 じぶん ただ じじつ あいて ただ じじつ かぎ
 自分にとっての「正しい」事実が、相手にとって「正しい」事実であるとは限
 りません。そのことを理解していないと、話し合は難しくなります。
 はな あ い か てん じゅうよう
 それゆえ、話し合うときには、以下の2点が重要です。

(1) どちらが正しいか論争しない


(2) 相手のことを決めつけない

はな あ あいて じぶん し じじつ も かのうせい
 話し合うときには、相手が自分の知らない事実を持っている可能性があること
 あたま い はな はじ よ
 を頭に入れて、話し始めると良いでしょう。

じれい ばあい たと ごかい いろいろ いま
 事例1の場合、例えば、「もしかしたら誤解が色々あって、今まできちんとお
 たが はな あ はなし き だ
 互いに話し合ってこなかったのかもしれない」などというように、話を切り出せ
 っしょ はな あ もんだいかいけつ さぐ しせい たも
 るかもしれません。「一緒に話し合って問題解決を探る」という姿勢を保つこと
 はなし あ ちが すく
 で、話し合でのすれ違いが少なくなります。

 **Work** ⑤事例1で、もしあなたが子どもの立場だったら、親とどのように話し合
 いますか。きっかけとなるセリフを考えてみましょう。

こ
 子どものセリフ

 **Work** ⑥これから、あなたは誰かと話し合をしようとするときに、どのような
 ちゅうい おも
 ことに注意していこうと思いますか。

いけん
 あなたの意見

2 家は居場所？

事例2 ある子どもの悩み

わたし ひとり こ ほんとう ちちおや わたし し はは い
 私は一人っ子です。本当の父親を私は知りません。母が言うには、DV
 がひどかったので、私が産まれてすぐ離婚したそうです。

こうこう にゅうがくしき ひ いえ かえ いえ さいこん
 高校の入学式の日、家に帰るとAさんが家にいました。「再婚したか
 ら」とだけ、母は言いました。Aさんは無口で話しかけにくいし、厳しい人
 です。特にお金のことにはうるさく、「よけいな物は買うな」が口癖です。家
 に帰ってもあれこれ言われるだけだし、こんな生活にはうんざりです。

けっきょく はは みかた
 結局、母はAさんの味方なんです。

いま わたし つ あ ひと ひと としうえ かいしゃいん ねんめ
 今、私には付き合っている人がいます。その人は年上で、会社員1年目
 です。私のことを愛してくれていて、「絶対、結婚しよう」と言ってくれて
 います。あーあ、このまま早く結婚して、あの人と毎日一緒にいたいなあ…

じれい わたし あたら いえ き ははおや かんけい
 事例2の「私」は、新しく家に来たAさんや母親との関係がうまくいって
 いないと感じて、家に居場所がないと考えているようです。



Work ①事例2の「私」が解決したい悩みは、どのようなことでしょうか。

かいけつ なや
 解決したい悩み



Work ②事例2の「私」は、悩みを解決するために、どのような行動をとればよ
 いとおもいますか。あなたが考える選択肢をすべて書いてみてください。

かいけつほうほう
 解決方法



すでに皆さんは、事例1で学んだように、家族に限らず関係がすれ違ってしまった場合、話し合いに動き出すことができます。

しかし、どうしても話し合いができそうもなかったり、相手との現在の関係があまりにも苦しいものであったりする場合には、その相手との関係を冷静に、一度見つめ直し、「必要があれば距離を取ることも、時には選択肢の一つとなります。場合によっては、「他の人等に相談すること」も、考えてみてください。

人間関係の中で生じる出来事はさまざまであり、その対処方法もさまざまです。自分と相手との関係性や、これまでの経緯、今後のことなどを考えて、対処方法を決めていく必要があります。



DV (ドメスティック・バイオレンス) の相談先

相談
DV相談ナビ
 はれればばん
#8008番

「DV相談ナビ」は、配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいのかわからない時の全国共通の電話番号です。名前をい

また、「DV相談+」で、メール（24時間対応）やSNSのチャット相談（12:00～22:00）もできるようになりました。

各都道府県にある「配偶者暴力相談支援センター」や警察、法テラス、市区町村の子ども相談窓口等もあります。直接相談することもできるので、困ったことがあれば訪ねてください。



じどうぎゃくたい そうだんさき
児童虐待の相談先

こんなときにはすぐお電話ください。



じどうそうだんじょぎゃくたいたいおう いちはやく

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」とは・・・

ぎゃくたい おも とき じどうそうだんじょ つうこく そうだん

・虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる

ぜんこくきょうつう でんわばんごう

全国共通の電話番号です。

じどうそうだんじょぎゃくたいたいおう

いはやく

ちか

・「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけると、お近くの

じどうそうだんじょ

児童相談所につながります。

つうこく そうだん とくめい おこな

つうこく そうだん

ないよう

・通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容

かん ひみつ まも

に関する秘密は守られます。

つうわりよう むりよう

・通話料は無料です。

しゅってん

かていちょう

じどうそうだんじょぎゃくたいたいおう

いはやく

出典 こども家庭庁ホームページ『児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について』

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/gyakutai-taiou-dial> より



3 育てきたところからの自立

事例2のように、自分の居場所に悩みを感じ、人間関係において距離を取ることに
 ついて考え、自立したいと考えることもあるかもしれません。一方で、そ
 うした理由はなくとも、家族など、これまで自分が育てきたところから自立す
 るときは、誰にでもやってきます。

ここからは、自立するということについて考えていきます。



①自立するとは、どのようなことだと思えますか。

自立するとは



②育てきたところから自立するために、どのような準備が必要でしょう
 か。

必要な準備

育てきたところからの自立を考えたとき、進学や就職のために、一人暮らしを始めることもあるでしょうし、結婚して新たな家庭を作ることもあるでしょう。人が自立していくタイミングはさまざまですが、周囲からの支援や援助を含めて、自立のために必要なものが準備できてから、計画的に自立していくことが大人としての自立と言えそうです。

自立した後、生活の手段や、家族など、身近な人間関係をどのようなものにしていきたいか。大人として、自分自身で考え、選択していく必要があります。



ひとりぐ かね
一人暮らしのためのお金

ひとりぐ いえ か しんせいかつ はじ なに かね
一人暮らしをするための家を借りて、新生活を始めるとき、何にお金がかかる
のかを見ていきましょう。

いえ か かね
●家を借りるときのお金

	なまえ 名前	ないよう 内容	はら じ き 払う時期	はら あいて 払う相手
①	ちんりょう 賃料	げつぶん やちん 1か月分の家賃	まいつき 毎月	ふどうさんがいしゃ 不動産会社
②	かんにりひとう 管理費等	きょうよう かんりにりひとう 共用スペースの管理費等	まいつき 毎月	ふどうさんがいしゃ 不動産会社
③	しききん 敷金	しゅうりとう ほしょうきん へんきん 修理等のための保証金で返金あり	にゅうきよじ 入居時	ふどうさんがいしゃ 不動産会社
④	れいきん 礼金	おおや れい へんきん 大家さんへのお礼で返金なし	にゅうきよじ 入居時	ふどうさんがいしゃ 不動産会社
⑤	ちゅうかいてすうりょう 仲介手数料	ふどうさんがいしゃ てすうりょう 不動産会社への手数料	にゅうきよじ 入居時	ふどうさんがいしゃ 不動産会社
⑥	かさいほけんりょう 火災保険料	か し ぞな ほけんりょう 火事に備えた保険料	まいとし 毎年	ほけんがいしゃ 保険会社
⑦	ちんたいほしょうりょう 賃貸保証料	ほしょうがいしゃ ほけんりょう 保証会社への保険料	まいとし 毎年	ほけんがいしゃ 保険会社

いっぱんてき ふどうさんがいしゃ おおや ちゅうかいて いえ か
一般的には、不動産会社に大家さんを仲介してもらって、家を借ります。
さいしよ いえ か ほしょうにん ひつよう ばあい ほしょうがいしゃ しんさ
最初に家を借りるとき、保証人が必要な場合もありますが、保証会社の審査
とお ほしょうにん か ほしょうがいしゃ か ほしょうがいしゃ ひつよう
に通れば、保証人の代わりに保証会社でも可、むしろ保証会社が必要という
ばあい ふ
場合も増えてきています。

ちよきん やく まんえんいじょう ほしょうがいしゃ りょう ちんたいけいやく むす
貯金が約30万円以上あれば、保証会社を利用して、賃貸契約を結ぶこと
ができます。貯金がなく、無職であっても（求職中であれば）、家を
しょうかい ふどうさんがいしゃ あんしん
紹介してくれる不動産会社はあるので、安心してください。

ひとりぐ かね
●一人暮らしをするときのお金

いえ か ひよういがい しんせいかつ はじ ひ こ だい
家を借りるときの費用以外にも、新生活を始めるときには、引っ越し代が
ひつよう しんせいかつ はじ かてん かぐ せいかつようひん こうにゅうひとう
必要です。新生活を始めるための家電や家具、生活用品の購入費等もかかり
ます。まいつき しょくひ でんき すいどう どう こうねつひ つうしんひ けいだいでんわりょうきん
毎月、食費や電気・水道・ガス等の光熱費、通信費（携帯電話料金



とう せいかつ か ししゅつ しはら よてい けいかくてき
 等) など生活に欠かせないものへの支出があるので、支払う予定は計画的に
 た
 立てておきましょう。

ひとりく じっさい かね
 では、一人暮らしをするときには、実際いくらくらいのお金がかかるのか
 み
 見ていきましょう。

さいいかたんしんせたい げつ せいかつひへいきん
 ● 34歳以下単身世帯の1か月の生活費平均

がいさん
 (概算)

ししゅつこうもく 支出項目	ししゅつぎんがく えん 支出金額 (円)
じゅうきよ 住居	37,000
しょくりょう 食料	39,000
こうねつ すいどう 光熱・水道	10,000
つうしん 通信	5,000
こうつう 交通	8,000
ふく くつ 服・靴	7,000
か く にちようひん 家具・日用品	4,000
ほけん いりよう 保健・医療	5,000
りびようだい 理美容代	9,000
こうさいひ 交際費	10,000
きょうよう ごらく 教養・娯楽	22,000
た その他	14,000
ごうけい 合計	170,000

かけいちょうさねんほう かけいしゅうしへん ねん さんこう さくせい
 (「家計調査年報 家計収支編 2023年」を参考に作成。)

せいかつ おく せいかつひ おお か じぶん
 どのような生活を送るのかによって、生活費は大きく変わります。自分が
 ひとりく ばあい かね かんが うえ
 一人暮らしをするとした場合、どのくらいのお金がかかるのか考える上での
 さんこう
 参考にしてみてください。

4 まとめ

かぞく たが おお えいきょう あた あ みっせつ かんけい
 家族は、お互いに大きな影響を与え合う密接な関係にあります。とはいえ、そ
 かんけい よ なか にんげんかんけい なか ひと かぞく ぜったい
 の関係も世の中にあるさまざまな人間関係の中の一つです。「家族だから、絶対
 かぞく とう き かたち
 にこうしなければいけない」、「家族だから、こうあるべきだ」等、決まった形
 はありません。

おお ひと かぞく にんげんかんけい
 しかし、多くの方は、それぞれのものさしで、家族や人間関係について「こう
 あたま なか おも えが にんげんかんけい なか かんけい
 いうものだ」と頭の中で思い描いています。それゆえ、人間関係の中で、関係の
 ちが ちが お
 すれ違いや、コミュニケーションのすれ違いが起きるのかもしれない。

ちが お ばあい じぶん きも み あいて つた
 すれ違いが起こった場合、まず自分の気持ちを見つめて、相手に伝えたいこと
 せいり つた き はな
 を整理してみましよう。そして、伝えることを決めたならば、どのように話し
 あ
 合っていくか、イメージトレーニングをしていきましょう。

はなしあ はなしあ ほか
 話合いがうまくいかなかったり、そもそも話合いができそうもなかったり、他の
 げんいん ばあい あいて きより と せんたく ひと
 原因があつたりする場合、その相手とは距離を取っていくことも選択の一つにな
 たんげん そだ かぞくとう じりつ れい
 ります。この单元では、育ってきたところ（家族等）からの自立ということ为例
 かんが
 として考えてきました。

みな せいねん かぞく はじ じぶんいがい ひと かが
 皆さんはもう成年となっています。家族を始めとした自分以外の人とどう関
 おとな じぶん こうどう じぶん き
 わっていくのか、大人として、自分の行動は自分で決めることができます。



たんげん まな
この単元で学んだこと





Step
8

けっこん
結婚について

たんげん かぞく たんげん ほうりつじょう せいどじょう
 単元7では、家族がテーマとなっていました。この単元では、法律上や制度上
 かぞく どだい けっこん かんが
 で、家族の土台となっている結婚について考えていきます。

みな じんぽうじょう せいねん ほうりつてき じぶん いし
 皆さんは、すでに民法上の成年となっており、法律的には、自分たちの意思で
 じゆう けっこん ねんれい みな けっこん
 自由に結婚することができる年齢になっています。皆さんも、すでに結婚してい
 ひと けっこん かんが ひと けっこん かんが
 る人、結婚をいずれしようと考えている人や、結婚はできないと考えている
 ひと けっこんせいど ほんたい ひと けっこん かんが も
 人、結婚制度に反対している人など、結婚についてさまざまな考えを持っている
 ことでしょう。

げんだい にほんしゃかい けっこん くに みと けいやく いっしゆ
 現代の日本社会では、結婚は国によって認められた契約の一種とされていま
 けっこん ほうりつてき き
 す。そのため、結婚については、法律的に決められていることがいくつもあります。
 す。

たんげん けっこん せいど まな けっこんせいかつ げんじつてき かんが
 この単元では、結婚という制度を学び、結婚生活について現実的に考えていき
 ましょう。

たんげん
この単元のポイント

- ほうりつじょう てつづき つう けっこん かんが
 ・法律上の手続を通じて、結婚について考える。
- けっこんせいかつ たが きょうりよく せいりつ りかい
 ・結婚生活がお互いの協力で成立していくことを理解する。



1 「結婚」とは

(1) 結婚って何？



「恋愛」と「結婚」は、どのように違うと思いますか。

れんあい 恋愛	けっこん 結婚
------------	------------

(2) 結婚の成立

結婚は、恋愛とは違って、国によって認められた、二人の間の契約関係です。結婚のことを、法律上は「婚姻」といいます。婚姻について、法律ではどのように決められているのでしょうか。



憲法上、結婚はどのような条件で成立すると書いてありますか。当てはまる部分に線を引いてください。

日本国憲法第24条：

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

現代の日本社会では、お互いに「この人と結婚したい」と希望する二人がいれば、他者の許可なく結婚できます。手続上は、二人の「結婚したい」という希望を本人たちが市区町村に婚姻届として提出し、これが受理されると結婚が成立します。



(3) 結婚できない場合

ふたり けっこん ばあい
二人が「結婚したい」と言っている場合、結婚できない場合もあります。例え
つぎ ばあい
ば、次のような場合です。

- すでに結婚している人が、結婚相手以外とも二重に結婚すること
- 18歳になっていない人（未成年）と、結婚すること

た けつえんかんけい ちか ばあい けっこん
その他、血縁関係が近い場合など、結婚ができないことがあります。

くに じだい けっこん じょうけん か いま にほん
国や時代によって、結婚できる条件は変わってきます。今の日本で、どうい
う
ばあい けっこん じんぽう さだ
場合だと結婚できないのかについては、民法で定められています。

深掘り → p 153

(4) 結婚したら変わること

Work けっこん じぶん せいかつ か おも
結婚したら、自分の生活はどのように変わっていくと思いますか。

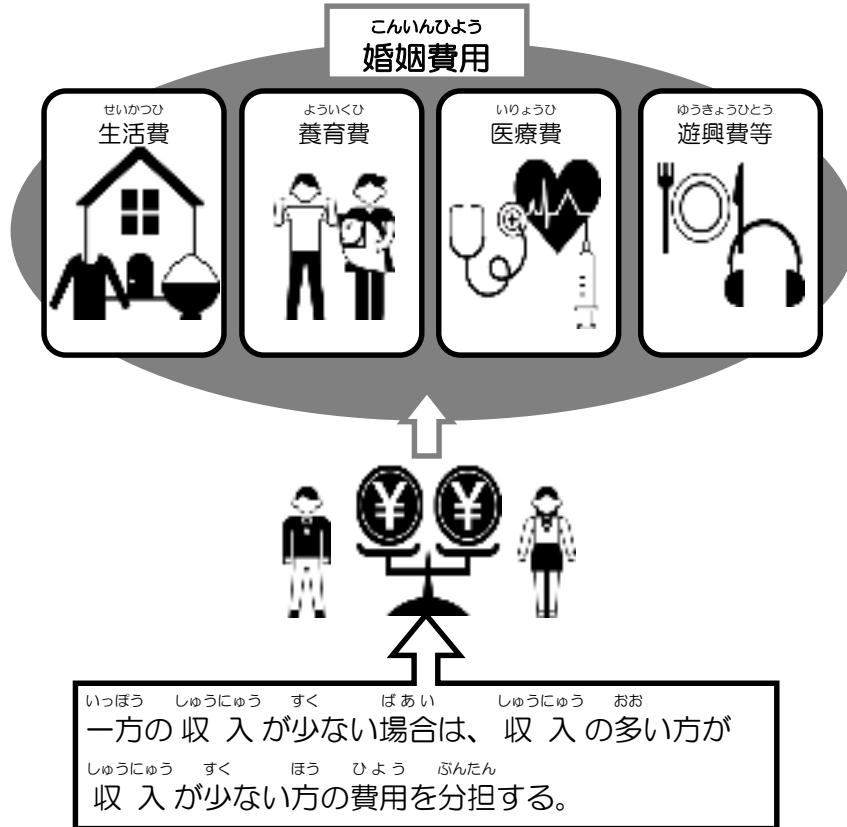
けっこん か
結婚したら変わること

けっこん かね つか かた いちにち す かた じぶん こうどうとう か
結婚したら、お金の使い方や一日の過ごし方、自分の行動等、変わることがた
くさんあります。民法は、結婚生活についても、さまざまなことを決めていま
き
す。ここからは、民法上で定められている決まりをいくつか紹介していきま
き しょうかい
す。



けっこんせいかつ かね
(5) 結婚生活とお金

けっこんせいかつ かね こんいんひよう こんいんひよう ふたり
 結婚生活でかかるお金を、婚姻費用といいます。婚姻費用は、二人でそれぞれ
 しゅうにゆう おう ぶんたん しはら
 の収入に応じた分担で、支払わなければならないとされています。



けっこんせいかつ ぎむ
(6) 結婚生活の義務

民法は結婚生活について、お互いに結婚相手にいくつか最低限の義務があると
 しています。 **深掘り** → p155 結婚とは、同居して、協力して、共同生活
 を実現していくものだとしています。



Work 結婚生活では、具体的にお互いに何を助け合っていくと思いますか。

あなたの意見

2 ミズキとレンの場合

事例 1

ミズキの言い分

結婚してから1年目の結婚記念日、疲れていたので家でまったり二人で過ごしたかったんです。でも、レンは相変わらず、こちらが疲れているとか、体調が悪いとか、気付いてくれません。先月、風邪で寝込んだときも、何の看病もしてくれませんでした。

結果的に、結婚記念日の食事はキャンセルになってよかったです。家で仕事のメールをして、たまっていた仕事を片付けることができ、すっきりしました。

そもそも、レンは外食にお金を使い過ぎです。友達との飲み会も多いし、味覚も濃い味が好きだから、二人での食事にもファミレス系によく行きたがるんです。

レンに不満があるとすれば、片付けないことですね。服を脱ぎっぱなしにすることも多いし。結婚前から集めていたフィギュアも掃除の邪魔です。捨てたら、怒りますかね？

事例 1

レンの言い分

記念日は大切にしたいので、1周年の結婚記念日には、以前からレストランを予約していました。ただ、当日、自分の母から具合が悪いという連絡が来たので、外食はしないで、すぐに実家に向かいました。でも、ミズキは一緒に来なかったんですよ…。

ミズキと結婚したら、毎日一緒にいられて安心だと思ったんですけど、結局平日の夜はいつも自分一人でご飯作って食べてるんです。ミズキは



しごと おそ いえ はな
 仕事で遅くて、家にもスマホばかりいじってて、話しかけてもちゃん
 はなし き かん ひとりく さび
 と話を聞いてくれている感じがしないから、一人暮らしよりもむしろ寂し
 かん ゆうしょくつく
 い感じです。夕食作ってあげても、おいしそうじゃないし。
 ぶんまん ふたり べんり おも
 ミズキに不満があるとしたら、二人でドライブするのに便利だと思ったス
 たか い か きよか
 ポーツカーが高いと言って、買うのを許可してくれなかったことです。だか
 くるま ひとり く か
 ら、うちには車がないままなんです。一人でローンを組んで買っちゃおう
 かな。



Work ①事例1で、ミズキとレンがお互いにすれ違っていることは、どのよう
 おも れい か だ
 なことだとあなたは思いますか。例のように、書き出してみてください。

ミズキ	ちが ないよう すれ違いの内容	レン
れい うす あじ す (例) 薄い味が好き	みかく 味覚	こ あじ す 濃い味が好き



Work ② ^{けっこんせいかつ つづ}ミズキとレンが結婚生活を続けていくために、^{たが おも}お互いを思いやって、^{たす あ}どのように助け合うことができますか。^{かんが ふたり こうどう せんたくし}考えられる二人の行動の選択肢をすべて^か書いてみてください。

^{たす あ} ^{かんが} ^{ふたり} ^{こうどう}
助け合うために考えられる二人の行動

^{けっこんせいかつ} ^{こ こ じ ん} ^{かんが} ^{かた} ^{けっこんせいかつ}
ミズキとレンの結婚生活からもわかるように、^{じょうきよう} ^{たす あ} ^{ないよう} ^{ほうほう} ^{たす あ} ^{ぶんたんわりあい} ^{ちが}
状況によって、^{ほうりつじょう} ^{けっこんせいかつ} ^{たす あ} ^{ぎ む} ^{きょうせい}
法律上は、結婚生活を助け合う義務については、強制できないとされています。

3 ^{りこん}離婚するには…

(1) ^{けっこんせいかつ つづ} ^{ばあい}結婚生活が続けられない場合

^{けっこんせいかつ} ^い ^{あらし} ^ふ ^{いじょう} ^{けっこんせいかつ}
ミズキとレンのように、結婚生活で言い争いが増え、これ以上に結婚生活を
^{つづ} ^{むり} ^{ふたり} ^{かんが} ^{ばあい} ^{ふたり} ^{あと}
続けていくことは無理だと二人が考えた場合、二人はこの後どうするでしょう
か。



Work ^{じれい} ^{かんが} ^{せんたくし}事例1で、ミズキとレンのこれからについて、考えられる選択肢をすべて^か ^だ書き出してみてください。

^{かんが} ^{せんたくし}
考えられる選択肢



りこん せいりつ
(2) 離婚の成立

かんが せんたくし けっこんせいかつ かいしょう りこん
考えられる選択肢のひとつに、結婚生活を解消すること、つまり離婚があり
こんいん おな りこん しくちょうそん りこんとどけ だ じゅり
ます。婚姻と同じように、離婚についても、市区町村に離婚届を出して受理され
りこん せいりつ
れば、離婚が成立します。

りこんとどけ ようしき み りこんとどけ ふたり しめい
ここで、離婚届の様式を見てみましょう。離婚届には、二人の氏名と
せいねんがっぴ じゅうしょ うじ とう か らん した りこん しゅべつ
生年月日、住所、氏について等を書く欄があります。その下に、離婚の種別に
らん らん ぜんぶ しゅるい
チェックをつける欄があります。そのチェック欄は、全部で6種類あります。

きょうぎりこん ① <input type="checkbox"/> 協議離婚	わかい ④ <input type="checkbox"/> 和解	ねん がつ にちせいりつ 年 月 日成立
ちやうてい ねん がつ にちせいりつ ② <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立	せいきゅう にんだく ⑤ <input type="checkbox"/> 請求の認諾	ねん がつ にちにんだく 年 月 日認諾
しんぱん ねん がつ にちかくてい ③ <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定	はんけつ ⑥ <input type="checkbox"/> 判決	ねん がつ にちかくてい 年 月 日確定

らん ひだりうえ きょうぎりこん ことば きょうぎりこん けっこん
チェック欄の左上に、協議離婚という言葉があります。協議離婚は、結婚し
おな ふたり りこん かんが りこんとどけ ていしゅつ
たときと同じように、二人が「離婚したい」と考え、離婚届を提出します。

いっぽう りこん ばあい きょうぎりこん
しかし、一方が「離婚したくない」という場合、協議離婚はできません。その
ばあい つぎ だんかい ちやうてい すず りこん
場合、次の段階（調停）に進むこととなります。離婚したいからといって、す
りこん さいばん
ぐに離婚のための裁判とはなりません。

りこん おお じかん ほか ひと りこん
離婚するには、多くの時間とエネルギー、他の人からのサポート、離婚したい
つよ い し ひつよう
という強い意思が必要となるのです。 → p 157



③④ 婚姻届と離婚届と氏

婚姻届の様式には、「婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍」という欄があり、
 「 夫の氏」または「 妻の氏」、どちらか一方にチェックをつけ
 なければなりません。日本の国籍を持つ人同士が結婚すると、必ず同じ名字
 で、同じ戸籍になります。一方、離婚届の欄には、「婚姻前の氏にもどる者
 の本籍」という欄があり、離婚と同時に戸籍が分かれることとなります。

現状では、90%以上の方が「 夫の氏」欄にチェックをつけて
 婚姻届を提出し、夫の名字で戸籍を作っています。皆さんは、どうしたい
 ですか？



4 たが ささ あ お互いを支え合っ

事例2 ミズキとレンのその後

ミズキとレンは、離婚も考えましたが、結婚生活では、お互いに助け合っていくことが必要だと気付きました。毎月1回、家族会議を開き、お互いの生活の現状と理想について、正直に話し合っています。また、お互いに自分の空間と時間を大切にするために、2LDKの家に移りました。

今までの家族会議では、共有場所の掃除を当番制にすること、得意・不得意を考えて家事をお互いに納得できる分担制にすること（例えば、節約好きなミズキが家計簿をつける、社交的なレンがイベントの計画を立てる等）、趣味については口を出さないこと、お互いの誕生日は家で過ごし、結婚記念日だけ少し高級なレストランで食事をする事が決まりました。また、仕事や家族関係で苦しい時期はサポートし合うことを原則として、お互いの家族については各自が責任を持つこととしました。

結果的に二人で一緒にいる時間は1年前より減りましたが、レンは寂しさを抱えつつも納得しています。ミズキもレンが作る料理の味には慣れないものの、食事を作ってくれることに「ありがとう」と伝える努力をしています。また、ミズキはSNSで愚痴をつぶやく、レンは実家に帰る等、逃げる場所や頼れる場所を増やしていく予定です。

あと、5か月もすれば、二人には新しい家族が増える予定です。子育てという新たな二人のミッションを乗り越えるべく、前もって「子育てするタスクリスト」を書き出し、責任や分担等も取り決め、ファミリーサポートセンターの利用も登録しました。子育てをしていく中で、今後も、さまざまな困難等が出てくるでしょう。その都度、話し合っ、助け合っ、そのとき最善の折り合いをつけながら、結婚生活を続けていくことにしています。



じれい

けっこんせいかつ

よ

おも

Work 事例2のミズキとレンの結婚生活で、あなたが良いと思うところはどの部分ですか。すべて書き出してみてください。

よ

良いところ

5 まとめ

けっこんせいかつ なが じかん いっしょ す たが
結婚生活において、長い時間を一緒に過ごすことで、お互いのちょっとした
ちが つ かさ かんけい わる
れ違いやがまんが積み重なり、それがストレスとなって関係が悪くなってしま
う、ということもあります。結婚に限らず、誰かと親密な関係を始める場合、始
めることよりも、終わらせることが難しいと実感している人も多いのではない
でしょうか。

けっこん ばあい くに き せいど かんけい お かた むずか
結婚の場合、国が決めている制度だからこそ、関係の終わり方が難しくなり
ます。結婚生活を終わらせることを二人が同意しない場合、すぐに離婚とはいか
ないのです。

けっこんせいかつ ほうりつじょう じっさい ひとり
そして、結婚生活は、法律上のことだけではありません。実際に一人の
けっこんあいて けっこんせいかつ つづ つね む あ
結婚相手とどのように結婚生活を続けていくのか、常に向き合わなければなりま
せん。助け合い、話し合っ、困難を一緒に解決していく、二人の関係の在り方
じゅうよう じぶん くる おも ひつよう
が重要となってきます。とはいえ、自分だけが苦しい思いをする必要はありま
せん。

ふたり かんけい ふたり と かぞく たんげん まな
二人の関係を二人だけで閉じてしまうのではなく、家族の単元で学んだよう
じぶん こち かん きより あいて あいだ たも ふたり かんけい いがい
に、自分が心地よいと感じる距離を相手との間で保つこと、二人の関係以外に
たよ かんけい つく どう じりつ おとな あんてい せいかつ おく
頼れる関係を作っておくこと等、自立した大人として安定した生活を送るために
ひつよう かんが こうどう うつ
必要なことを考えて、行動に移していきましょう。



たんげん まな
この単元で学んだこと



子育てのサポート

子育ての費用は、生活全般にかかる経費として「養育費」、教育にかかる経費として「教育費」があります。養育費と教育費、ともにお金がかかるため、各自治体には様々な支援制度（利用条件と名称が自治体ごとで違う）があります。また、様々な相談先等の窓口も各自治体にあります。子育てで何か困ったことがあれば、市区町村の窓口を訪ねてみてください。

●子育て費用に関する支援制度の例

支援の内容	利用可能な制度
①お金がもらえる (支援金・給付金等)	児童手当、出産育児一時金、ベビーシッター 利用助成金、生活保護、高等学校就学支援金等
②無料で利用できる (無料サービス)	幼児教育・保育、医療、予防接種、公立の 高等学校教育、ひとり親家庭ホームヘルプ サービス等
③お金を貸してもらえる (貸付金)	母子・父子福祉資金貸付金、出産費貸付金、 教育支援資金、生活福祉資金等
④物がもらえる (物品給付)	紙おむつ用ごみ袋、母子栄養食品等



こそだ かん しえんきかん れい
●子育てに関する支援機関の例

しえん ないよう 支援の内容	しえんきかん 支援機関
こ あす ①子どもを預けたい	ほいくえん がくどうほいくじょ ほうかごじどう 保育園、学童保育所（放課後児童クラブ）、 にんてい えん とう 認定こども園、ファミリーサポートセンター等
こそだ なや ②子育てで悩みがある	ほけんじょ ほけん ふくしじむじょ 民生児童 保健所・保健センター、福祉事務所、 いいん ちいき こそだ しえんきよてん じどうそうだんじょう 委員、地域子育て支援拠点、児童相談所等

しょうねんかんべつじょ ほうむしょうねんしえん なまえ ちいき ひとびと そうだん
少年鑑別所も「法務少年支援センター」という名前で、地域の人々の相談
さき ほか そうだんさき わ ばあい ふく きがる りよう
先となっています。他の相談先が分からない場合も含め、気軽に利用できま
す。



たよう せい あ かた かんが
多様な性の在り方について考えよう

プラス ことば し
LGBTQ+という言葉を知っていますか？

L	Lesbian	レズビアン	じょせい どうせいあいしや ころろ せい じょせい れんあいだいしやう じょせい	女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）
G	Gay	ゲイ	だんせい どうせいあいしや ころろ せい だんせい れんあいだいしやう だんせい	男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）
B	Bisexual	バイセクシュアル	りやうせいあいしや れんあいだいしやう じょせい だんせい む	両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）
T	Transgender	トランスジェンダー	う わ あ せい ちが せい じにん	生まれたときに割り当てられた性とは違う性を自認している人

Q : Questioning クエスチョニング じぶん せい あ かた わ き ひと
自分の性の在り方が分からない、決めていない人

+ : プラス たよう せい ひと
多様な性で、LGBTQ+にカテゴライズされない人

せい あ かた たよう せいじにん じぶん せいべつ
性の在り方はもともと多様なものであり、性自認（自分の性別をどのように
にんしき せいてきしこう れんあいかんじやう せいてき かんしん せい む
認識しているか）や、性的指向（恋愛感情や性的な関心がどの性に向いてい
む ひと こと
るのか、または向いていないのか）は人によって異なります。

いっぽう せい たようせい へんけん め む しょくばとう
一方、いまだにこうした性の多様性について、偏見の目を向けたり、職場等
ふてきせつ とりあつか れい み せいてきしこう せいじにん
で不適切な取扱いをしたりする例も見られます。こうした性的指向や性自認
りゆう さべつ いせいあいとう よ なか たすう し ひと いしき
を理由とする差別をなくすには、異性愛等、世の中の多数を占める人の意識の
あ かた みなお ひつよう だい たよう せい あ かた
在り方を見直す必要があります。第1ステップは、多様な性の在り方について
し だい しゅうかん じょうしき みなお だい
知ること。第2ステップは、習慣や常識を見直すこと。第3ステップは、
りかいしや ふ
理解者を増やすこと。

みな ひとり こうどう しゃかい よ か
皆さん一人ひとりの行動が、社会をより良く変えるきっかけとなります。

ぜんこく ほうむきよく ちほうほうむきよく めんせつ でんわ とう
また、全国の法務局・地方法務局では、面接や電話、インターネット等で
じんけんそうだん おこな せいてきしこう せいじにん かん そうだん う つ
人権相談を行っており、性的指向や性自認に関する相談を受け付けているほ
じんけんしんがい うたが じたい みとめ ばあい たいおう おこな
か、人権侵害の疑いのある事態を認めた場合にも対応を行っています。

しゅってん ふくしじょうほうそうごう プラス きそじょうほう かんれんじょうほう
出典 NHKハートネット 福祉情報総合サイト 『「LGBTQ+」基礎情報・関連情報』より

<https://heart-net.nhk.or.jp/heart/theme/10/>





Step 9

しごと 仕事について

社会人にとって、仕事をするとはとても重要な意義を持っています。生活していくためにお金が必要なのはもちろん、仕事を通じて成長し、生きていく上での充実感や達成感を感じるためには、どのような気持ちで働くか、どのようなことを目標にしていくか、ということも大事になってきます。

今回は、仕事について改めて、じっくりと考えていきましょう。

この単元のポイント

- 仕事を選ぶ際に気を付けるポイントについて理解し、自身が仕事で重視することを考える。
- 退職や転職の時に考えるポイントや、仕事を辞める時の手続を理解する。

1 はたら なぜ働くのか

問1 あなたは、何のために仕事をすると考えていますか。以下の中から、2つを選んでください。

- 1 収入を得るため
- 2 仕事を通して達成感や生きがいを得るため
- 3 自分の能力を発揮するため
- 4 働くのが当たり前だから
- 5 人の役に立つため
- 6 社会的な地位を得るため
- 7 家族を養うため
- 8 その他 ()



問2 あなたは、仕事を選ぶ際に、それぞれの観点をどれくらい重要だと思いま
すか。

	じゅうよう	じゅうよう		
	1 : とても重要	2 : まあ重要		
	じゅうよう	じゅうよう		
	3 : あまり重要でない	4 : まったく重要でない		
1	自分のやりたいことができること…………… 1	2	3	4
2	人の役に立つこと…………… 1	2	3	4
3	安定していて長く続けられること…………… 1	2	3	4
4	収入が多いこと…………… 1	2	3	4
5	社会的評価の高い仕事であること…………… 1	2	3	4
6	子育て、介護等との両立がしやすいこと…… 1	2	3	4
7	自由な時間が多いこと…………… 1	2	3	4
8	福利厚生が充実していること…………… 1	2	3	4
9	自分の知識や技術を生かせること…………… 1	2	3	4
10	自宅から通えること…………… 1	2	3	4
11	実力主義でえらくなれること…………… 1	2	3	4
12	能力を高める機会があること…………… 1	2	3	4
13	いろいろと自分で決められること…………… 1	2	3	4

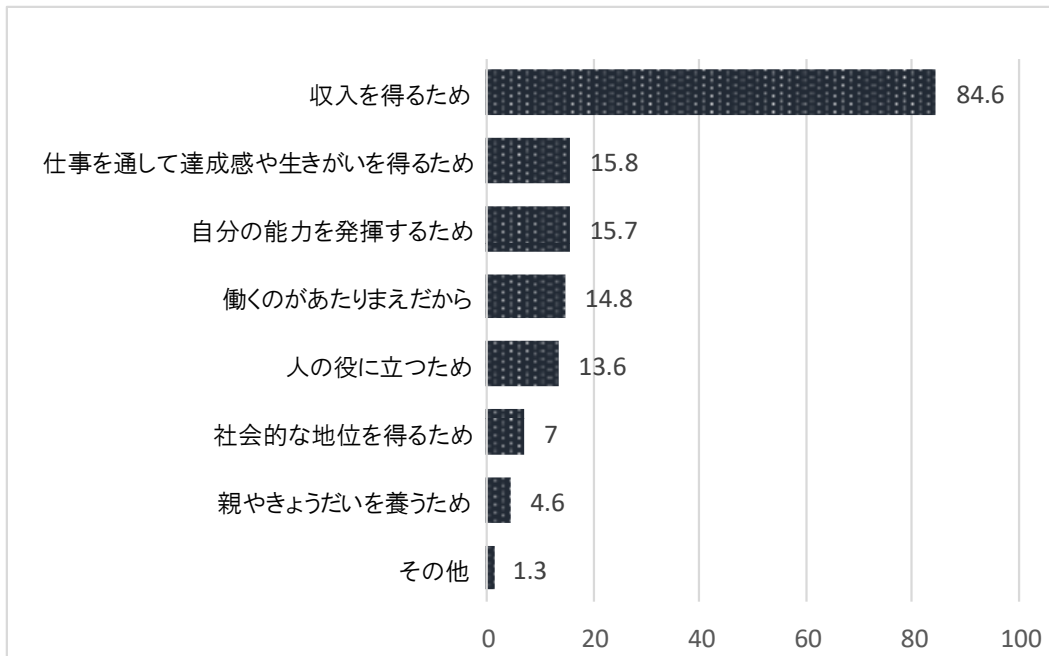


II 社会人教育

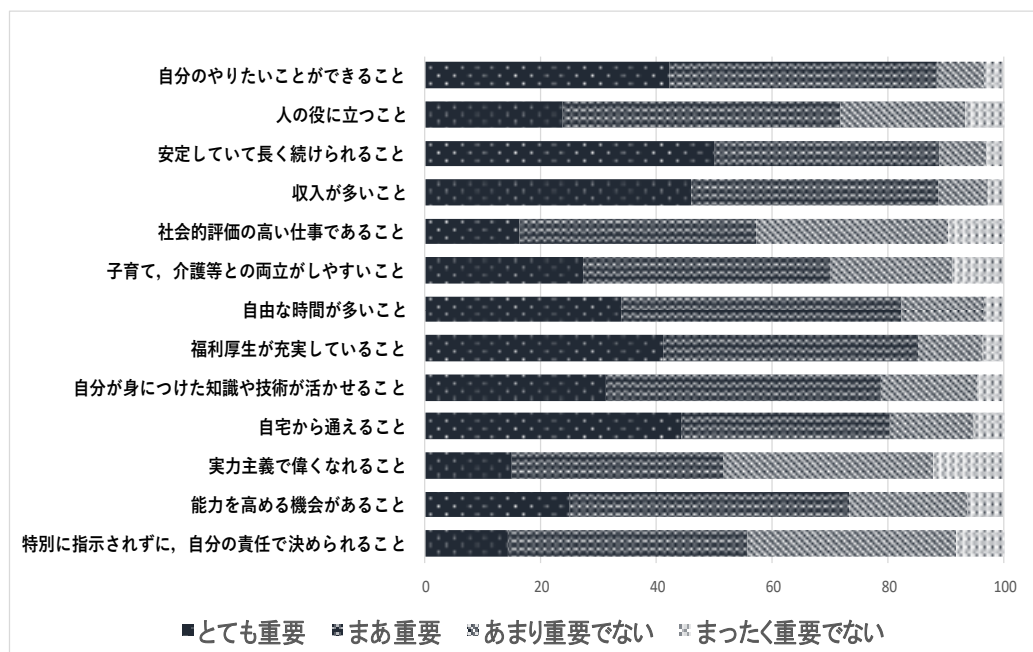
平成29年度「就労等に関する若者の意識調査」結果（内閣府）

（対象：全国の16歳から29歳までの男女10,000人）

仕事をする目的（2つまで回答）



仕事を選択する際に重要視する観点



このように、仕事をする理由や仕事を選ぶ際に重視するポイントは、人によってさまざまですが、大事なものは、自分なりの考えを持って仕事を選ぶことです。



2 仕事を選ぶ際に気を付けるポイント

はたら はじ こうかい ながつづ や しごとえら
働き始めてから後悔したり、長続きせず辞めてしまいやすい仕事選びのパ
ターンとして、次のようなものがあります。

(1) 不安や焦りから、よく考えずに決めてしまう

かぞく しゅうい けいざいてき ふあん しゅうしょく
家族や周囲からのプレッシャーや、経済的な不安から、とりあえず就職を
決めてしまうというパターンです。なかなか仕事が決まらなと、投げやりな
き も しごと き な
気持ちになりがちですが、安定して働き続けられるかという視点を持つことも
たいせつ
大切です。

(2) 自分の能力や適性を把握できていない

じぶん のうりよく てきせい はあく
あえて、不得手なことにチャレンジすることも時には大切ですが、例えば、
たいりよくめん じしん たにん と とくい
体力面に自信があるかどうか、他人とコミュニケーションを取るのが得意か
にがて しごと とくい どう む ふ む りかい
苦手か、パソコン仕事が得意かどうか等、向き・不向きをよく理解していない
じぶん のうりよく てきせい い しごと えら かうせい たか
と、自分の能力や適性を活かすづらい仕事を選んでしまう可能性が高くなりま
す。

(3) 情報収集が不足している

せんぱい あそ なかま しょうかいとう ばあい かいしゃ ぎょうむないよう こようじょうけんとう
先輩や遊び仲間からの紹介等の場合、その会社の業務内容や雇用条件等につ
したしら しゅうしょく
いて、よく下調べをせずに就職してしまうことがあります。そのような
ばあい じっさい はたら はじ しごと ないよう きゅうりょう さいしょ き はなし ちが
場合、実際に働き始めたら仕事の内容や給料が最初に聞いた話と違うとい
せんぱいとう にんげんかんけい き つか や じょうきょう
うことや、先輩等との人間関係に気を遣って辞めづらいという状況にもなり
がちです。

(4) 給与や待遇面だけを見て選ぶ

あとさき かんが めさき はなし と きけん きゅうよ たいぐう
後先を考えず、目先のうまい話に飛びつくことは危険です。給与や待遇
はたら がわ しごと ぎょうむないよう ひれい かんが じょうけん み お
は、働く側の仕事ぶりや業務内容と比例していると考え、条件に見落としが



II 社会人教育

ぎょうむないよう もんだい かくにん ひつよう
ないか、業務内容に問題はないか、きちんと確認することが必要です。

ちようきてき かんが しごと えた (5) 長期的に考えて仕事を選んでいない

しょうらい じぶん しごと つ ふ いま
将来、自分がどのような仕事に就きたいのか、それを踏まえ、今、どのよう
しごと ちようきてき てんぼう も さいよう かいしゃ
な仕事をするのかといった長期的な展望を持たず、とりあえず採用された会社で
はたら せいせい いま しごと ながつづ かのうせい
働く、という姿勢だと、今の仕事が長続きしない可能性もあります。

事例1 なに しごと 何かいい仕事、ないかな

しごとがえ ごご じ えきまえ しゅうしょく み
仕事帰りの午後8時、ナツキは駅前のカフェで就職ナビサイトを見ていま
さくねん い かいがいりょこう せんげつ か ぶく しはら いま
す。昨年行った海外旅行や、先月買った服とバッグの支払いがかさんで、今の
しごと おも
仕事だとやっていけないと思ったからです。

いま しごと げつまえ おな み えいぎょうしょく げっしゅう まんえん
今の仕事は、2か月前に同じサイトで見つけた営業職で、「月収60万円
かのう か はし じっさい ぶあいせい けいやく と
は可能」と書かれていたので始めてみましたが、実際は歩合制で、契約を取れな
きほんぎゅう せいかつ
いとわずかな基本給しかもらえず、それだけでは生活していくことができませ
ん。なので、ナツキは「契約が取れたら返すから」という約束で、家賃は親に
しはら
支払ってもらっています。

なに しごと
「何かいい仕事、ないかな…」



Work ① この事例で起きている問題はどのようなことだと思いますか。

もんだい
問題



Work ② 今後、ナツキはどのようにすれば良いと思いますか。

あと
この後、ナツキは



3 退職・転職について

事例2

もう辞めちゃおうかな

アイリは飲食店で働いていますが、今日も連絡せずに仕事を休んでしまいました。

職場の先輩から注意され、つい反発してしまったのが原因です。注意されたのは、前日に、友だちと夜遅くまで遊んでいたせいで、日中ずっと頭が痛く、お客さんに不機嫌そうな対応をしてしまったからです。自分が悪いのは分かっているのですが、体調が悪くてもがんばっていることを分かってくれて、我慢できませんでした。

それで、今日は先輩に会うのが気まずくて、出勤する気になれなかったのです。

アイリは、ベッドの中でスマホをいじりながら考えます。
「もう、仕事辞めちゃおうかな。」



①アイリが仕事を辞めようと思う理由は何ですか。

理由



②アイリの問題は、仕事を辞めることで解決できるのでしょうか。あなたがアイリの友だちだったら、何と声を掛けますか。

アイリの友達だったら



しごと や おも とき
(1) 仕事を辞めたいと思った時

いま しごと や おも いちどれいせい つぎ かんが
 「今の仕事を辞めたい」と思ったら、まずは一度冷静になって、次のことを考
 えてみましょう。

や おも りゆうほんとう や かいけつ
ア 辞めたいと思う理由は、本当に辞めることで解決できるものか。

かいしゃ き あひと なん しょくば ふんいき
 「会社に気の合わない人がいる」、「何となく職場の雰囲気がいやだ」、
 きゆうりよう ふまん どう ていど ふまんようそ しょくば おお すく
 「給料に不満がある」等、ある程度の不満要素は、どこの職場にも多かれ少な
 かれあるものです。こうした小さな不満を解消するためだけに、今の仕事を辞め
 たとしても、次の職場でもまた、同じような不満を感じてしまうのではないで
 しょうか。

や おも りゆう や いがい かいけつ ほうほう
イ 辞めたいと思う理由は、辞める以外に解決できる方法がないか。

あさお じょうし しか しごと おもしろ
 「朝起きるのがつらい」、「上司から叱られてばかりいる」、「仕事に面白
 かん どう じぶんじしん せいちょう かいけつ もんだい
 を感じられない」等、自分自身が成長することで解決できる問題もあります。あ
 いそ けつろん だ たど しょくば もくひょう せんぱい み
 まり急いで結論を出そうとせずに、例えば職場で目標となるような先輩を見つけ
 しょくば ひと そうだん じぶん ほうほう
 たり、職場の人に相談したりすることもよいかもしれませぬ。自分なりの方法
 しごと つづ いみ み やくだ
 で、仕事を続ける意味を見つけることも役立ちます。

や あと や りゆう ことがら つぎ しごと み
ウ 辞めた後、辞める理由となった事柄のないような次の仕事は見つかるか。

しごと や ていど じぶん つぎ しごと た
 仕事を辞めるのであれば、ある程度は、自分なりに次の仕事のめどを立ててお
 ひつよう なん いま しごと はな や
 く必要があります。何のあてもなく、ただ今の仕事から離れたいというだけで辞
 しゆうにゆう た せいかつ くる けっか しょくば
 めてしまつては、収入が断たれて生活が苦しくなり、その結果、もとの職場よ
 じょうけん わる しょく つ
 りも条件の悪い職に就くしかなくなるおそれもあります。

や つぎ
エ 辞めることが、次のステップにつながっているか。

しごと や きかい じぶん ひつよう
 仕事を辞めるのであれば、その機会を自分にとってのチャンスとしていく必要
 たいしょく てんしょく こじん じゆう じたい
 があります。もちろん退職も転職も個人の自由であり、そのこと自体をネガ



タイプに捉える必要はありませんが、あまり繰り返していると、新しい仕事が見つかりにくくなるおそれがあります。退職・転職をするのであれば、職歴がその後の自分にとっての強みになるように、将来のことまでよく考えて、次の仕事を選ぶ必要があります。

事例3

や
辞めちゃった

アイリは、結局、無断欠勤が続き、職場に行きづらくなって、そのまま仕事を辞めてしまいました。

また、職場の先輩から注意されたくないの、人とあまり関わらない仕事を探すけれどなかなか思うような仕事が見つからず、お金もどんどん少なくなってきて、生活が苦しいです。

「どうしよう。」



Work アイリは仕事を辞める前に、どのようなことをする必要がありましたか。

や まえ ひつよう こうどう
辞める前に、必要な行動



しごと や とき
(2) 仕事を辞める時

それでもなお、「やっぱり仕事を辞めたい」と思う時は、次のような流れで進めていきましょう。

つぎ しごと つ よてい た
ア 次の仕事に就くまでの予定を立てる。

あたら しごと み かた しごと つ み こ た
新しい仕事の見つけ方と、その仕事に就けるかどうかの見込みを立て、それまでにどのくらいの期間が必要か、就職活動中の収入をどうするか等について考え、それに見合った退職時期を検討します。

じょうしとう たいしよく いし つた
イ 上司等に退職する意思を伝える。

たいしよくねがい ていしゆつ じっさい たいしよくび きかん しょくば しゆうぎようきそくとう
退職願の提出から実際の退職日までの期間については、職場の就業規則等に定められている場合が多いと思われます。事前に規定を確認して、余裕を持って上司に相談することが必要です。また、退職理由については、職場に対する不満等を強調するのではなく、前向きな考え（自分のスキルアップのため、他にやりたい仕事が見つかったため等）として伝えるようにしましょう。

たいしよくび せつてい たいしよくねがい ていしゆつ
ウ 退職日を設定し、退職願を提出する。

じっさい たいしよくび げんざい ぎようむ なが どう こうりよ じょうし そうだん き
実際の退職日については、現在の業務の流れ等を考慮して、上司と相談して決めます。退職願は、職場から退職が正式に認められてから、少なくともその2週間前までに、上司に手渡しで提出します。また、退職が認められたら、公的な手続（税金、年金、健康保険、雇用保険等）について、担当者に確認するようになります。

ざんむせいり ひきつ
エ 残務整理・引継ぎをしっかりと。

たいしよくび しょくば しょくいん しゆうい ひとびと めいわく
退職日までは、その職場の職員です。周囲の人々に迷惑がかからないよう、しっかりと業務を引き継ぐようにしましょう。また、職場に返さなければならぬもの、職場に置いてある私物等を事前に確認し、退職後に返却や引き取りに行く必要のないように準備しておきましょう。



4 まとめ

しゃかいじん しごと けいざいてき い み い よろこ
 社会人にとって、仕事は、経済的な意味ではもちろんのこと、生きがいや喜び
 にもつながっていくものです。だからこそ、自分にとって大切なポイントをしっ
 かりと見極め、慎重に選んでいくことが大事ですし、仕事を辞める時には、その
 あと みきわ しんちょう えら だいじ しごと や と き
 後のことまで考えてから行動することが必要です。今回の学習を機に、それぞ
 れの仕事について、しっかりと考えていきましょう。

たんげん まな
 この単元で学んだこと


 せんばい
 先輩からのアドバイス

いぜん しょうねんいん しゅついん せんばい しゅついんご しごと たすね
 以前、少年院から出院した先輩に、出院後の仕事について尋ねたところ、
 ざいいんしゃ みな あ つぎ おく
 在院者の皆さんに宛てて、次のようなメッセージを送ってくれました。

なんねん まえ ぼく みな おな しょうねんいん せいかつ
 何年前、僕は、皆さんと同じように少年院で生活していました。
 しょうねんいん はい さいしょ ころ き の き
 少年院に入って最初の頃は、やる気もなく、どうにかうまく乗り切っ
 はや しゅついん かんが はなし
 て、早く出院しようとはばかり考えていました。そのため、ここだけの話
 ぶせい なん
 ですが、不正をしてしまったこともあります。それでも、何となくではあり
 しょうらい しゃちょう ゆめ も
 ますが、将来は社長になりたい、という夢は持っていました。

ひ たんにん せんせい しんろ き
 そんなある日、担任の先生から「進路はどうするの?」と聞かれました。
 とうじ ぐたいてき かんが も じぶん ゆめ
 当時はまだ、具体的な考えは持っていませんでしたが、自分の夢である
 しゃちょう つた せんせい しゃちょう
 「社長になりたい」ということだけは伝えました。すると、先生は「社長
 よ もくひょう い あとつづ なん
 になるのは良い目標だね。」と言ってくれましたが、その後続けて「何の
 かいしゃ しゃちょう たす しょうじき とうじ ぼく
 会社で社長になるの?」と尋ねられました。正直なところ、当時の僕は、
 しゃちょう ぐたいてき なに かんが
 社長になることについて、具体的なことまでは何も考えていなくて、そこ
 はじ なん かいしゃ かんが はじ しょくぎょうじてん
 で初めて「何の会社がいいだろう」と考え始めました。職業事典のような
 み かんが ぜんぜん
 ものを見ながら、あれこれ考えてみましたが、全然イメージがわからず、ま
 せんせい そうだん す きら
 た先生に相談してみました。すると、「まず、好きなことと嫌いなことを
 か だ
 ノートに書き出してみたら?」というアドバイスをもらいました。ノートに
 す きら か だ しごと かんが
 たくさん好きなことや嫌いなことを書き出し、仕事として考えたらどう
 してん みなお ひと はな す
 か、という視点で見直してみると「人と話すのが好き」と「スポーツが好
 のこ しごと さが
 き」というものが残りました。この2つをキーワードに、やりたい仕事を探
 りがくりょうほうし しごと み
 してみると、「理学療法士」という仕事が見つかりました。しかし、
 りがくりょうほうし せんもんがっこう ねんかん かよ がくひ
 理学療法士は専門学校に4年間も通わなくてはなりませんし、学費もかかり
 たか かん ちょうせん
 ます。かなり高いハードルだとは感じましたが、挑戦してみたいという



きも つよ
気持ちが強くなりました。

しゅついでんご がくひ かせ ねんかんけんちくげんば はたら ごと
出院後、学費を稼ぐために、1年間建築現場で働きました。その後、
せんもんがっこう はい よる いざかや よくあさ せんもんがっこう
専門学校に入ってからは、夜は居酒屋でアルバイト、翌朝から専門学校で
じゅぎょう せいかつ つづ あいだ かせ むかし とも み
授業、という生活を続けました。その間、稼いでいる昔の友だちを見たり
たの あそ さそ ことわ
り、楽しそうな遊びの誘いを断ったり、つらいことがたくさんありました。

ぜったい しゃちょう こ しかく
でも、「絶対に社長になって、いつか超えてやる！」とか「資格をとってか
あそ じぶん い き めいわく か おや
ら遊べばいいんだ」と自分に言い聞かせ、また、さんざん迷惑を掛けた親の
おも た なん の こ
ことを思い出したりして、何とか乗り越えていきました。

がんば ぶじ りがくりょうほうし しかく と
そうして頑張りぬいたことで、無事、理学療法士の資格を取ることがで
ほく ゆめ しゃちょう かいしゃせつりつご ねん
き、僕は夢だった社長になることができました。会社設立後、6年がたち、
いま じゅうぎょういん めい ほく みな
今では従業員が50名もいます。こんな僕から、皆さんにアドバイスをす
るとしたら、①「やってやれないことはない」、ということと、②「死ぬこ
いがい きす みちか もくひょう ひと み
と以外、かすり傷」ということ、それと、③「身近に目標になる人を見つけ
る」ということです。

さいご じぶん し ぎわ じぶん じんせいよ おも いま い
最後に、自分の死に際、「自分の人生良かった」と思えるように、今を生
ほ おも
きて欲しいと思います。

かいご きぎょうけいえい りがくりょうほうし まつうら てつや
介護デイクア企業経営 理学療法士 松浦 哲也



Step
10

 ゆうじん
友人について

みな 皆様にとって、ゆうじんかんけい 友人関係はどのようなものだったでしょうか。がっこう や 家庭で
いやなことがあったときは、たが そろばん の いちばんみぢか なん はな
あいて 相手だったかもしれません。また、ぎやく 逆に、ゆうじんかんけい 友人関係がもとでつらいことや苦しい
ひと ことがあった人もいます。ときは、ゆうじんかんけい 友人関係がもとでひこう 非行につながってし
まったこともあったかもしれません。

こんかい 今回は、そんなゆうじんかんけい 友人関係のことについてかんが 考えていきます。おとな 大人である皆さんに
ゆうじん にとって、ゆうじん つ あ かた 友人との付き合い方はこれまでとちが 違うものになるのかもしれませんが。こ
おとな ここで、ゆうじんかんけい 友人関係についてせいり 整理していきましょう。

 たんげん
この単元のポイント

- ゆうじんかんけい 友人関係においてたいせつ 大切なものをりかい 理解し、じしん 自身のゆうじんかんけい 友人関係についてかんが 考える。
- どうちよう 同調についてただ りかい 正しくりかい 理解し、こんご 今後のこうどう 行動についてかんが 考える。

 ひと ひと
1 人と人とのつながり

事例 1

 せんばい しごと
先輩、仕事ってどうですか？

こうこう ねんせい リョウは高校3年生です。しゅうしょく 就職のことをさいとしうえ 2歳年上でないそうこう 内装工をしている
せんばい そうだん ショウヤ先輩に相談しました。「ショウヤさん、さいぎん しごと ほう
か？」「いやー、そりゃたいへん 大変だよ。あさ はや 現場ではおこ 怒られてばっかだ
しさー。」それをき 聞いたリョウは、すこ 少しばいびつて、「しゃかいじん 社会人になりたくない
なー。まだあそ 遊んでたいなー」といきました。するとせんばい 先輩は「いやい
げんば ひとたち みなしごと ちや、まあ現場の人達は皆仕事にプライド持ってるからさ。テキトーなことす
ると、きび い そりゃー厳しくいわれるけど、ひと げんば かんせい みな う あ 一つの現場が完成したら皆で打ち上げ



い とき みな おもしろ ひと じつ さいぎん
 に行つてさ。そんな時は皆すごく面白い人なんだよ。あとさ、実は最近、
 あさやきゆう はい しょくば ひと しょうかい
 朝野球チームに入つてさ。職場の人から紹介されたんだけど、そこではいろ
 ぎょうかい ひと あつ たの き
 んな業界の人が集まつて、めっちゃ楽しいよ」それを聞いたリョウは
 びっくりして、「ショウヤさん、野球なんてやってるんですか!？」と言
 やきゆう い
 いました。ショウヤ先輩は自慢げに「仕事ばっかだとつまんないからな。それ
 せんばい じまん しごと
 さいぎん かのじょ やきゆう ひと いもうと い
 に最近、彼女もできたよ。野球チームの人の妹でさ。」と言います。そん
 せんばい ようす み しゃかいじん わる
 なショウヤ先輩の様子を見ていて、リョウは「社会人になるのも悪くないか
 おも なお
 も」と思い直すのでした。



Work ① ショウヤ先輩は、今の仕事に対してどのような気持ちを持っていると思いますか。

せんばい きも
 ショウヤ先輩の気持ち



Work ② ショウヤ先輩は、職場の人達に対して、どのような気持ちを持っていると思いますか。

せんばい きも
 ショウヤ先輩の気持ち



Work ③ ショウヤ先輩は、リョウに仕事の話を話す時、どのような気持ちだったと思いますか。

せんばい きも
 ショウヤ先輩の気持ち

2 信頼関係の基礎にあるもの

どのような^{しゅうだん}集団であっても、人と人との^なつながりの中には、相手との^{しんらいかんけい}信頼関係の^{きそ}基礎となるような^{かちかん}価値観やルールがあります。

例えば、ショウヤ先輩^{せんぱい}の職場^{しょくば}では、内装工としての^{ないうそうこう}プライド、無責任な^{むせきにん}ことは許さないという^{ゆる}厳しい^{きび}ルールがあります。こうした^{きょうつう}共通の^{かちかん}価値観やルールが、メンバー間の^{かん}絆^{きずな}や^{れんたいかん}連帯感と^{むす}結びついていると^{かんが}考えられます。

それでは、朝野球チームの場合^{あさやきゅう}は^{ばあい}どうでしょうか。そこでは「野球好き^{やきゅうず}」、^{しごと}「仕事以外^{いがい}の人間関係^{にんげんかんけい}」、^{しよくば}「職場^つの付き合い^あの延長^{えんちよう}」等、メンバーそれぞれが^{こと}異なる^{もくてき}目的^{さんか}で参加^{ないそうこう}しており、内装工の^{しよくば}職場^みに見られるような^{きょうつう}共通の^{かちかん}価値観^{きょうつう}はないように^{おも}思われます。このような^{しゅうだん}集団^{いっぱんてき}では、より^{かちかん}一般的な^{たが}価値観^{たが}として、「お互い^おを^{おも}思いやる^{たの}」、「楽しく^{さんか}参加^{ごと}する（もめ事^おを起こさない）」、「約束^{やくそく}を守る^{まも}」等が^{しんらいかんけい}信頼関係^{きそ}の基礎^{きそ}となっています。

どちらの^{しゅうだん}集団^{かちかん}においても、そこでの^{かちかん}価値観やルールは、メンバーそれぞれに^{えいきよう}いろいろな^{あた}影響^{たと}を与えます。例えば、職場^{しよくば}での^{きび}厳しい^{かちかん}価値観やルールは、^{がんば}頑張って^{こと}それに^{もの}応えようとする^{たい}者^なに対して、仲間^{なかま}としての^{れんたいかん}連帯感^{きずな}や^{あんしん}絆^{あんしん}をもたらし、安心^{あんしん}できる^{いばしよ}居場所^{じしん}とともに^{あた}自信^{ぎやく}や^{かちかん}プライド^{かちかん}を与えてくれます。逆に、こうした^う価値観^いや^{ひと}ルール^{きずな}を受け入れる^{れんたいかん}ことができない^{かん}人は、^{そがいかん}疎外感^{こりつ}や^{かん}孤立^{しゅうだん}を感じ、やがては^{しゅうだん}集団^{しゅうだん}に^{しゅうだん}いられなくなってしまう^{しゅうだん}こと^{しゅうだん}でしょう。



Work ① ショウヤ先輩^{せんぱい}は、職場^{しょくば}での人間関係^{にんげんかんけい}から、どのようなもの^えを得ているとおもいますか。

え
得ているもの



II 社会人教育

じぶん い い だ いっしょ い やくそく
 ですが、自分だけ行かないとも言い出せず、一緒に行く約束をしてしまいました。



Work ① ショウヤは、なぜ「朝野球の試合があるから行けない」と言い出せなかったのでしょうか。

い だ りゆう
 言い出せなかった理由



Work ② 今回の誘いに対してショウヤはどのようにすれば良かったと思いますか。

どうすればよかったか

ば くうき なが ことば ひこう はんざい ばめん かぎ
 「その場の空気に流される」という言葉は、非行・犯罪の場面に限らず、いろ
 とき つか
 いろな時に使われます。

たと こうこう ぶかつとう だれ たいかい ちか あされん い だ
 例えば、高校の部活等で、誰かが「大会が近いから、朝練しよう」と言い出し
 たとします。それに多数の部員が応えて「そうだ、やろう」ということになれば、
 あさ い だ むずか
 「いや、朝はちょっと…」などと言出すのは難しいものです。

また、朝のミーティングで、職場の上司が「明日から勤務終了後に自主的な
 べんきょうかい おこな おも い ばあい ことわ
 勉強会を行いたいと思う」と言った場合、やはり「それはちょっと…」と断る
 むずか
 のも難しいことでしょう。

じぶん かんが こうどう まわ あ どうちょう い
 このように自分の考えや行動を周りに合わせてしまうことを「同調」と言
 じょうきょう えいきょう う じぶん いし ちが こうどう
 います。これらは状況による影響を受けて、自分の意思とは違う行動をとって
 りゆう つぎ かんが
 しまうものですが、その理由としては次のようなものが考えられます。



1つは、**周囲から受け入れられたい、孤立したくないという気持ち**です。シヨ
しゅうい う い こりつ きも
ばあい ば いっしょ なかま きら かん せんばい
 ウヤの場合も、その場に一緒にいた仲間から嫌われたくないと感じ、また、先輩
きら なかまない いばしょ かん
 から嫌われることで、仲間内での居場所をなくすかもしれないと感じたのでし
 ょう。

次に、**恥をかきたくない、おかしな目で見られたくないという気持ち**です。
つぎ はじ め み きも
たいかい ちか あされん しごと お べんきょうかい
 「大会が近いから、朝練をする」とか「仕事を終えてから勉強会をする」とい
ていあん ことわ ひと き ひと つ あ わる
 う提案を断ることで、「あの人はやる気のない人だ」、とか「付き合いの悪い
ひと とう おも かん ことわ
 人だ」等と思われるのではないかと感じて、断りにくくなるというものです。

このように「その場の雰囲気ば ふんいきに流される」ということは、特別なことではな
しゅうだん お じぶん かんが ちかかん こと
 く、どのような集団でもよく起こることです。自分の考えや価値観と異なる
しゅうだん つ あ とき ちゅうい ひつよう
 集団と付き合う時には、こうしたことによく注意する必要があります。



③あなたが「同調どうちょう」によって、自分の意思じぶん いしと違う行動ちが こうどうをとってしまう
ばめん かんが
 場面としては、どのような場面が考えられますか。

かんが ばめん
 考えられる場面



④あなたが「同調どうちょう」によって、自分の意思じぶん いしと違う行動ちが こうどうをとってしまうこと
き つ おも
 がないように、どのようなことに気を付けなければいけないと思いますか。

き つ
 気を付けること

ゆうじんかんけい き そ
 4 友人関係の基礎にあるもの

事例3

ハルナとアヤカ その1

ハルナとアヤカは中学生の頃からの友達で、今は一緒に近所のファミリーレストランでアルバイトをしています。ある日、アルバイトが休みで、家でオンラインゲームをしていたハルナに、アヤカから「ちょっと体調が悪いから、今日のシフトを替わって欲しい」という連絡がきました。ハルナは快く了解して、その日の夜のシフトに入りました。

それから1か月ほどたったある日、夜中のアルバイトを終えて帰宅する途中、次のアルバイトまで3日間ほど空いたから、どこか遠くへ遊びに行こうか、等と考えていたハルナに、またアヤカから連絡がきました。

「明日、悪いけど、シフト替わってくれない？」

実は、このところアヤカは生活が乱れていて、夜遊びのせいでアルバイトを休みがちだったのです。ハルナは何となく嫌な気分になって、アヤカの連絡を無視しました。

その後もしばらくの間、アヤカからしつこく同じような連絡がきました。が、ずっと返事をしないしていると、最後にはこんな連絡がきました。

「今までずっと友達だと思ってたけど、もういいわ。バイバイ。」



①ハルナは、1度目はアヤカの頼みに応じて、快くアルバイトのシフトを替わったのに、なぜ2度目は頼みに応じなかったのでしょうか。

おう りゆう
 応じなかった理由



②アヤカは、ハルナから返事がこなかったことに対して、どのような気持ちになったと思いますか。

アヤカきもの気持ち

事例4 ハルナとアヤカ その2

ある日の夕方、アヤカは一人でしょんぼりと公園のベンチに座っていました。

昨夜は憧れていた先輩に誘われて、クラブのイベントに行くはずだったのに、友達のハルナがアルバイトを替わってくれなかったので、行くことができなかつたのです。

もちろん、クラブのイベントに行けなかつたのがすごく残念で、悔しい気持ちもありましたが、それにも増して、ハルナに連絡を無視されたことがショックでした。昔からハルナとは仲良しで、親友だと思っていたし、ハルナには何でも相談できて、嫌な顔をされたことは一度もなかつたのです。

アヤカは、そんな悲しい気持ちを誰かにわかってほしくて、いろいろな人に相談してみましたが、皆「相手の都合も考えないで、急にバイトを替わって欲しいなんて、アヤカの方が悪い」、「普段だらしない生活をしているから、引き受けてもらえなかつたんじゃない？」などと言って、誰もわかってくれません。拳げ句の果てには、「早くハルナに謝って、仲直りしたら？」などと言ってきます。

アヤカは周り全員が自分の敵のように思えてきて、ひどく孤独を感じるのでした。



①アヤカは、ハルナに連絡を無視されて、なぜそんなにショックだったのでしょうか。

ショックを受けた理由



②アヤカは、なぜ周り全員が自分の敵のように思えてきたのでしょうか。

敵に思えた理由

事例5 ハルナとアヤカ その3

ある日、ハルナは部屋でぼんやりと考えていました。少し前にアヤカから「アルバイトのシフトを替わってほしい」という連絡がきて、それを無視してから、二人の仲はずっと、険悪な雰囲気のままなのです。

そこで、あの時、自分はなぜ無視したのか、なぜ嫌な気分になったのか、を考えてみることにしました。

第一に、自分もその日に遊びに行こうと思っていたから、という理由が思いつきました。そんな時に、アヤカからシフトを替わってほしいと言われて、何となく楽しみな気持ちを邪魔されたような気がしたのは確かです。でも、それだけではないような気がします。

次に考えたのは、アヤカの言いなりになるのが嫌だったのかな、ということです。昔からアヤカは何でも自分を頼ってきて、悪びれないところがありました。でも、一方で、そうして頼られることに、ちょっとした喜びも感じ



ていたよきうな気がします。

最後さいごに考かんがえたのが、アヤカがシフトを替かわってほいしいと言りゆうった理由につ
いてです。あときの時もられんらくった連絡には、なぜ替かわってほいしいのか、理由は書りゆうか
れていませんでしたが、最近さいきんのアヤカの様ようす子から、きよっと夜遊よあそびしたいから
だかんらうと感じたのです。

そかんがこまで考かんがえて、ハルナは「なんで私わたしがアヤカの夜遊よあそびのためにアルバ
イトを替かわらかなかきゃいかけないのよ」と、またときふいつこふこつとああの時の怒かんりが込み
ああげてくるのを感じかんました。



Work ハルナは「アヤカの夜遊よあそびのためにアルバイトのシフトを替かわる」という
こうとが受いけ入れられなようすかった様子です。それはなぜだと思おもいますか。

ううい受け入れられなりゆうかった理由

5 おとな ゆうじんかんけい 大人としての友人関係

ゆうじんかんけい じんせい なか ときどき おう か ゆうじん
友人関係は、人生の中で、その時々に応じて変わっていきます。それは、友人
ゆうじん がい み いっしょ す じかん なが す かた
が友人ではなくなるという意味ではなく、一緒に過ごす時間の長さや、過ごし方
はな ないよう つ あ かた か い み しゅうしよく
や話す内容、つまり「付き合い方」が変わっていくという意味です。就 職 や
けっこんとう たが たちば じょうきよう か つ あ かた か
結婚等でお互いの立場や状況が変わっていくことによって、付き合い方は変
わっていくものです。



II 社会人教育



① ショウヤの場合、就職したり朝野球チームに参加したりすることで、
 中学生の頃とは違う状況・立場になりました。中学生の頃の友人と、これからはどのように付き合っていけば良いと思いますか。

付き合い方



② アヤカは、昔からずっと、親友のハルナを頼ってきました。これからもハルナと友人であり続けるには、どうすれば良いと思いますか。

付き合い方

6 まとめ

今回は、大人としての友人関係について考えてきました。誰でも、大人になると、職場や家庭等の人間関係が増えてきて、子どものころと同じように友人関係を続けていくことは難しくなります。一方で、それぞれの人間関係も広がりが見られるようになり、それが人間性を高めてくれるようにもなります。大人になってからの友人関係には、そうしたお互いの立場を尊重し合い、支え合える関係と
 なるようになっていくことが求められます。



たんげん まな
この単元で学んだこと



「いじめ」ではなく、犯罪です！

ぶつかる、叩く、蹴る	ぼうこう 暴行	ねん い か こうきんけい また まんえん 2年以下の拘禁刑又は30万円 い か ばっきんとう 以下の罰金等
	しょうがい 傷害	ねん い か こうきんけい また まんえん 15年以下の拘禁刑又は50万円 い か ばっきんとう 以下の罰金等
いや は 嫌なこと、恥ずかしいこ と、危険なことをさせる	きょうよう 強要	ねん い か こうきんけい 3年以下の拘禁刑
	ふ どう い 不同意わいせつ	つきいじょう ねん い か こうきんけい 6月以上10年以下の拘禁刑
きんぴん ようきゅう 金品を要求する	きょうかつ 恐喝	ねん い か こうきんけい 10年以下の拘禁刑
きんぴん かく ぬす こわ 金品を隠す、盗む、壊す	せつとう 窃盗	ねん い か こうきんけい また まんえん 10年以下の拘禁刑又は50万円 い か ばっきん 以下の罰金
	きぶつそんかいとう 器物損壊等	ねん い か こうきんけい また まんえん 3年以下の拘禁刑又は30万円 い か ばっきんとう 以下の罰金等
ひ わるくち 冷やかし、からかい、悪口 おど いや い や脅し、嫌なことを言う	きょうはく 脅迫	ねん い か こうきんけい また まんえん 2年以下の拘禁刑又は30万円 い か ばっきん 以下の罰金
	めいよきそん 名誉棄損	ねん い か こうきんけい また まんえん 3年以下の拘禁刑又は50万円 い か ばっきん 以下の罰金
	ぶじょく 侮辱	ねん い か こうきんけい も 1年以下の拘禁刑若しくは30 まんえん い か ばっきんとう 万円以下の罰金等
パソコンやスマホ等を使っ て誹謗中傷や嫌なことをす る	きょうはく 脅迫	ねん い か こうきんけい また まんえん 2年以下の拘禁刑又は30万円 い か ばっきん 以下の罰金
	めいよきそん 名誉棄損	ねん い か こうきんけい また まんえん 3年以下の拘禁刑又は50万円 い か ばっきん 以下の罰金
	ぶじょく 侮辱	ねん い か こうきんけい も 1年以下の拘禁刑若しくは30 まんえん い か ばっきんとう 万円以下の罰金等

しゃかい ゆる あいて だれ かんけい
社会で許されないことは、相手が誰であっても、どのような関係であって
も、許されません。

あいて たちば きも じぶん いや かん
相手の立場や気持ちになってみて、自分がされたら嫌だと感じることはして



はいけないのです。

※ 令和7年6月より前の犯罪は、拘禁刑ではなく懲役又は禁錮に処せられることがあります。



Step
11

ひこう はんざい
非行・犯罪について②

これまで、「大人」と「子ども」との違いや、「大人」になることで、どのような変化があるのかを考えてきました。

今回は、改めて自分の非行や入院前の生活を振り返り、これから、非行・犯罪をしないために、どのような生活をしていけばいいのかを考えていきましょう。

たんげん
この単元のポイント

- 自分の非行の責任について考える。
- 入院前の生活について振り返る。
- 出院後、非行・犯罪をしないための生活について考える。

ひこう ぶ かえ
1 非行の振り返り

ここで、改めて非行をしていた当時の状況について振り返ってみましょう。（非行の内容などについて、このワークブックに書く必要はありませんが、これまで取り組んできた課題作文などの内容や現在の気持ちや考えを心の中で改めて振り返ってみてください。）

ぶ かえ ないよう
振り返る内容

（ここには書きません。心の中で振り返りましょう。）

- 非行の内容（何をしたか具体的に）
- 非行の原因・理由・経緯等
- 当時の生活状況



ひこう せきにん 2 非行の責任



Work あなたには、自分がした非行について、どのような責任があると思いますか。これまで考えてきたことを踏まえ、責任について整理してみましょう。

ひがいしゃ たい
被害者に対して

じぶん たい
自分に対して

かそくとう みちか ひと たい
家族等の身近な人に対して



しゃかい
社会に対して

た
その他



しゃざい そんがいはいしょう
3 謝罪と損害賠償

Work おとな しゃかい あら いっぽ ふ だ ひがいしゃ
 大人として、社会で新たな一歩を踏み出すために、被害者をはじめ、これ
 めいわく か ひと たい しゃざい そんがいはいしょう ほうほう かんが
 まで迷惑を掛けてきた人たちに対し、謝罪と損害賠償の方法を考えてみましょ
 う。

だれ 誰に	いつ	なに 何を	どのようにして

にゅういんまえ せいかつ もんだいてん

4 入院前の生活の問題点



Work いま ふ かえ 今、振り返ってみると、ひこう 非行をしていた当時の自分には、とうじ じぶん どのような
もんだい 問題があったと思いますか。おも これまでに がくしゅう 学習してきたことを ふ 踏まえ、せいり 整理して
みましょう。

かんが かんが
ルールについての考え方

ひこう 非行につながっていたと思うところ

かそく かんけい
家族との関係

ひこう 非行につながっていたと思うところ

れんあい けっこんかんけい
恋愛・結婚関係

ひこう 非行につながっていたと思うところ

しごと
仕事について

ひこう 非行につながっていたと思うところ



こうゆうかんけい
交友関係

ひこう 非行につながっていたと思うところ



5 出院後に気を付けること



Work これまでに考えたこと、学んだことを踏まえ、これから大人として生活していく中で、二度と非行・犯罪をしないために、そして、あなた自身が犯罪やトラブルに巻き込まれないために、どのようなことに気を付けていきますか。

気を付けていくこと



Step
12

 おとな
大人になる②

いよいよこのプログラムも、今日きょうでおしまいです。

これまで、大人おとなとはどういうものか、大人おとなとして生活せいかつしていくには、どのようなことひつようが必要ひつようなのかについて、いろいろな角度かくどから考かんがえてきました。

最後さいごに、今いままで学まなんできたことを一つ一つ思おもい出して、整理せいりしてみましょう。

大人おとなになるということがどういうことなのか、きっとイメージおもがつかめると思おもいます。

 たんげん
この単元のポイント

- このワークブックで学まなんだことを振り返かえる。
- どんな「大人おとな」になりたくたいいかを具体的かんがに考かんがえる。

 まな
1 このワークブックで学んだこと

 おとな こ ちが
(1) 大人と子どもの違いについて

Work 民法上、満18歳まん さいで成年せいねんになります。成年せいねんになるとどのようなことかが変わるでしょうか。

さい 18歳からできること	さい 18歳からできなくなること
------------------	---------------------



せいねん
成年になるということは、
なくなるといことです。

う
を受けることが

ひこう はんざい
(2) 非行・犯罪について




おとな こ ひこう はんざい ばあい とりあつか ちが
Work 大人と子どもでは、非行・犯罪をした場合の取扱いはどのように違っている
のでしょうか。

しょうねんぽう 少年法	けいじせしょうぽう 刑事訴訟法
しょうねん もくてき ・少年の_____が目的。 しょうぶん ・処分は_____。 しんぱん ・審判は_____。	てきよう ・_____を_____に適用。 しょうぶん ・処分は_____。 さいぱん ・裁判は_____。




たにん そんがい あた ひと そんがい ばいしょう せきにな たと
Work 他人に損害を与えた人には、その損害を賠償する責任があります。例えば
こうつうじこ あいて とき そんがい ばいしょう かんが
交通事故で相手がけがをした時には、どのような損害と賠償が考えられるで
しょうか。

かんが そんがい
考えられる損害



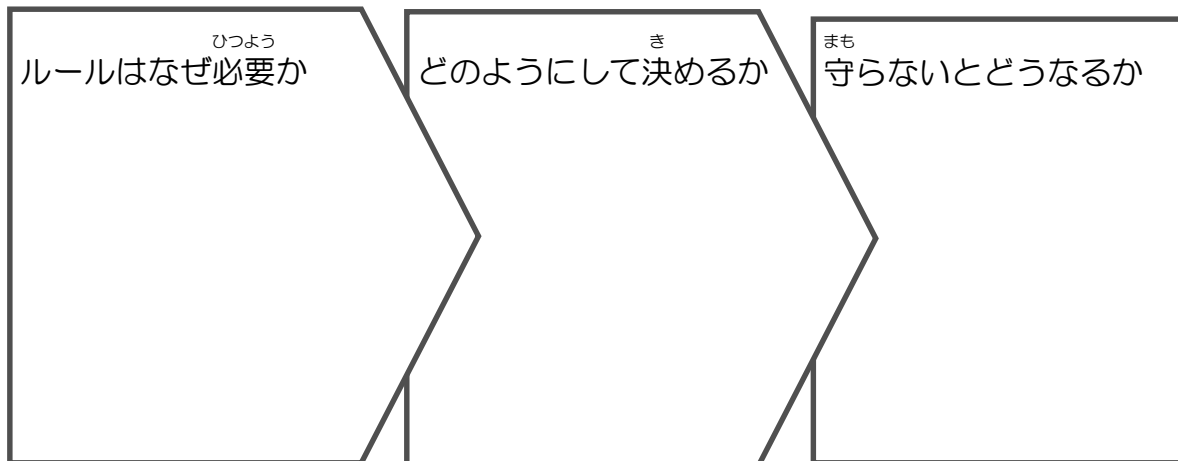
そんがい ばいしょう
損害への賠償



(3) ルールについて



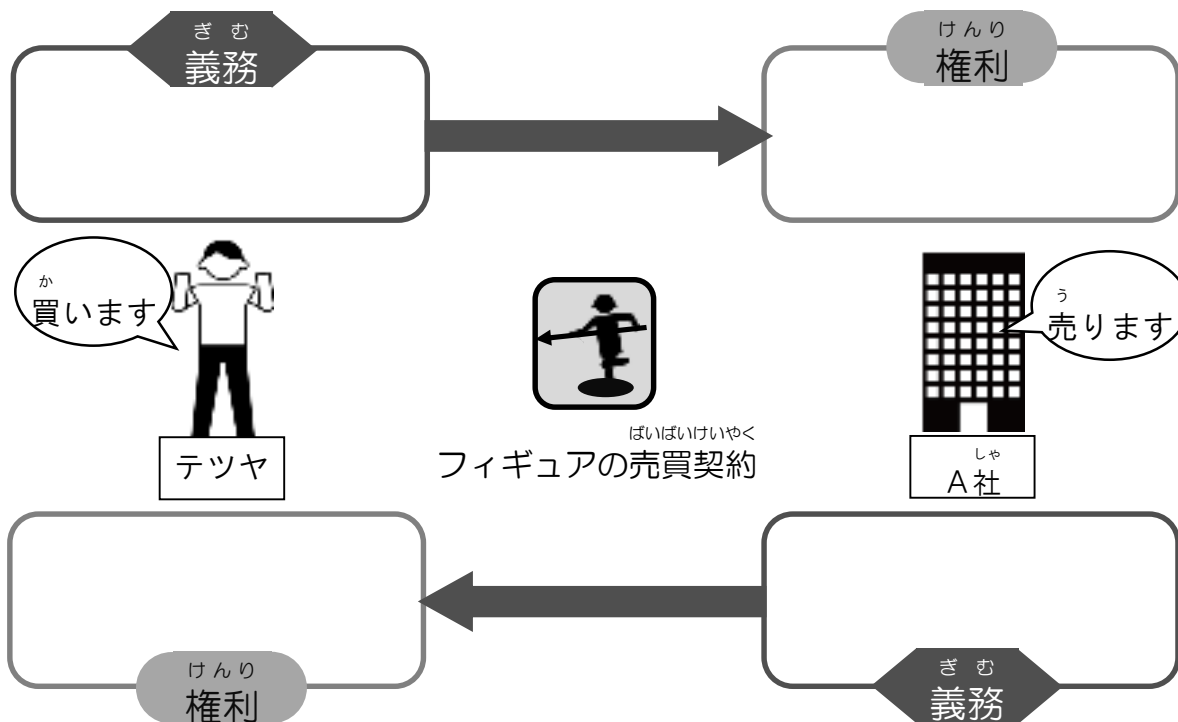
Work ルールは、なぜ必要で、どのように決めれば良いのでしょうか。



(4) 法律について



Work ① 売買契約について、売り手と買い手の権利と義務を整理してみましょう。





か て とうひん し うえ ばいばい とき けいやく
 ② 買い手も盗品であることを知った上での売買だった時は、この契約はど
 うなるのでしょうか。

とうひん ばいばいけいやく ばあい
 盗品の売買契約の場合



ばいばい ほうもんはんばい ばあい あと へんびん
 ③ 売買がアポイントメントセールスや訪問販売だった場合で、後から返品
 したい時にはどうすれば良いのでしょうか。

ほうもんはんばいとう ばあい へんびん
 訪問販売等の場合の返品

けいやく
 (5) 契約トラブルについて



けいやく ま こ ちゆうい てん か だ
 ① 契約トラブルに巻き込まれないために注意すべき点を5つ書き出してみま
 しょう。

①

②

③


④

⑤

しょうひしゃ ばんごう ばん おぼ
 ★ 消費者ホットラインの番号は、188番（いやや）で覚えておきましょう。



しごと
(6) 仕事について

 **Work** ながつづ 長続きせず や に辞めてしまい しごとえら やすい仕事 か 選びの だ パターンを、5つ書き出してみましよう。


①

②

③

④

⑤

 **Work** しごと 仕事を や 辞めたいと思った おも 時、 とき 考 かんが えるべき か ポイントを、 だ 4つ書き出してみましよう。

①

②

③

④



にんげんかんけい

2 これからの人間関係について



Work これまで かんが 考えてきたこと、まな 学んだことを踏まえ、じぶん これからの自分にとって のぞ 望ましい人間関係を築いていくために、あなた あなたが、ココロ 心がけていきたいポイント かじょう が か だ だを箇条書きで書き出してみましょう。

かぞくかんけい ココロ

家族関係で心がけていきたいポイント

れい かぞく れい
(例) 家族であっても、してもらったらお礼をいう。

れんあい けっこんかんけい ココロ

恋愛・結婚関係で心がけていきたいポイント

れい い い まえ あいて き も き
(例) こちらの言いたいことを言う前に、相手の気持ちを聞く。

ゆうじんかんけい ココロ


友人関係で心がけていきたいポイント

れい でんわ か まえ あいて なに じかん かんが
(例) 電話を掛ける前に、相手が何をしている時間か考える。

3 「大人」としてのあなた

ここまで、このワークで ^{かんが} 考えてきたこと、^{まな} 学んできたことを ^ふ 振り返ってきま
^{さいご} した。最後に、2 ページで ^と 取り組んだ ^く 最初のワークを ^{さいしょ} 振り返ってください。そこ
 には、このワークを ^{はじ} 始めた時に ^{とき} ^{かんが} 考えていた、「大人」になることへのあなたの
^{きたい} 期待や ^{ふあん} 不安が ^か 書かれています。これまで ^{かんが} 考えてきたこと、^{まな} 学んできたことは、
^{きたい} あなたの期待や不安に、^{ふあん} 答えや ^{こた} ヒントを ^{あた} 与えてくれたでしょうか。このワークを
^{つう} 通じて ^{おとな} 「大人」になることを ^{かんが} 考えてきて、^{いま} 今、あなたの ^{めざ} 目指す ^{おとな} 「大人」として
^{すがた} の姿は、どのようなものになっているでしょうか。

これまでに ^{かんが} 考えたこと、^{まな} 学んだことを ^ふ 踏まえ、^{あらた} 改めて ^{かんが} 考えてみてくださ
 い。


Work あなたは、どんな ^{おとな} 「大人」になりたいですか。そして、「大人」として、
^{こうどう} どのような行動をしていきますか。

あなたの ^{おとな} なりたい「大人」



おとな
あなたがなりたい「大人」としてしていく、
ぐたいてき こうどう
具体的な行動



みんぽう

民法

だい じょう せいねん

第4条 (成年)

ねんれい さい せいねん

年齢**18歳**をもって、**成年**とする。

だい じょう みせいねんしゃ ほうりつこうい

第5条 (未成年者の法律行為)

みせいねんしゃ ほうりつこうい ほうていだいりにん どうい え

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければなら

ない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この

限りでない。

ぜんこう きてい はん ほうりつこうい と け

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

だい こう きてい ほうていだいりにん もくてき さだ しょぶん ゆる さい

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財

産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる

る。目的を定めなくて処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

みんぽう じぶん いし ひょうじ けんり ぎむ いし したが へんか

民法では、自分の意思を表示して、権利や義務をその意思に従って変化させ

ようとすることを**法律行為**といいます。例えば、売買契約は「買いたい。」とい

う意思表示によって、お金の支払義務や商品を受け取る権利が発生する代表的

な法律行為の一つです。しかし、未成年者を始めとして、判断能力や取引経験

が不十分である者については、誤って法律行為を行ってしまうことがあり得る

ことから、保護を与えることを目的として、この法律行為を行う能力である

行為能力を制限することが定められています。民法では、こうした保護を必要と

する者を**制限行為能力者**といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人

という4つの類型が定められています。



みせいねんしゃ ふぼ しんけん ふく ふぼ こ だいいけん も しんけん
 未成年者は、父母の**親権**に服し、父母はその子の**代理権**を持ちます。この親権
 も ふぼ しんけんしゃ しんけんしゃ ほうりつ さだ だいいけん も もの
 を持つ父母を**親権者**といい、親権者のように法律の定めによって代理権を持つ者
 ほうていだいにん
 を**法定代理人**といます。

ほうていだいにん ふぼ こ か こ めいぎにん けいやく むす
 法定代理人である父母は、子どもに代わって、子どもを名義人とした契約を結
 ぶことができます。また、子どもが父母の同意なく法律行為（契約等）を行っ
 こ ふぼ どうい ほうりつこうい けいやくとう おこな
 た時、**子ども自身**だけでなく、**父母もこれを取り消すことができます。**

ばあい と け けいやく はじ むこう
 この場合、取り消された契約は、**初めから無効だったものとみなされます。**

深堀り 🔍 **少年保護事件と刑事事件** →Step2-2 (p17)

しょうねんしんぱん けいじさいばん
(1) 少年審判と刑事裁判

	しょうねんしんぱん 少年審判	けいじさいばん 刑事裁判
こうかい ひこうかい 公開か非公開か	ひこうかい 非公開	こうかい 公開
もくてき 目的	しょうねん けんぜんいくせい ほごしょぶん 少年の健全育成と保護処分	しんそうきゅうめい けいばつほうれい てきせい 真相究明と刑罰法令の適正 運用
さいばんしょ いっしん 裁判所（一審）	かていさいばんしょ 家庭裁判所	ちほうさいばんしょ 地方裁判所
かんけいしゃ 関係者	さいばんかん つきそいにん かていさいばんしょ 裁判官、付添人、家庭裁判所 ちょうさかん しょきかん しょうねん かんべつ 調査官、書記官、少年鑑別 しょ ほごしゃ しょうねんとう 所、保護者、少年等	さいばんかん しょきかん けんさつかん 裁判官、書記官、検察官、 べんごにん ひこくにんとう 弁護士、被告人等
すす かた 進め方	かていさいばんしょ ちょうさけつか もと 家庭裁判所による調査結果に基 しんぱん しょつけんしゆぎ づく審判（職権主義）	けんさつかん べんごにん たいしんこう 検察官と弁護士による対審構 ぞう とうじしゃしゆぎ 造（当事者主義）
じじつ 事実があった ばあい しょうぶんとう 場合の処分等	ほごしょぶん ほごかんさつ しょうねんいん 保護処分（保護観察、少年院 そうちとう けんさつかんそうち 送致等）、検察官送致	ゆうざいはんけつ けい しゅるい きかん 有罪判決（刑の種類・期間、 しっこうゆうよ う むとう 執行猶予の有無等）

けいじさいばん しょうねん ばあい こ とうかい ほうてい おこな だれ ぼうちよう
 刑事裁判は、少年の場合と異なり、**公開の法廷**で行われ、**誰でも傍聴**するこ

とができます。これは裁判が公正・中立に行われているかを国民が監視できるようにするためのものです。一方、少年審判は全て非公開となっています。これは、人格的に未成熟で傷つきやすい少年の情操を保護するとともに少年の更生と社会復帰を円滑に進めるためのものです。

また、保護処分等の決定に際しては、非行事実の存在だけでなく、日常生活態度、非行についての考え方、将来の生活・行動についての考え、家族や学校等の更生に役立つ環境の有無等（こうしたことをまとめて「要保護性」といいます。）についても考慮されます。

一方、刑事裁判では、主として犯罪事実の存否について争われ、有罪の場合には、その犯罪事実にあつさわしい刑が選択されます。

（2）少年法と刑事訴訟法

少年法

第1条（この法律の目的）

この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

刑事訴訟法

第1条（この法律の目的）

この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

少年法では「健全な育成」を期すために、性格の矯正及び環境の調整に関



ほごしょぶん おこな もくてき
 する保護処分を行うことが目的とされています。

いっぽう けいじしょうほう こうきょう ふくし いじ きほんてきじんけん ほしょう かくほ
 一方、刑事訴訟法では「公共の福祉の維持」と「基本的人権の保障」を確保し
 ながら、「事案の真相を明らかに」して、「刑罰法令を適正に適用」することが
 もくてき
 目的とされています。

わ しょうねん たい つうじょう けいばつほうれい てきょう
 ここから分かることとして、少年に対しては、通常の刑罰法令を適用するよ
 けんぜんいくせい もくてき しょぶん ほごしょぶん おこな ゆうせん かんが
 りも健全育成を目的とした処分（保護処分）を行うことを優先しようという考
 かと
 え方になっているということです。

しょうねん じゅうぶん せいじゆく せいちょうはったつとじょう かそせい
 少年はまだ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性※のある
 ほんざい せいじん おな けいばつ あた しゃかいじん
 存在とされているため、成人と同じように刑罰を与えるのではなく、社会人にな
 せいちょうはったつ うなが さいひこう ふせ かんが もと
 るための成長発達を促すことで、再非行を防ごうという考えに基づいていま
 す。

いっぽう さいいじょう ばあい せいしんてき しんたいてき はったつ じゅう しゃかいさんか
 一方、20歳以上の場合は、精神的にも身体的にも発達して、自由に社会参加
 ほんざい じぶん せきじん しゃかいじん き
 ができる存在となりますから、自分の責任において、社会人として決められた
 ほうりつ したが もと はん ばあい ほうりつ さだ けいばつ
 ルール・法律に従うことが求められ、これに反した場合は法律に定められた刑罰
 う
 を受けます。

かそせい ぶつたい ちから くわ かたち か とし ちから と のぞ へんけい
 ※可塑性とは、物体に力を加えて形を変えた時、力を取り除いても変形がその
 せいしつ い にんげん よ ほう か のうせい
 ままになる性質を言い、そこから（人間として良い方に）変わっていく可能性が
 い み つか
 あるという意味で使われています。

そんがいばいしょうせきん
深堀り 損害賠償責任 →Step2-3 (p18)

ひがいしゃ たい そんがいばいしょう みるぼう さだ
 被害者に対する損害賠償については民法に定められています。

みるぼう
民法
 だい じょう ふほうこうい そんがいばいしょう
第709条（不法行為による損害賠償）
 こ いまた かしつ たにん けんりまた ほうりつじょう ほご りえき しんがい もの
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者
 しょう そんがい ばいしょう せきん お
は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。



こ いまた かしつ たにん そんがい あた こうい だいひょう ほんざいこうい ほんざい
故意又は過失によって他人に損害を与える行為の代表が犯罪行為です。犯罪
おこな もの ひがいしゃ たい ひがい ないよう おう そんがいばいしょう おこな せきにん
を行った者は、被害者に対して、被害の内容に応じた損害賠償を行う責任が
あります。

してきじち げんそく
深堀り 私的自治の原則 →Step4-2 (p39)

みんぽう
民法

だい じょう さくご
第95条 (錯誤)

いしひょうじ つぎ かか さくご もと さくご ほうりつこうい
意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が**法律行為**
もくてきおよ とりひきじょう しゃかいつうねん て じゅうよう と け
の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消
すことができる。

- 一 意思表示に対応する**意思**を欠く**錯誤**
- 二 表意者が法律行為の**基礎**とした事情についてのその**認識**が**真実**に反する**錯誤**
- 2 前項第2号の規定による**意思表示**の**取消**しは、その事情が**法律行為**の**基礎**とされていることが**表示**されていたときに限り、**することができる。**
- 3 **錯誤**が表意者の**重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による**意思表示**の**取消**しを**することができない。**
- 一 相手方が表意者に**錯誤**があることを知り、又は**重大な過失**によって知らなかったとき
(以下省略)

よ なかいつぱん ひと ひと あいだ ほうりつかんけい しほうじょう ほうりつかんけい
世の中一般の人と人との間の**法律関係** (**私法上の法律関係**といいます。)につ

いては、**民法**という法律で定められています。

みんぽう たと けいやく もうしこ とう いしひょうじ とき かんちが さくご
民法では、例えば契約の申込み等の**意思表示**があった時、それが勘違い (**錯誤**



といます。)にもと基づくものであって、かつ、その勘違かんちがいが**契約の目的**に照らしけいやく もくてき て
 て重じゅうよう要なものである時は、取り消とすことができることとされています。

ただし、勘違かんちがいが買手かの**重大な過失**によるものであった時には、原則ととして
 取り消とすことができない、ともされています。

しかし、こうした法律関係ほうりつかんけいにもかかわらず、間違まちがいに気付いた買手きづ か て うが、売
 手側て がわ れんらくに連絡して、「勘違かんちがいして購入こうにゆうしてしまいました。返品へんびんするので、お金かねを返
 してもらえますか。」と連絡し、売り手側れんらく う て がわが「わかりました。返品へんびんしてくれたら
 代金だいきんもお返かえしします。」と答こたえた時ときには、お金かねを返かえしてもらえることになりま
 す。

人は誰ひとでもお互たがいの意思いしで自由じゆうに物ものを売うったり買かったりすることができ、ま
 た、お互たがいの同意どういがあれば、これを取り消とすこともできます。これを「私的自治
 の原則」げんそく また けいやくじゆう げんそく い（又は「**契約自由の原則**」）と言いいます。

かしつ
過失

→Step4-2 (p40) 、 Step6-1(2) (p63)

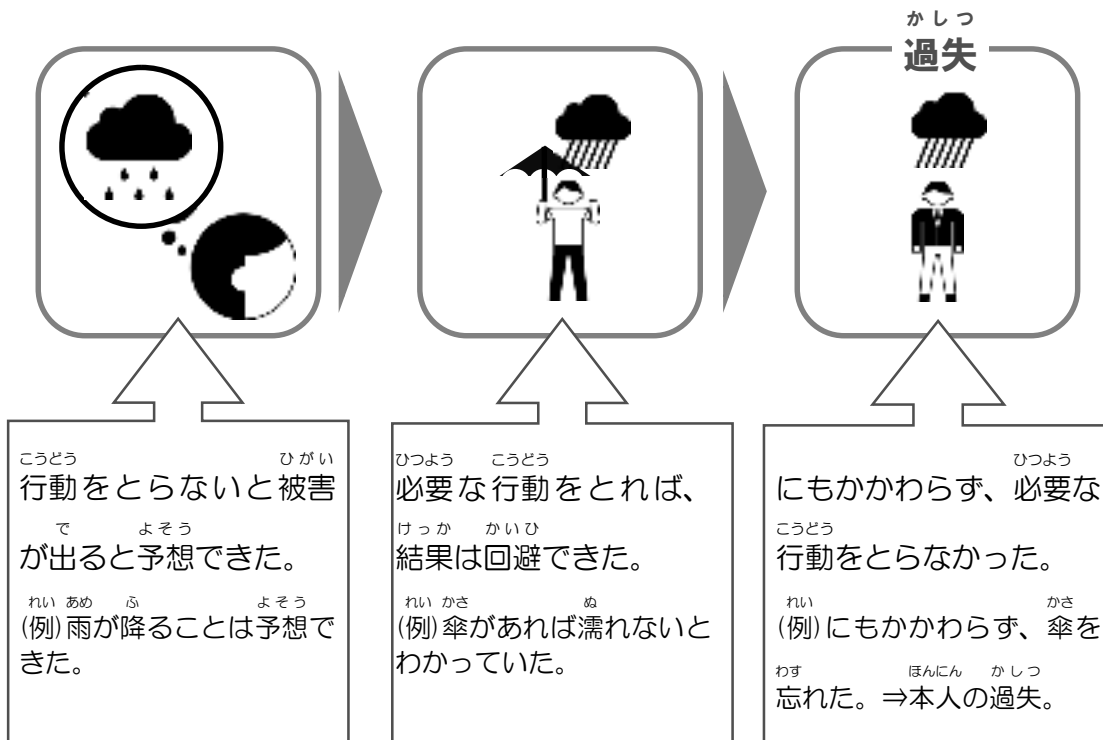
 かしつ
 「過失」とは、

- ① 自分が必要な行動をとらなければ被害が発生すると予想でき、

かつ、

- ② 自分が必要な行動をとっていればその結果を回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかった

ことをいいます。



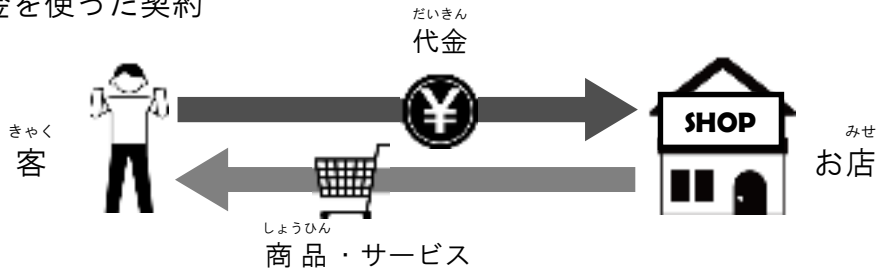


クレジット契約

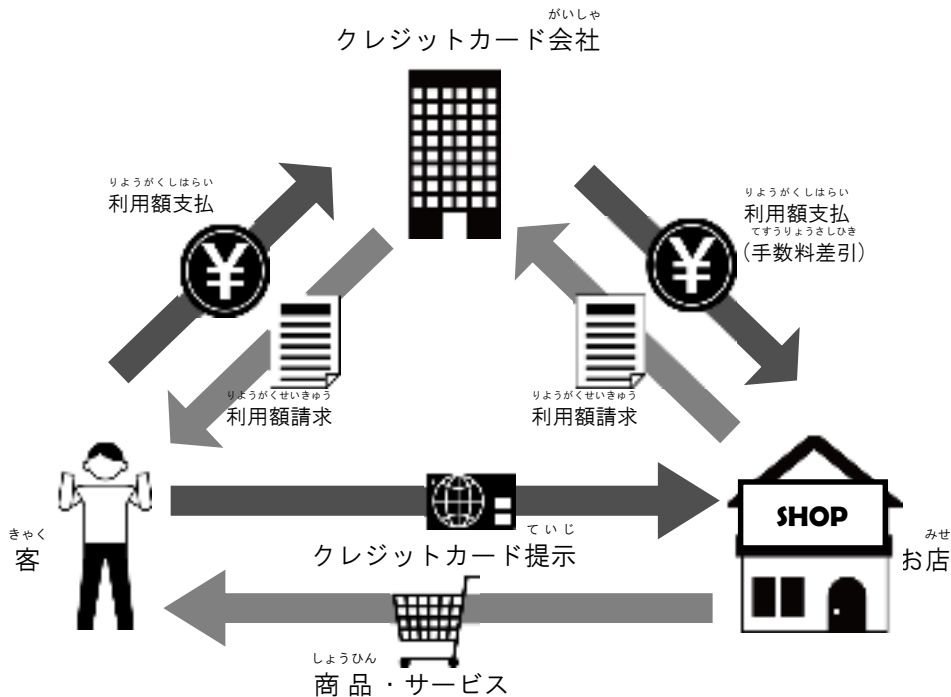
→Step5-2(4) (p51)

クレジットカードを持っていると、お店で客として買物をする時、現金を支払う代わりに、クレジットカードを提示することで商品を買ったりサービスを受けたりすることができます。ここでは、このクレジット契約の仕組みについて説明します。

★現金を使った契約



★クレジット契約



上の図は、現金を使った契約とクレジット契約とを、それぞれモデルで示したものです。

クレジット契約の流れは次のとおりです。



- ① 客はクレジットカードを提示してお店から商品やサービスを受ける。
- ② お店は客に商品やサービスを提供し、クレジットカード会社にその代金を請求する。
- ③ クレジットカード会社は、客がお店から買った商品や受けたサービスの利用額をお店に支払う。
- ④ クレジットカード会社は、客がお店から買った商品や受けたサービスの利用額を1か月ごとにまとめて客に請求する。
- ⑤ 客は、請求を受けて、クレジットカード会社に利用額を支払う。
- また、客は、①で買物をする時に申し出たり、後からクレジットカード会社に申し込むことで、④の請求方法（支払方法）を以下のように選べます。

- ・ 1回払い（一括払い）
- ・ 2回払い
- ・ ボーナス一括払い
- ・ 分割払い（支払回数が3回以上のもの）
- ・ リボルビング払い（リボ払い）

たとえば、以下の商品クレジットカードで購入した場合、支払方法の違いは次の表のようになります。

(1) 腕時計（15万円）を購入した場合

1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払いの違いは、次の表の

1のとおりです。

(2) 腕時計（15万円）と財布（5万円）とジャケット（10万円）（合計3

点30万円の買物）をリボルビング払いで購入した場合

次の表の2のとおりです。



こうにゆうひん 購入品	しはらいほうほう 支払方法	しはらいぎんがく 支払金額			
		よくげつ 翌月	よくよくげつ 翌々月	よくよくげつ いこう 翌々月以降	つぎ 次の ボーナス時
 15万円	かいばら 1回払い <small>まんえん かい はら</small> ※15万円を1回で払う。	<small>まんえん</small> 15万円			
	かいばら 2回払い <small>まんえん かい はら</small> ※15万円を2回で払う。	<small>まん せんえん</small> 7万5千円	<small>まん せんえん</small> 7万5千円		
	<small>いっかつばら</small> ボーナス一括払い <small>まんえん</small> ※15万円をボーナス時に <small>かい はら</small> 1回で払う。				<small>まんえん</small> 15万円
	<small>ぶんかつばら</small> 分割払い <small>かいばら ばあい</small> (5回払いの場合) <small>まんえん かい はら</small> ※15万円を5回で払う。	<small>まんえん</small> 3万円 <small>ですりよう</small> +手数料	<small>まんえん</small> 3万円 <small>ですりよう</small> +手数料	<small>かいまいつき</small> あと3回毎月 <small>まんえん</small> 3万円 <small>ですりよう</small> +手数料	
 30万円	<small>ばら</small> リボルピング払い <small>ていがくばら まいつき</small> (定額 払いで、毎月 <small>まんえんしはら ばあい</small> 2万円 支払いの場合) <small>まんえん まいつき まんえん</small> ※30万円を毎月2万円ずつ <small>はら</small> 払っていく。	<small>まんえん</small> 2万円 <small>ですりよう</small> +手数料	<small>まんえん</small> 2万円 <small>ですりよう</small> +手数料	<small>まんえん しはら</small> 30万円を支払い <small>お まいつき</small> 終わるまで毎月 <small>まんえん</small> 2万円 <small>ですりよう</small> +手数料	

あと
ねん げつ
1年と1か月
まいつきしはら
毎月支払いか…

ぶんかつばら ばら ほんらい しょうひん きんがく くわ ですりよう しはら
 ※分割払いとリボ払いは、本来の商品の金額に加えて、手数料も支払わなくてはなりません！支払いが長期にわたるほど、手数料分の金額がかさみます。

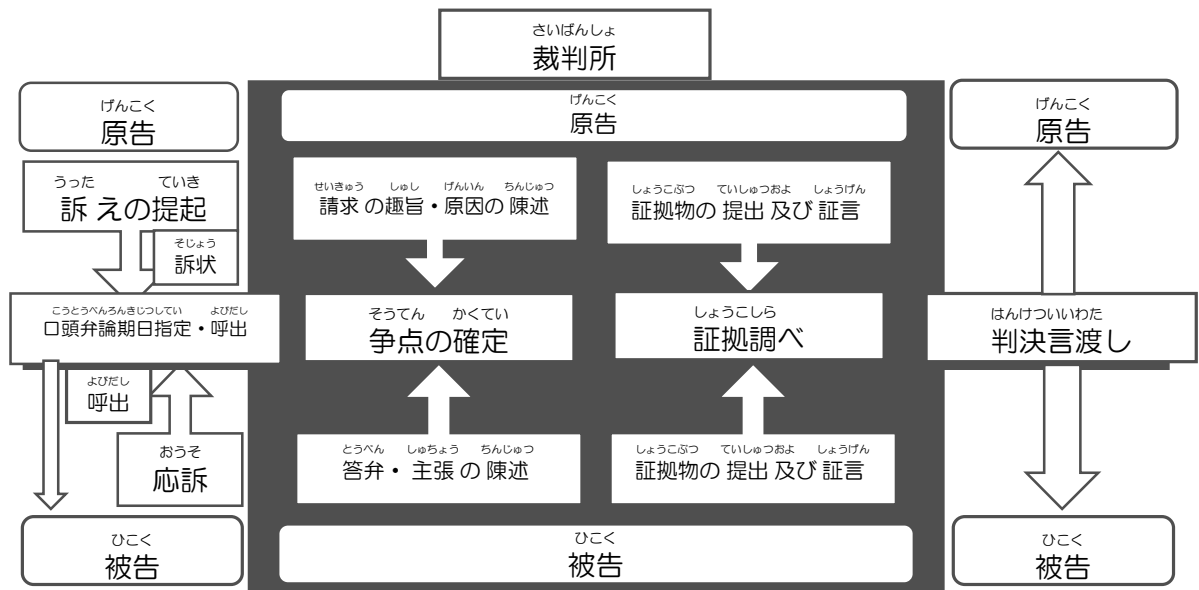
けいやく がいしゃ たい あと
 クレジット契約は、このように、①クレジットカード会社に対して、②後から
 しはら てん げんきん つか かいもの こと てもと げんきん
 まとめて、支払いをするという点で現金を使った買物と異なります。手元に現金
 ようい かいもの べんり けいやく ぎやく かいもの しはら
 を用意しなくても買物ができる便利な契約ですが、逆に、買物をしてから支払
 かんりよう かくじつ ぶん かね かくほ けいかくせい かね かんり ちから
 いを完了するまで確実にその分のお金を確保する計画性とお金を管理する力が
 ひつよう きがる つか す つか ぶん かね かなら しはら
 必要です。気軽に使い過ぎないように、使った分のお金は必ずクレジット支払い
 よう こうざ かくほ とう くふう
 用の口座に確保しておく等の工夫をするようにしましょう。



さいばんしょ
深掘り 裁判所について →Step6-1 (p61)

ほうりつ ひとびと たちば りがいかんけい ちようせい しゃかい く
 法律は人々の立場と利害関係を調整するためのルールであり、社会で暮らす
 いじょう すべ ひとびと まも いじょう
 以上、全ての人々が守らなければなりません。そして、ルールがある以上、それ
 まも ばあい ひつよう じっさい あらそ お ばあい
 が守られなかった場合のペナルティが必要ですし、実際に争いが起こった場合
 あ はんだん ひつよう
 には、どのようにルールを当てはめるのかについて判断する必要があります。
 しゃかい やくわり にな さいばんしょ
 社会において、こうした役割を担うのは、裁判所です。
 いっぽう か あ はんだん おこな ばあい さいばんしょ
 一方、こうしたペナルティを科したり、当てはめの判断を行う場合、裁判所
 ほか だれ えいきよう う こうせい ちゅうりつ おこな
 は他の誰からの影響も受けず、公正・中立に行わなければなりません。その
 にほんこくけんぽう すべ しほうけん さいこうさいばんしょおよ かきゆうさいばんしょ ぞく
 ため、日本国憲法では、全て司法権は最高裁判所及び下級裁判所に属するもの（
 だい じょうだい こう すべ さいばんかん りょうしん したが どりつ
 第76条第1項）とするとともに、全ての裁判官は、その良心に従い独立し
 しょうけん おこな けんぽうおよ ほうりつ こうそく だい じょうだい こう
 てその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される（第76条第3項）とし
 しほうけん どりつ ほしょう さいばんしょ がいぶ あつりよく う さいばん おこな
 て、司法権の独立を保障し、裁判所が外部からの圧力を受けずに裁判を行うこ
 とができるようにしています。

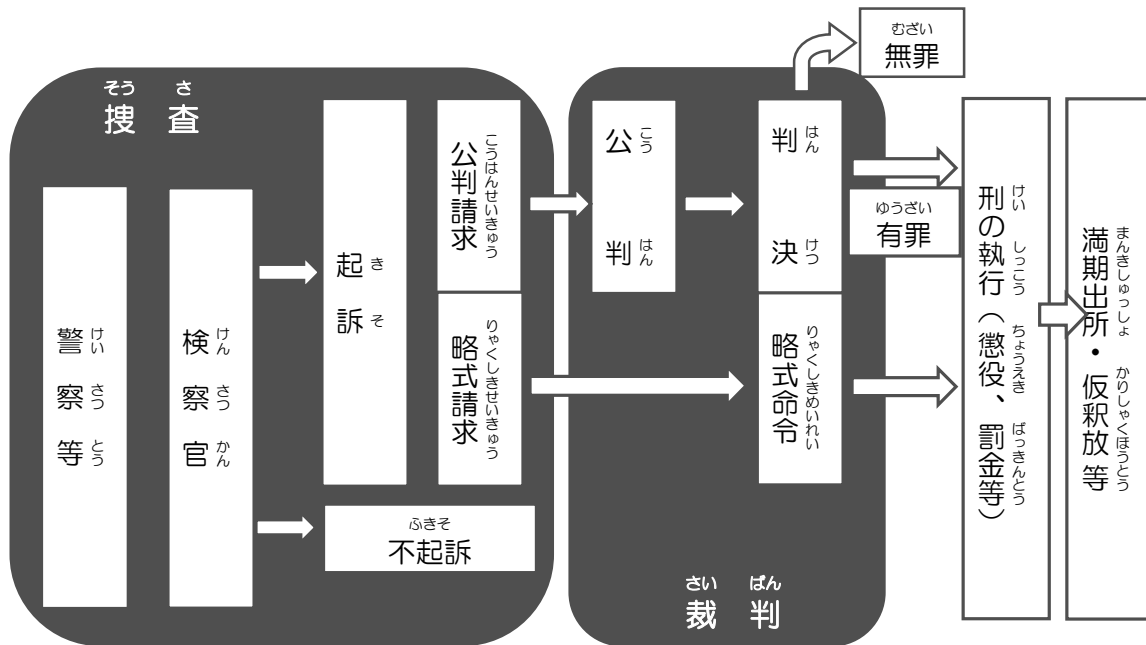
みんじさいばん
(1) 民事裁判



民事裁判は、金銭の貸し借りや遺産相続をめぐる争い等、基本的に、私人同士
 の紛争に関する裁判です。裁判所は、原告（訴えた側）と被告（訴えられた
 側）の双方の主張を聞き、提出された証拠や証人等を調べた上で、どちらの
 主張が理にかなっているかを法にのっとって判断し、判決によって紛争を解決し
 ます。

また、判決以外にも、裁判所が間に入って、当事者に話し合いによる解決を促
 すことで、当事者が互いに譲り合い、和解によって解決する場合があります。

（2）刑事裁判



事件（犯罪）が発生すると、通常、警察が捜査を開始し、犯罪を行った疑い
 がある人（被疑者）を特定して、事件を検察庁に送ります。検察官は、更に捜査
 を行った上で、被疑者が犯罪を行ったことに間違いがなく、刑罰を科すべきと
 判断した場合には、裁判所の裁判を求める「起訴」を行い、そうでない場合には
 「不起訴」の処分をします。起訴処分には、法廷で審理が行われる公判請求
 と、法廷で審理を行うことなく書類審査で刑（罰金等）が言い渡される
 略式命令請求があります。



こうはんせいきゆう じけん さいばんしよ ほうてい しんり おこな ひこくにん きそ
公判請求された事件について、裁判所は法廷で審理を行い、被告人（起訴さ
ひと ゆうざい きそ つみ おか つみ おか みと
れた人）が有罪かどうか（起訴された罪を犯したのかどうか）、罪を犯したと認
められる場合にはどのような刑にするかを判断します。この裁判が刑事裁判で
す。

民法

だい じょう こんいんてきれい

第731条 (婚姻適齢)

こんいん じゅうはっさい

 婚姻は、**十八歳**にならなければ、することができない。

だい じょう じゅうこん きんし

第732条 (重婚の禁止)

はいぐうしゃ もの かさ こんいん

 配偶者のある者は、**重ねて婚姻**をすることができない。

だい じょう さいこんきんしきかん

第733条 (再婚禁止期間)

さくじょ

削除

だい じょう きんしんしゃかん こんいん きんし

第734条 (近親者間の婚姻の禁止)

ちよっけいけつぞくまた さんしんとうない ぼうけいけつぞく あいだ こんいん

直系血族又は**三親等内の傍系血族**の間では、婚姻することができない。

ようし ようかた ぼうけいけつぞく あいだ かぎ

ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

だいはっぴやくじゅうななじょう きゅう きてい しんぞくかんけい しゅうりょう あと ぜんこう

2 第百十七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と

どうよう

同様とする。

だい じょう ちよっけいしんぞくかん こんいん きんし

第735条 (直系姻族間の婚姻の禁止)

ちよっけいしんぞく あいだ こんいん だいななひやくにじゅうはちじょうまた

直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八条又は

だいはっぴやくじゅうななじょう きゅう きてい いんぞくかんけい しゅうりょう あと どうよう

第百十七条の九の規定により姻族関係が終了した後も、同様とす

る。

だい じょう ようしんしとう あいだ こんいん きんし

第736条 (養親子等の間の婚姻の禁止)

ようし も はいぐうしゃまた ようし ちよっけいひぞく も はいぐうしゃ ようしんまた

養子若しくは**その配偶者**又は**養子の直系卑属**若しくは**その配偶者と養親**又

ちよっけいそんぞく あいだ だいななひやくにじゅうきゅうじょう きてい しんぞくかんけい

はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定により親族関係が

しゅうりょう あと こんいん

終了した後も、婚姻をすることができない。



こんいん じょうけん みんぽう さだ みんぽう さだ こんいん
 婚姻の条件は、民法で定められています。民法で定められている婚姻できない
ばあい かんたん
 場合を簡単にまとめると、
 1 さいまん ばあい
 1 18歳未満である場合。
 2 はいぐうしゃ ばあい
 2 配偶者がいる場合。
 3 ち たが おやこ そふほ ちよつけい しんぞくかんけい
 3 血のつながりにかかわらず、お互いが親子、祖父母などの直系の親族関係で
また かこ かんけい ばあい
 ある（又は過去にそのような関係があった）場合。
 4 たが ち しんとういない しんぞく ばあい
 4 お互いが血のつながりのある3親等以内の親族である場合。
 となっています。

民法

第752条（同居、協力及び扶助の義務）

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

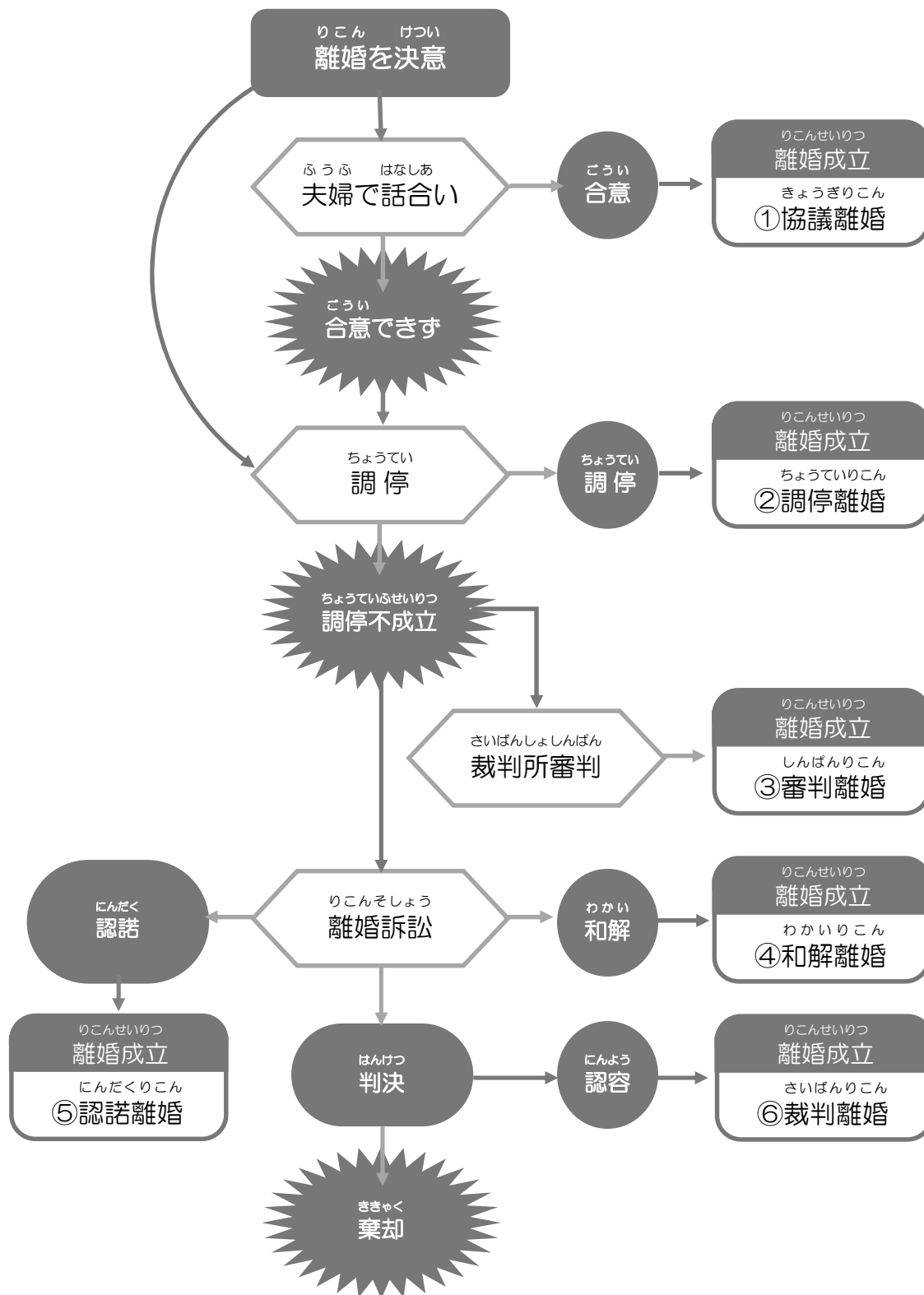
婚姻することで夫婦には法律上の効果が発生します。その効果にはさまざまなものがありますが、その中で法律上及び判例上、義務と考えられているものは、以下の3つです。



このうち、同居義務と扶助義務は、民法の条文で直接定められています。一方、貞操義務は、条文で直接定められてはいません。しかし、民法の他の



じょうぶん はいぐうしゃ ふてい りこん うった ていき りゆう とう さだ
条文では配偶者の不貞が離婚の訴えを提起する理由になること等が定められ
ないよう じょうぶん ちやくせつ さだ な ふうふ ていそうぎむ
ており、その内容から、条文に直接の定めは無くても、夫婦には貞操義務が
あるものだとされています。







<p>しめい 氏名</p>	<p>りょう 寮</p>
<p>こんかい ひこう ほんけんひこう つぎ こうもく したが せいり 今回の非行（本件非行）について、次の項目に従って整理してみましょう。</p> <p>こんかい ひこう 1 なぜ今回の非行をしたのでしょうか。</p> <p>さいいじょう みるぼうじょうせいねん おとな あつか し 2 18歳以上は民法上成年となり、大人として扱われることを知っていましたか。それでも非行をしてしまったのはなぜだと思いますか。</p> <p>ひがいしゃ しゃざい さんがいばいしょう ばあい 3 被害者への謝罪や損害賠償はしましたか。また、していない場合、これからどうしようと考えていますか。</p> <p>ちやくせつ ひがいしゃいがい めいわく ひと 4 直接の被害者以外に迷惑をかけてしまった人はいますか。また、それはどのような迷惑ですか。</p>	
<p>ていしゆつび 提出日</p>	<p>しよくいん 職員</p>



しめい 氏名	りよう 寮
-----------	----------

じぶん ひこう ふ かえ じぶんじしん そんがいばいしょうせきにん かくにん
自分の非行を振り返り、自分自身の損害賠償責任について確認してみましょう。
せいかく きんがくとう わ そんがい
正確な金額等は分からなくてかまいません。どのような損害があつて、およそどの
きんがく かんが
くらいの金額になるのか考えてください。

わ めんかい てがみ とお かぞく つきそいにんとう かくにん
もし分からなければ、面会や手紙などを通して家族や付添人等に確認することも
できます。

ちやくせつそんがい あた きんびん 直接損害を与えた金品	
ひがいしゃ ほんらい え 被害者にとって本来得 りえき られるはずだった利益	
ひがいしゃ せいしんてきくつう 被害者の精神的苦痛に たい いしやりよう 対する慰謝料	
ちえんそんがいきん じょうき 遅延損害金（上記3つ きんがく ごうけい ねんり の金額の合計の年利3 おく きかん さん %を遅れた期間で算 しゆつ 出）	

ていしゆつび 提出日	しよくいん 職員
---------------	-------------



しめい 氏名	りよう 寮
<p>1. あなたが育ってきた環境（家族等）で、何か関係がすれ違っているとあなたが感じる相手はいましたか。その相手は、誰ですか。</p> <p>2. その相手について、どんなできごとですれ違いを感じましたか。あなたの視点から、自分に起こったできごとと、そのときの気持ちについて書いてください。</p> <p>3. あなたが何かすれ違いを感じている相手と、もし話し合うならば、大人としてどのように話し合いを進めて、上の問題を解決していこうと思いますか。</p> <p>4. あなたが何かすれ違いを感じている相手とは、今後、どのように関わっていこうと考えていますか。</p>	
ていしゆつび 提出日	しょくいん 職員



しめい 氏名	りよう 寮
<p>じりつ けいかく た 自立のための計画を立ててみましょう。</p>	
<p>じりつ ひつよう かね 自立に必要なお金</p>	<p>れい やちん つき まんえん しょくひ つき まんえん どう 例) 家賃：月5万円、食費：月2万円…等</p>
<p>じりつ ひつよう 自立に必要なもの</p>	<p>れい れいぞうこ せんたくき どう 例) 冷蔵庫、洗濯機…等</p>
<p>しゅうにゆう え ほうほう 収入を得る方法</p>	<p>れい つき まんえん おや しおく つき まん えん どう 例) アルバイト：月10万円、親からの仕送り：月5万円…等</p>
<p>かぞく かんけい 家族との関係</p>	<p>れい ちち よう でんわ はな はは しゅう いちどれんらく どう 例) 父：用があれば電話で話す、母：週に一度連絡する…等</p>
<p>いつまでに</p>	<p>れい ねんご 例) 1年後までに</p>
<p>ていしゆつび 提出日</p>	<p>しょくいん 職員</p>



<small>しめい</small> 氏名	<small>りよう</small> 寮
--------------------------	-------------------------

あなたは、これまでにたくさんの友人たちと出会ってきました。中にはいつの間にか離れていた友人もいるのではないのでしょうか。今までどんな友人がいたか、改めて振り返ってみましょう。

§ 小学生以前の友人

イニシャル	どんな友人か	今の付き合い
<small>れい</small> (例) T.O	<small>ちい ころ いえ きんじよ いつしよ あそ</small> 小さい頃、家が近所でよく一緒に遊んだ	×

§ 中学生の頃の友人

イニシャル	どんな友人か	今の付き合い

§ 最近の友人

イニシャル	どんな友人か	今の付き合い



あなたは、これまで友人たちとどのようにして過ごしてきましたか。

しょうがくせい ころ ゆうじん
§ 小学生の頃の友人

ちゅうがくせい ころ ゆうじん
§ 中学生の頃の友人

さいきん ゆうじん
§ 最近の友人



いま ふ かえ 今、振り返ってみると、あなたは友人たちにどのようなことを求めていたのだと
おも 思うか。 (友人たちと付き合うことで、自分にとって、どのような良いことが
おも あったと思いますか。)

しょうがくせい ころ ゆうじん
§ 小学生の頃の友人

ちゅうがくせい ころ ゆうじん
§ 中学生の頃の友人

さいきん ゆうじん
§ 最近の友人

ていしゅつび
提出日

しょくいん
職員